

319.1
W58n



3

0010532-000

319.1-W58n

日本近世外交史


渡辺幾治郎・著

千倉書房

1938

ABJ

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第67条の規定に基づき、平成12年5月15日
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。



759

前編
帝室官
渡邊幾治郎著

日本近世外交



千倉書房版

319.1 W38n



114183

序

この書は、國民外交智識の發達と普及とに資するを目的として著はされたものである。現時、時局下の日本に於て、やゝもすれば外交の貧弱が叫ばれる。しかし、國民の多くが貧弱なる外交の智識を以て、外交當局者のみ責むるのはその當を得ざるのみならず、やゝもすれば重大なる禍害を來す。外交は國民の後援背景によつてのみ成就するのである。

この目的を以て、私は明治維新以來、我が外交の基礎と精神、その進路と方向とを示さんと試みた。たゞ、これを史論によらず、史實によつてこれを説き、自然に會得理解することを期した。近時外交史の著多し、予は所謂外交史家でも、その専門研究者でもない。たゞ國史の發達を叙するの中に外交の變遷發達を見んと欲した。故に外

序

交の機微を探り、樽俎折衝、縦横の策を叙するは、他の外交史に譲り、私は専門外交史家
研究の成果を借りてこの書を述ぶるに止めた。

この書題して日本近世外交史といふ。或は最近世日本外交史といふべきかも知
れない。稱呼の異同は必しも、私の問ふところでない。尚ほこの書に就いての予の
企圖は序説と結論とに少しくこれを説いてあるから、参看されたい。

昭和十三年十月

著者記す

目次

序説……………一

第一章 明治維新と外交……………三

 第一節 明治維新と帝國外交の精神……………三

 第二節 幕府の佛國依存と薩長の外交……………六

 第三節 維新政府の開國政策……………八

 第四節 積極的對外平等政策の基礎……………二七

第二章 條約改正……………三三

 第一節 條約改正の意義 法權回復と稅權回復……………三五

 第二節 岩倉大使と條約改正……………四二

第三節 寺島宗則及び井上馨と條約改正……………四九

第四節 大隈重信と條約改正……………五九

第五節 大隈遭難後の條約改正……………六六

——條約改正に對する方針定まる——

第三章 南北領土の調整……………七七

第一節 維新以前の我が北邊領土……………七七

第二節 維新政府と北邊領土……………八〇

第三節 琉球島の歸屬問題……………九一

第四節 置縣後の琉球……………一〇三

第四章 日清戦争の外交……………一〇三

——外交の二大方針——

第一節 大陸派と内治派の對立……………一〇三

第二節 日支同盟論……………一三五

第三節 外交の不振と大陸經營派の擡頭……………一四二

第四節 日清戦役と伊藤、陸奥の内政失敗……………一五〇

第五節 朝鮮の内亂と日清兩國の出兵……………一五五

第六節 清國の態度と英露の關係……………一六八

第七節 列國の干涉と我が對清・韓策……………一八六

第八節 戦時中の外交、軍部を指導す……………一九六

第九節 英國政府諸強國の聯合仲裁を試む……………二二一

第十節 清國講和を請ふ……………二三〇

第十一節 露・獨・佛三國の干涉……………二三二

一 干涉の原因……………二三二

二 半島還付に決す……………二五二

第十二節 朝鮮問題……………二六六

第十三節 日清戦役の結果……………二七五

一 國際政局の變化……………二七五

二 條約改正の成就……………二七七

第五章 日露戦役の外交……………二八三

第一節 露國の東方侵略と我が對策……………二八三

第二節 旅順大連の租借……………二八七

第三節 露國の對韓政策……………二九二

第四節 北清動亂と滿洲占據……………二九七

第五節 支那保全論……………三〇一

第六節 日露協商と日英同盟……………三〇六

第七節 伊藤博文露國に到つて協商を試む……………三二六

第八節 日英同盟の成立……………三四〇

第九節 露國の滿韓侵略と我が國の對策……………三四八

一 滿韓交換論……………三四八

二 露國一掃論……………三五三

三 對露同志會の上奏……………三五七

第十節 日露開戦……………三六二

第十一節 講和外交……………三七二

一 戰略、政略一致の要望……………三七二

二 小村外相全權委員に任せらる……………三八八

三 ウイツテ露國全權委員に任せらる……………三九三

四 米大統領の同情と斡旋……………三九七

五 講和會議の經過……………四〇一

六 講和條約の成立……………四二二

七 講和條約に對する國民の不滿と歐米の輿論……………四三三

第十二節 日露戰役後の外交……………四四六

一 國際的地位の昂進……………四四八

二 日英同盟の改訂……………四三四

三 佛・露・米三國との協商……………四三七

第十三節 韓國の併合……………四四五

一 統監府の設置……………四四五

二 日韓の併合……………四四七

第六章 世界大戰と我が外交……………四五二

第一節 對獨宣戰……………四五二

第二節 日佛、日露並に日英佛露四國同盟とロンドン宣言……………四六〇

一 ロンドン宣言加入……………四六三

二 日露新協約の成立……………四六五

第三節 日米共同宣言……………四六九

第四節 我が對支外交……………四七五

一 對支要求交渉、所謂二十一箇條問題……………四七五

二 エリオット博士に對支外交の趣旨を説明す……………四八六

結論……………四九一

序 説

外交といふことは、樽俎折衝といふ語が示すごとく、支那では口舌文章を以て、樽俎の間に相手國を説破し、自國の利益を計るものとされた。權變譎詐はその間ふところでない。蘇奏張儀が模範的外交家としてその合縱連衡の策と術とは、永く青史に特書された。西洋でも、外交は技術であるといはれた。日本になじみの深い英國公使サー・アーネスト・サトウは、その著『外交實務書』に於て外交とは「獨立國政府間の公の關係を處理する才インテリジェンスと手練ダアップとの適用實行である」といつてゐた。

既に才識といひ、手練といへば、一種の技術として直に巧拙といふやうなことが聯想されるのは當然で、やはり蘇奏張儀のごときものが、巧妙な外交技術家となるのである。しかし、歐羅巴人は、譎詐權變は表面は許さぬ、故にビスマルクは、外交とは現下の浮動的なあらゆる事態に當面して、最も害悪なくして最も適切なる決定をするの技術テクニックであるといつてゐたのである。

外交が、かやうなものであるとすれば、從來の外交史が、多く樽俎折衝の歴史となり、外交技術史となつたことは止むを得ない。しかし、外交を國家政治の一方面と見て、最高の意味に於ける國家國

民の利益の擁護伸張を目的とするものであるとするならば、外交史はもつと異なつたものであらねばならぬ。それは政治史の一部として、國家の發達、變遷を説明するものでなければならぬ。外交技術史といふがときは、その枝葉の一部たるに過ぎないものになるのである。

元來内治と外交とは、不可分的關係にあるもので、主として一國外交の進路方向を定め、その性質限界を定むるものは、その國の内治にある。外交を、單に國際關係によつてのみ觀察せんとするは、全く皮相の偏見たるを免かれない。かやうな意味に於て、私は外交史を取り扱ふことにした。私は最明治維新以來の進歩發達の中に、外交の變遷を觀察せんとするものである。



第一章 明治維新と外交

第一節 明治維新と帝國外交の精神

帝國外交の精神は明治維新の精神から發生し、維新の精神を完成せんとする政治の一部である。明治維新は何んであるか、それは尊王と對外平等の二つを實現するためであつた。尊王の目標は、王政を復古して建國の姿に復へすこと、即ち封建武家政治を廢して、天皇親政の統一日本に復へすことである。對外平等の目標は、攘夷を斷行して、國威を海外に伸張することである。しかし攘夷といつても、別に排外的な外人殺戮を目的とするものでない。攘夷本來の旨趣は、對外平等を實現すること、今日でいふ自主的外交のことである。開國にせよ、鎖國にせよ、外國に強迫され、制肘されて行くことではいけない。總て國家の自主・自由の意思に基いて行ふことでなければならぬといふのである。元來日本國民は、外國に對して、極めて寛容な精神を持つてゐた。少しも排外的な精神は有たなか

つた。日本國民の傳統には、排外主義はないのである。これは日本の歴史が證明する。たゞ徳川氏が鎖國主義を執つたのは、西洋諸國が貿易と布教とを併せ行ひ、その布教は國土併呑の前提としてゐたことが明瞭にされたからで、幕末に於て攘夷が唱へられたのは、歐米諸國が、我が國を未開國扱をなし、武力を以て開國を強要せんとしたのに憤慨したからである。既に皇室の尊嚴、國體の優秀に目覺め、一度たりとも外侮を受けたことがないと信じた國民が、外國の跋扈跳梁を見て、神州の地を洋夷のために汚さるゝなど奮起したのである。左中將基綱の歌に

あめつちのかみのかためし御國とて侵しはてたる夷をも見ず

とあるのは、神州に對する國民の信念である。この信念を破ぶられてたまるものか、といふのが攘夷論となつたのである。故に攘夷の首唱者吉田松陰は、『凡生皇國宜知吾所以尊守内』といつてゐたのである。要するに、攘夷は國體に目覺めた尊王論者の對外平等の思想の發露である。

明治精維新の目標となり、精神となつたものは、この尊王と對外平等の二つで、これを實現するためであつた。而して、徳川幕府の滅亡したのは、この二者に對する手段方法を悉く誤つたからで天下の志士、有識者の間に、幕府が存在してゐては、尊王の實が擧げられず、對外平等の目的が達せられぬといふことになつて、遂に倒幕運動となり、更に進んで討幕の實現となつたのである。

維新の目標となり、精神となつたものが、尊王と對外平等の實現にあつたとすれば、明治時代は、この二者の完成と發達との歴史である。例へば王政復古から版籍奉還、廢藩置縣、天皇親政へと進んだのは、尊王思想の完成、發達であり、立憲政治もその發達に外ならないのである。またかうして、一君萬民の下に、國民生活を安定し、舉國一致の統一日本を建設することは、對外平等の要求に應ずる準備、用意でもあつたのである。また維新以來の朝鮮問題から、條約改正、日清・日露の兩戰役、朝鮮の合併は、對外平等の要求から來てゐることはいふまでもないが、それは、また尊王思想の發達完成でもあつたのである。更に附け加へて置きたいことは、明治史が、維新史の連続であるごとく、現代はまた明治史の連続であるといふことである。要するに、尊王と對外平等との精神は、依然として現代の精神である。近時の國體明徴、教學刷新、國民精神總動員の叫びは、尊王精神の連続で、その徹底強化を期するものではあるまいか、また滿洲の獨立を擁護して國際聯盟を脱退し、國防の平等を高唱して、軍縮會議を脱退し、日支事變に國運を賭し、日支懸案の解決に突進するのは、對外平等精神の連続で、その發展でなくして何んであらう。

最近外交史を學ぶものは、先づこの最近世を一貫する目標と精神とを明かにし、帝國外交の根柢に流るゝ精神を了解せねばならぬ。

第二節 幕府の佛國依存と薩長の外交

英佛兩國は十九世紀以來世界的に角逐してゐたが、一八五一年（嘉永四年）十一月、ルイ・ナポレオンが、佛國皇帝の位に即き、ナポレオン三世と稱するに及び、佛國の外交は活潑となつた。ナポレオン三世は、その伯父大ナポレオンの事業、功績を模倣實現せんとする程の愚者でなかつたといはるるが、しかし、彼は佛國民の大ナポレオン追慕の念止まず、ナポレオン政治は、佛國をして再び歐洲の大國民たらしむるといふ民衆の信念を利用して、自己の地位を築かうと心がけてゐたので、常に外交を事として、國威宣揚といふやうなことを忘れなかつた。後には賈造的帝國主義といはれた程とて外交政策は動搖甚しかつたが、可なり華々しかつたのである。

かくて、一八五四年のクリミア戦争には、英土と聯合して露國と戦ひ、一八五九年には、サルヂニアと結んで、奥太利と戦ひ、サボヤとニースを獲得し、一八六二年には合衆國の内亂に乗じ、メキシコに遠征軍を派遣し佛國保護の下に帝國を建設した。これは失敗に終つたが、彼は絶えず、かやうな外交策を弄してゐたのである。

かやうな外交政策を反映して、東洋方面に於ても、外交官等は盛んに活動したのである。彼等は幕府と結んで、日本に佛國の勢力を扶植せんとした。幕府も亦時局の困難に鑑み、英國公使の活躍甚しく、その態度強硬なるを見て、これを牽制し、或はこれを避けんとて、次第に佛國に依頼するに至つた。かくて幕府は佛國政府に就いて技師・工手を傭入れ、機械・物品を購求して陸海軍費の充實に力めた。元治元年十二月には、横須賀に製鐵所一ヶ所、船渠大小二ヶ所、造船所三ヶ所、武庫その他を建設するの計畫を定めた。

また慶應元年春には、佛國公使レオン・ロツシユーに依頼し、教師を佛國より招聘し、佛式によつて歩騎砲の陸軍を根本的に改正編制することとし、江戸に佛國語學傳習所を創設した。かやうに佛國との交際が益々親密となり、慶應二年十二月二十日には、幕府は巴里大博覽會に賛同し、將軍の弟、民部大輔徳川昭武を大君の名代とし、外國奉行向山隼人正、書記官田邊太一等を隨行として佛國に差遣することとした。昭武等は翌年正月十二日佛船に乗じて出帆し、三月初め馬耳塞に著した。ナポレオン三世は大に昭武等を優待し、皇室の宴會、夜會等には、常にこれを招き、日本の太子として、來會の王公に紹介するなど、公子を待つこと頗る懇慫であつた。

幕府と佛國との關係が、かやうであつたので、幕府が、長藩と事を構ふるに至つて、佛國に依頼し

その援助を求めんとするに至つたのは、解し難いことではなかつた。長州再征に際し松平伯耆守が、慶應二年七月九日、幕府の板倉・稻葉兩閣老に宛てた書翰を見ると、長藩頑強、これを援助するに薩藩を以てし、英國も援助してゐるから、その征討は容易なことでないといひ、佛國の援助を請ふの外ないといつてゐた。

夫是合考致候に、容易に御平均見据無之、然とも佛蘭西え及談判、三十艘も軍艦を借出し、世上之評論は不顧、夷人を遣候て夫ならば速功も可有、其他は更に無之、

とある。また同年八月、紀州藩武内孫介の上書にも、同様のことがいはれ、我が軍艦を先鋒とし、彼の軍艦を後備とし、長防の海岸を打破り、官軍各陸路を攻撃し、海陸相應じて攻めなば、二旬か三旬で兩國を平定し得べしといつてゐた。

幕府でも、早くからかやうな考を有ち、小笠原壹岐守、小栗上野介などは、いろ／＼と畫策してゐた。これ等のことは從來多少疑問の點もあつたが、幕府の秘書『新聞叢書』が公にせらるゝに至つてそれ等の事實が頗る明瞭となつた。同書に丙寅六月二十五日夜、佛蘭西ミニストル應接大意と題するものあり、征長に關し、小笠原壹岐守と佛國公使レオン・ロツシユ一の對話が詳細に載せられてある。それには、壹岐守は、

征長之御一舉、御取掛りより一ヶ年半も相過、長州御征討無之候ては、終に諸藩政府之命を不用様相成可申、只今に至り候ては、是非共御征伐無之ては不相成事に候。

といつて、征長の止むべからざることを説けば、ロツシユ一は、征長の一般方略を説き、

不二艦を以、東地方を砲撃し、翔鶴丸を以外島を打、同島を奪ひ、兵卒一萬を以同島を守り、萬一外國船通行之節、武器等彼に密賣いたし候船舶有之候節、御都合にも相成可申候、且又要所要所に砲臺御取建大砲御据付有之度候、大島郡より御討入は不宜事に候、當地より御討入之方至當之事と奉存候、下ノ關討手之諸藩人數相揃候上小倉之勢を合し、御討入相成候へは、至極宜奉存候。

と教へてゐる。壹岐守は、更に幕府には軍艦は不二艦の外にない、軍艦は追々増艦の計畫はあるが、差當り急用の軍艦を借入れたいから、御周旋を煩はしたいといへば、ロツシユ一はこれを諾してゐる。しかし、壹岐守は、幕府の財政難を説き、

軍艦大砲買入候はゞ入用莫大之儀故、一時拂方出來差支も難斗、依て横濱バンクより立替の上相渡候様致度候、

と依頼すれば、ロツシユ一はこれを諾し、

其儀は、御手前様御在府不被爲在候間、御承知無之儀と奉存候、當節は横濱におゐて右等借貸候儀、何程之儀にても出来候

といつてゐる。また壹岐守が軍艦の拂物があらば買入りたいといへば、ロツシユーは、これを諾し、江戸の御同列様へ、その旨書翰をやつて貰ひたいなどといつてゐる。かくて、ロツシユーは、壹岐守の書翰を以て江戸に歸り、金子調達等の斡旋をしてゐた。同年八月、ロツシユーが、壹岐守に與へた書翰には、

帝國佛蘭西全權公使小笠原壹岐守閣下え呈す、

小倉において御面會之節、私は速に江戸え當著し、江府御同列方え談合、早速小倉の方え軍兵差廻し、竝我國より金子御借受之件々を速に相定候様閣下え約束せり、

幸に右之二件之談判相濟、既に昨日御勘定奉行佛國コンベニーと談合、金子御借受之決定せり、且日本帝國は格別富饒に候故、人民尊く且才智ある者多く御座候處、太平打續戰志おとろへ申候。第一武器竝軍艦不宜、昨今之所に而は、實の軍備相整候とは難申、若政力を立んとせば、右之條充分御整可被成候、尤陸軍不立内は政事も自ら相立不申候、就而は私儀何ヶ年迄も心を盡し、右二ヶ條是非とも相整度志に御座候、若日本政府私と同意にして、御國力と私之力とを合せは、

海陸軍以後三ヶ年之内に組立て可申、左候上は諸藩は慎で政府え歸服候義に相定申候。

此度天下不幸に合、大君薨去之義實に愁に不絶候得とも、是非とも 大君位を、次は一刻も早く立て候外無之と存候、且右同人は形勢六ヶ敷折柄故、昨今之事情能々辨居候者に無之而は、けしと相成申間敷相考申候、法良西國帝は、大君薨去を承知致候節は可愁候得共、猶此度位を次ぐ者と不相變相親申候、且塚原但馬守之段々懇意に致候、同人は格別才智竝忠臣ある者と存候、謹言
一千八百六十六年九月十三日

帝國法良西全權公使レヲンロセス

小笠原壹岐守様

○淀稻葉
家文書

これ等の文書で、征長の際に於ける幕府と佛國との關係が想像される。公使ロツシユーは幕府の征長役を援助したばかりでなく、幕府軍備の整備と政治の革新とを援助することを約束したのである。幕府のこれ等の處置は、多少恕すべきことがあるとしても、幕府が征長後の財政の危機を救はんがために、佛國公使を介して借財をせんとし、その抵當として、蝦夷地を擔保に提供せんとしたといふ驚くべき事實あるに至つては、同情の辭もなくなるのである。慶應三年四月十三日の慶喜公への上書に、

大君此時に當り借銀の事を約定せんとす、就ては其望み通りの質を差出すべし、其内には大君收納の内たる蝦夷地を質に取らせん、政府の收納及今英之大商社へ與へんとする蝦夷地之金銀山より出づるもの、高を以て、右借銀の元利を拂ひ納めんとす、

といふ驚くべき事實を傳へてゐる。しかし、かやうなことは、幕府當局者だけでなかつた。幕府の忠臣といはれ、後に明治政府の海軍卿や大臣となつた榎本武揚が、品川灣を脱して蝦夷地に據つて、再舉を計つたときに、武揚は同地七重村の地を九十九年間、獨逸に租借を許したといふ條約書がある。獨逸は膠州灣占領に先立つこと四十餘年前、北海道の一部を根據とせんとしたことがあるとは、眞に恐るべきことであつた。

私にかやうなる賣國的事件の多くが、幕府の者によつて行はれたといふことを以ても、幕府の滅亡の當然であることを考へるのである。彼等は幕府と自己の存在あることを知つて、國家及び皇室の存在あることを知らなかつたのである。彼等は攘夷の背理にして行ふべからざることを知つて、その攘夷の因て來る精神を了解し得なかつたのである。彼等の非國家的行動を、かの西郷隆盛が、英國の援助を拒絶した行爲に考へ合はせると、興廢の偶然たらざることを見るのである。

慶應三年七月、既に薩長兩藩の盟約も成立し、政權奉還、王政復古の計畫も出來上り、しかも薩藩

では、これを成就するには、戦争の外はないと思つてゐたときである。同二十七日、西郷隆盛が、大阪で英國公使通譯官サトーに面會した。このとき、サトーは日本に於ける英佛の關係を論じ、佛國の幕府を援助するの意あり、幕府も亦佛國の援助を得て、薩長始め反幕諸侯を討伐するの意あるを告げ薩長方朝廷の危機を説き、英國の常に朝廷の味方なることを述べ、暗に薩長援助の意を暗示したときに、西郷は欣然これを承諾すると思ひきや、毅然として、これを拒絶した。曰く

日本政體變革のことは、何れとも吾々が盡力致すべき筋合である、外國の援助を受くるは面目がなす。

と、これ等のことは、西郷が即日大久保利通に報じた書翰、竝に八月四日、桂右衛門への書翰に詳細に説かれてある。前者の一筋に、

一、佛人より日本の形勢を論じ、試度申掛候付、隨分議論いたし度、薩道サトウより返答に及申候處、佛人中には、いづれ日本も西洋各國の通、政府一般のものに相成、大名の威權を不除候ては不相濟候付、第一長薩の二國を打亡し度候付、俱に打平候方宜敷は有之間敷哉と申掛たるよし、其節薩道より相答候に付、先度の再討の次第を以可見、纔の長州一國さへ打てざる政府にて、諸大名の權を徐抔と申儀は顯然不相叶事に御座候、左様の弱きものを如何して助らるゝものに候哉と申

述候處一言もなく、夫形論は不出來と相咄居申候、

右等の論を公然と仕出す事候間、必政府を相助候て、諸侯を打の策を廻し候儀は相違無之、兩三年の内金を集め、機械を備、佛の應援を頼み、戦を始め候所存と被相伺申候間、其節は必佛も軍兵を發し、應援可致候間、いづれ相對する所の大國を應援に不備置候ては危き事に成行候はん、其節は英國におひて、同じく軍兵を押し出し守護可致と申觸れ候へば、佛の援兵は決して動かし候儀は不相叶候間前以能々相結候處肝要と相咄事に御座候、

第一英國の所存は日本國王政權を握らせられ、其下に諸侯を置いて、國體の立方英國にひとしき制度に相成候儀專一に願居候譯にて、此度も、英國王より

日本國王えの書翰を幕府え差出候由、右は全體

先帝崩御の儀承候て、御悔狀差出候趣と相聞れ申候、是もいづれ帝王え幕府より被差上、右の御返翰無之候ては不相濟事候へ共、いまだ返翰も無之と申居候、夫程日本

皇帝の處主張いたし候得共、京都にては其思召は更に無之、京地に異人を入れ候ては汚れ候坏との説のみのよし、右等のものにては不相濟候付、萬國え被對確乎たる政體を以、交際の處も普通のものに不相成候ては相濟間敷と申居候。

何ぞ英國え御相談被成度儀も御座候はゞ承知いたし度と申掛、應援相頼候はゞ引受可申との口氣にて御座候故、日本政體變革の處は、いづれ共我々盡力可致筋にて、外國の人に對し面皮もなき譯と返答いたし置申候、

とある。西郷等の意氣が思はるゝ。このときの西郷のサトーとの談話の趣旨は、佛國の幕府援助の形勢が、明瞭であつたので、西郷は英國外交の無力を侮り、英人は佛人の傀儡に過ぎぬとまでこきあろしたので、サトー躍起となつて論辯し、日本朝廷の依頼であるならば、大に援助するとまで乗り出して來たのである。これで西郷の目的は達せられ、佛國牽制は出來ると思つたから、斷然その申込みを拒絶したのである。この際に於ける西郷の外交手腕もあざやかなものであつた。前記桂右衛門に宛てた書翰は、一層その間の事情を明かにしてある。西郷は援助申込みを拒絶した事情を次のごとく述べてゐる。

是は大幸の譯、至其時機ては御相談可申と相答候ては、又英國に使役せらるゝ譯に相成候のみならず、全受太刀に落來、議論も鈍、此末の處下鳥に相成候儀、自然の勢ひに御座候故、うんと返答いたし置處と相考申候付、

「日本の國體を立貫て參上に、外國の人に相談いたし候面皮は無之、この處は十分相盡す賦に

候間、宜敷汲取吳候様」相答置申候、最初より英人に腹を立させ、憤慨させ候趣向は他事にては無之、偏に佛と引離し、却て佛の應援を押させ候策に御座候へ共、右様彼より應援の相談承度と申處え乗込候ては、不相濟一大事の處故、道を以て辭し候處、彼等には尙可愛等敷相成候模様相見得申候、第一此儀は安心の事に御座候

私は西郷等薩長の志士にこの氣概があつたればこそ、明治維新が、彼等の欲するがまゝに出来たのであると思ふ。しかし、彼等をして英佛の勢力に毅然たらしめたのは、尊王を根柢とした對外平等の精神が、時代を支配してゐたからであると思ふ。幕府の小栗上野介や榎本武揚等が、眼前の利害を見るの明があつても、この時代の精神を解するの遠識がなく、徒に外國勢力に依存し、この祖宗の寶土を擔保とするを辭せないやうな暴戻のことを敢へてするから、遂に幕府の滅亡を招くに至つたのである。

かゝる間にあつて、徳川慶喜が飽くまで佛國公使の援助を拒絶した尊王心と、勝安芳が外國勢力の介入を恐れて、極力恭順謹慎を慫慂した遠識とは、稱揚するに餘りあると思ふ。

徳川慶喜が、明治元年正月十二日江戸城に歸つたときは、城中は鼎の沸くがごとくであつたが、無論主戰論が勢を制し、慶喜を擁して飽まで抗戦せんことを主張した。佛國公使レオン・ロツシユは兵

庫から江戸に航し、この城中に乗込み、慶喜に會見を求め、正月十九日から三度會見し、大に世界の大勢を論じて、日本の利害に及び、反幕諸侯の討伐を説き、若し幕府が或る約定を遵奉するならば、戦艦・兵器・彈藥等を廉價に提供すべしといつた。

時は時なり、慶喜はこの提議を渡りに船と直に引受けたかと思ひの外、きつぱりとこれを拒絶してゐる。

御厚意は有難いが、日本の國體は他國と違つてゐる。假令如何なる事情があるとも、天子に向つて弓を曳くことは出来ない、予の代に祖宗の業を失ふことは申譯がないが、予は死すとも、天子には反抗し得ない。

かくて慶喜は佛國の援助を拒絶し、血氣にはやる旗下の將士を慰撫し、飽まで恭順を主張し、絶對無抵抗主義を執り、四月二十一日には江戸城を官軍に引渡し、水戸に謹慎した。慶喜の遠識と尊王の至誠とは、維新の混亂を救ひ、消極的とはいへ、その成就をはやめたのである。たゞこの間にあつて勝安房が、支那印度の例を述べ、國內相争ひ、同屬相喰むがときは、西洋諸國をしてその虚に乘じ皇國をして土崩瓦解せしめ萬民を塗炭の苦に陥るのみであるといつて、慶喜を諫め、恭順を慫慂した達見を忘れてはならない。慶喜といひ安芳といひ、身幕府にあるも、能く維新の精神を了解し、群議

を排して、これに順應した勇氣を賞賛する。思ふに明治戊辰の徳川氏が、壽永の平氏とならず、慶長の豊臣氏とならずして、社稷を全ふした所以は、こゝにあることと信ずるのである。

第三節 維新政府の開國政策

維新以來、今に七十有餘年、この短い間に、我が國が容易に封建制度を撤廢して、統一日本の建設を全ふし、東洋の一孤島から、世界の最強國と發展し、國勢今日の隆盛を見るに至つたことは現代の驚異である。その原因は何處に求むべきか、思ふに國勢今日の發展は、建國三千年來集積せる國民的精神の發展に基ぬるはいふまでもないが、そこにまた、維新以來、對外平等思想の發達が有力なる基礎を作つたことを考へるのである。外國に負けぬといふ、力強き對外平等の思想こそ一切の原因である。

幕末に於ける對外平等の思想は、攘夷といふ語を以て表現されてゐたが、この攘夷は維新の成就と共に開國和親と急轉回したのである。攘夷の到底實行し得ざることは、朝廷でも既に覺つてゐた。されば幕府が、慶應三年三月五日及び二十五日の兩度に於て、條約の履行せざるべからざる所以、兵庫

の開港せざるべからざる所以を上奏したことに對し、五月二十四日にはその勅許があらせられたのである。

兵庫開港之事元來不容易、殊に先帝被爲止置候へ共、大樹無餘儀時勢言上、且諸藩建白之趣も有之、當節上京之四藩も同様申上候間、誠に不被爲得止、御差許に相成候、就ては諸事屹度取締相立可申事、

- 一 兵庫被停候事、
- 一 條約結改之事、

右取消之事

五月二十四日

かくて、明治政府は明治元年正月十五日、外國事務取調掛東久世通禧を神戸に差遣し、佛英米李蘭六國の公使と會見し、國書を佛國公使に授け、王政復古を報じ、從來條約に用ゐてゐた大君の名稱を改めて、今後は天皇の稱を以てすることを告げた。國書に曰く

日本國天皇 告各國帝王及其臣人 嚮者 將軍徳川慶喜請歸政權也制允之 内外政事親裁之 乃曰從前條約 雖用大君名稱 自今而後 當換以天皇稱 而各國交接之職 專命有司等 各國公使

諒知斯旨

慶應四年戊辰正月十日

次いで英伊米李蘭五國の公使にまた國書を賜つた。この日(十五日)また國內に外國と和親條約を締結せることを告げ、外國交際は萬國公法に従つて致すべき旨を諭したまうた。布告に曰く

外國之儀者先帝多年之宸憂ニ被爲在候處幕府從來之失錯より因循今日に至り候折柄世態大ニ一變し大勢誠に不被爲得已此度朝議之上斷然和親條約被爲取結候就而者上下一致疑惑を不生大ニ兵備を充實し國威を海外萬國ニ光耀せしめ祖宗先帝之神靈ニ對答可被遊叡慮ニ候間天下列藩士民ニ至迄此旨を奉戴心力を盡し勉勵可有之候事

但此迄於幕府取締候條約之中弊害有之候件々利害得失公儀之上御改革可被爲在候猶外國交際之儀者宇内之公法を以取扱可有之候間此段相心得可申候事

だがこの急激なる轉向には、人心疑惑なきを得なかつた。この疑惑を去り、外國交際を全ふするには、先づ日本駐割の外國公使に、天皇の親しく謁見を仰付けらるゝに如くはないのである。そこで、この年二月七日、越前、土佐、長門、薩摩、安藝、肥後の六藩主が連署して上疏し、宇内の大勢を察し、外交の規模を恢宏し、各國公使に參朝を許し、謁見を仰付けられんことを奏請した。その文は、

當時の對外思想と攘夷より開國への轉向の理由とを有力に語るに足るものがある。曰く

臣等謹テ案スルニ、古之能ク天下ノ大事ヲ定メ候者ハ必先天下ノ大勢ヲ觀テ緩急機ニ從ヒ、處置宜ヲ得候故ニ唯功德ノ一時ニ光被スルノミナラス、萬世不拔ノ業是ニ於テ相立候、今也皇上始テ大統ヲ繼カセ給ヒ、御政權復一ニ歸シ、凡百ノ宿弊モ更始一新シ、天下萬世目ヲ拭ヒ治ヲ望ムノ秋也、即在朝ノ百官自ラ奮發シ、内ハ皇上ノ御德化ヲ輔ケ奉リ、外ハ皇威ヲ萬國ニ張リ、臣子ノ分ヲ盡サン事ヲ欲ス、就中今日ノ急務ハ皇國ト外國トノ交際ヲ講明セスシテ不協儀ニ奉存候、近頃朝廷始テ外國事務ノ官職ヲ設ケラレ、其人ヲ御撰舉遊サレ、專ラ御力ヲ盡サレ候ハ天下ノ人ヲシテ方向スル所ヲ知ラシメ給ハントノ御趣意ニテ、皇威ヲ萬國ニ赫耀セシメ候ハ、此時ニ可有之ト不堪感銘奉存候、乍併古語ニモ人心不同ハ面ノ如シト申候テ、在上在下ノ人未タ各々區々ノ議ヲ執テ疑念ナキコト能ハス、又或ハ漢土人ノ如ク、自ラ尊大ニシテ外國人ヲ禽獸ノ如ク蔑視シ、終ニハ彼ニ打負ケ却テ驅使セラレ候様ニ成行候覆轍ヲ踐ムニ至ルヘキ歟ト甚憂慮仕候、依テ熟考仕候處、今日ノ先務ハ上下協同一和シ、宇内ノ形勢ヲ辨シ皇國一大革シテ開業スヘキ所以、方向確定スヘキ儀第一ト奉存候、是迄皇國ハ一方ニ孤立シ、世界ノ事情ニ不達、只儉安ヲ以テ志トシ、荏苒衰微ヲ致シ、彼カ爲ニ制セラルヘキ次第ニ立至候ト各國ニ航行衆善ヲ包取、氣運日々ニ開ケ

政治文明兵食充備シ、天下ニ從横致シ候ト比較致候得者、盛衰之原由モ判然ト相分リ可申哉ト奉存候、元來膺懲ノ重典モ無クテハ不協儀ニハ候ヘ共、控御ノ術其方ヲ得候ヘハ、遠人モ懷キ服シ候道理ニテ尤無罪ノ人ヲ膺懲致シ候譯ニハ無之候、中古朝廷ニモ玄蕃ノ官ヲ置セ給ヒ、鴻臚館ヲ建サセラレ、遠人ヲ御綏服被成候コトモ相見エ居、其後天下慶長ノ間ニハ蠻夷トモ屢西國ニ渡來交易致シ候、若其來港不致節ハ大將軍ヨリ書簡ヲ以テ促サレ、猶モ遲緩ニ及候時ニハ此方ヨリ大軍ヲ發シ、攻撃ニ可及ナゾト申遣シ候儀モ有之候處、島原ノ一亂已來、始テ幕府ヨリ鎖國ノ令有之候、乍併漢土和蘭ニ於テハ猶交易差許候ヘハ、一切ニ外國人ハ攘ヒ斥ケ候ト申譯ニハ更ニ無之處、近年攘夷ノ論盛ニ相起リ、諸侯ノ内偶攘斥致シ候モ有之候ヘ共、素ヨリ一藩ノ力ヲ以テ不可爲ハ論スルニ足ラス、且先年幕府ヨリ十年ヲ期シテ成功ヲ奏シ可申抔ト申上候ハ、陽ニ其名ヲ假リ、陰ニ其私ヲ行ヒ候詐術ニテ、先帝日夜御苦慮被爲遊候御儀トハ同年之論ニハ無之ト奉存候、然レハ今日皇國之衰運ヲ挽回シ、皇威ヲ海外ニ耀シ候儀ハ萬々一刀兩斷之朝裁ヲ以、井蛙管見ノ僻論ヲ去リ、先ツ在廷樞要ノ御方々ヨリ裕眼ニ被爲成、上下同心シテ交際之道無ニ念開セラレ、彼カ長ヲ取リ、我カ短ヲ補ヒ、萬世之大基礎相据ラレ候様奉專禱候、仰キ願クハ皇上ノ御英斷能ク天下之大勢ヲ御觀察被爲遊、是迄犬羊戎狄ト相唱候愚論ヲ去リ、漢土ト齊ク視サセラレ候朝典

ヲ一定セラレ、萬國普通ノ公法ヲ以テ參朝ヲモ被命候様御贊成被爲在其旨海内ヘ布告シテ、永ク億兆之人民ヲシテ方向ヲ知ラシメ給ヒ度儀ト偏ニ奉懇願候、誠恐誠惶頓首頓首、

越 前 宰 相

土 佐 前 少 將

長 門 少 將

薩 摩 少 將

安 藝 新 少 將

細 川 右 京 大 夫

二月七日

しかし攘夷を文字通りに解して、西洋人排斥を信念とした人達は、明治政府の行爲を反覆輕薄の行爲とし、この上は自ら進んで攘夷を實行する外はないと決心したので、この後外國人殺傷事件が續々と起つて、大に明治政府を苦しめたのである。だが、それ等に對する諸藩や明治新政府の處置が、極めて果斷で、公明正大であつたので、大に新政府に對する諸外國の信任を増進することになつた。

明治元年二月十五日、土佐藩士の堺浦を成る者等が、天保山沖に於て佛國人十四名を殺害したので佛國公使は大に怒り、政府に向て、その加害者の處刑を要請した。この時土佐藩では、容堂公の大決

斷を以て、直に暴擧の徒二十人を捕縛し、堺浦妙國寺に於て切腹を命じた。自刃十一人に及んだとき、檢分に立合つた佛國公使館員及び海軍士官等は、餘りにも悲壯慘澹の狀を觀るに忍びないで、餘人の切腹を差止めんことを請うに至つて爾餘は助命せられた。

また元年正月十一日、備前藩の家老が兵を引率して京都に赴く途中、兵庫に於て英國士官と衝突し藩士は英國海軍將校を殺傷した。そこで港内に碇泊した多數の外國軍艦は、水兵を上陸せしめて通路を遮斷したので、大事件となつたが、これに對する政府の處置宜しきを得、家老某の切腹に因つて直に落着した。

かやうに、政府の處置宜しきを得たばかりでなく、雄藩大諸侯と雖も、その藩士中、外國人に對し不法暴行を爲すものあるときは、政府の命令を待たず、自ら進んで、これに制裁を加へた。それ等の果斷公明の處置は、かの幕末に於ける薩藩の生麥事件等と、著しくその處置を異にしたので、外國人は明治新政府の威力を信じ、日本に於ては、何人たりとも、天皇の勅旨に服従せざるものなき國體なることを知つて、我が國際的地位を著しく増進せしめたのである。當時新政府が、如何に天皇を中心として、外交の一元化につとめたかは、次の伊藤博文が、外國官に與へた書翰で明かである。○岩倉文書 竊に承候處、過日堺表佛人一條よりして、此度英人え暴發之事等に付、世上紛々之儀出來、就中

土藩明神仲三郎、濱田專之亟之如きは、宇豫州侯御處置振、且外國掛り之諸士に向て暴行を企居世間を搖動仕らせ候趣、實に不安事に付難默止、一書拜呈仕置候、全體豫州侯を始め、外國掛り之諸官之處置は、即

朝廷之御處置にて、萬事

勅慮之旨を遵奉、事誼相當之御處置有之候を彼是と誹謗仕候は、第一對

朝廷不敬之至而已ならず、於 朝廷も是等之儀を御聞捨相成居候而者、御威光之不建而已ならず自今後、爲

朝廷力を盡候者は無之様可立到、早々御糺問之上、嚴命を以

勅慮之旨を被仰聞、篤と御取調相成候様こと奉存候、實に煩念に不耐、一書を殘置申候、即三條岩倉諸公へ被仰上、早々御處置有之度奉存候、依て呈書勿々頓首再拜、

三月四日

伊藤 俊介

小松 帶 刀様

後藤 象次郎様

木戸 準一郎様

明治政府が、倒幕維新の一標語とした鎖國攘夷から開國親交とあざやかな轉向振を見せたのには如何なる原因があらうか。これは大に奇なる現象とも見えるが、實は奇でもなんでもないのである。元來攘夷といふも、決して排外的の鎖國でなくて、對外平等の觀念から發し、歐米人の横暴にして、我を侮蔑するを憤慨し、幕府の屈辱的な不平等條約に甘んずることを排撃した結果である。それに幕府を苦しめんための政略も伴つて、攘夷則討幕でもあつたが、今や時勢が一變し、自ら政權の地位に立つに至つては、政略も自ら變らざるを得ない。前には國を鎖して自ら衛らんとしたが、今日は國を開いて國威を張らんとするに至つたことは當然である。鎖國も開國もその志す所は一つである。その何れを選ぶべきかは、時勢の宜しきに従ふ外はないのである。

さればこそ、往年最も盛んに攘夷を唱へた薩長藝士の諸藩主が進んで公使延見の議を建議し、これまで皇國は一方に孤立し、世界の事情に通ぜず、只儉安を事としてゐたので、今日の衰微を來したのである。今日皇國の衰運を挽回し、皇威を海外に耀すには、井蛙の管見僻論を去り、上下協力して外國と交際の道を開き、彼が長を取つて、我が短を補ひ、萬世の大基礎を据へらるゝ外はない、今日の急務は内は皇上の徳化を輔け奉り、外は皇威を萬國に張り、臣子の分を盡すことであるといふに至つたのである。彼等が時勢の進歩を考へて、國を鎖ざして外侮を受けまいといふ對外消極政策から進ん

で國を開いて國威を張らんといふ對外積極政策に一轉した理由が、能く了解されるのである。

かやうにして對外積極政策は五ヶ條御誓文に現はれ、舊來の陋習を破り、天地の公道に基くべし、智識を世界に求め、大に皇基を振起すべしといふことになり、遂に億兆安撫、國威宣布の宸翰御下賜となつたのである。この對外積極政策が、明治維新の方針となり、爾來一張一弛、今日に至つて變らないのである。

第四節 積極的對外平等政策の基礎

積極的對外平等を實現するには、統一國家の建設を最大急務とすることはいふまでもない。維新以後の封建制度の廢止、國家統一の諸事業は何づれもかくして成就されたのである。要するに、上下協力、全國家協同の力にあらざれば、對外平等の實を擧げられないからである。米國人ブアンリードは明治元年五月、「もしほぐさ」五月十五日號○幕末明治新開全集四卷に、このことをいつて、我が國民を警醒した。

當今日本の急務は、内亂ををさむるにあり、しからざれば、于戈日に尋止時なく、此にをはれば彼にはじまり、國勢窮蹙、四民困弊、終に萬國へ國體をうしなふにいたるべきなり、國內其民を

統轄するの主なく、人おの／＼その私を計、國事日に多端にて、實に危急存亡の秋といふべし、此時に方て君子たる者、天下の爲に治安の策を建ざるべからず、時いまだいたらずと稱し、唯一身の爲にして天下の事をかへり見ざる者に、攻められんことを恐れて、黙止すべけんや、夫國には必ず一政府ありて、其威力内は以國民を服するに足、外は以萬國の侮を禦ぐべきなり、此のごとくせんには、國內萬民舉て一政府を奉戴せざるべからず、政府亦國民を視こと子の如すべし、則よく永久治安なるを得、日本國中二百八十二の大名各其私を營ことあたはざるを恐て、互に相忌、且政府の力、奸譎暴逆を爲者を制御するに足ことを欲せざるは大にあやまてり、永世治安を欲せば、其領地、兵卒、銃砲、城郭、軍用、金穀、軍艦等一切兵事に關涉するものは、咸く集て之を政府の手に委し、全國の用に供し、日を期して新政を行ふべし、而して一社連名の證書を大名にあたへ、其納所の品相應に、政府の金藏より償與すべし、又政府當務の役々は、廣諸藩より採用、政府は唯外國へ對し、日本國旗の威徳を示し、貨幣と海陸軍の武力を備の所となす、此の如會社を建立し、約束を嚴にし、各をして得るところあらしめは、大名一も政府に背者なく、國內ながく安靜ならん、何者、大名その約束したるところの者を得がために政府あるを利とすべければなり、日本内亂を治の道此を棄て他なかるべし、

萬民はやく此道により、おの／＼其分をまもらば、日本の威徳、開化隆盛世界に輝こと急速ならんとす、然に内亂をさまらずして、益分裂せば、數百年來の弊習を一洗すること豈容易ならんや、日本人地圖を見て、其國の極小なるを知るべし、大日本の稱を以、人を欺ことあたはず、いはんや内亂あるにいたりては、外國の人心窃に之を笑のみ、日本國のいつまでも、日本人の手にあらんことを欲せば、はやく内亂ををさめて、衰弊の風を外國に示し、之をして垂涎の情を逞うせしむることなかれ、

一千八百六十八年五月

美國 嚮 理 度 謹 具

ヴァンリードのいふことは、統一國家を建設するにあらざれば、この内亂を鎮め、海外諸國に對して獨立を全ふることが出来ないといふのである。これ等の話が、維新の先覺者を動かしたことはいふまでもないが、實はそれ等のことは、對外平等實現の唯一方法として、木戸孝允、伊藤博文等の夙に冀つてゐたことで、伊藤が陸奥宗光と共に廢藩の議を朝廷に建じたのは、同じく五月で、木戸は版籍奉還の實現に苦慮してゐたのである。

しかして統一國家を建設するには、皇室を中心とする我が國は、ヴァンリードなどの想像以上の國

家であつたから、統一國家が容易に成就されたのである。明治二年六月、版籍奉還が、四年七月、廢藩置縣が何づれ容易に行はれ、歐米人をして驚異の目を見張らせたことは、全く尊王を基礎とした對外平等の思想があつたからである。これ等のことは、廢藩置縣の際に於ける西郷隆盛の態度を見るに最も能く理解される。西郷はその初め廢藩を好まなかつたらしい。特にその主島津久光などは、廢藩には絶対に反對であつた。されば西郷が、明治三年十二月、中央政府に出仕するときは、久光にそのことを言明したといふことである。されば、その後政府で、廢藩置縣の準備が悉く出来上つたが、西郷を憚つて斷行することが出来ず、暗雲の低迷するものがあつた。この時參議大隈重信などは、大臣・參議等の徒らに躊躇逡巡するを見て、

此際は、萬事を擧げて西郷に委任するか、然らざれば、斷然西郷を退けて國政を我々同志に任せよといつて、大久保、木戸等に迫まつたが、彼等も西郷の態度に解すべからざることがあつて、容易に著手し得なかつたのである。だが炯眼な西郷は天下の形勢を觀察して、廢藩置縣、統一日本を建設するにあらざれば、外國に對立し得ざることを知つてゐたので、既に決心するところがあつたのである。彼が明治四年七月二十日、在鹿兒島の桂四郎に與へた書翰を見ると、そのことがはつきりと考へられる。その中に

封土返獻天下に魁たる四藩、其實績不相舉候ては大に天下の嘲笑を蒙り候のみならず、全奉欺朝廷候場合に成立、天下一般歸著する所を不知、有志の者は紛紜議論相起候上、外國人よりも、天子の威權は不相立國柄にて、政府と云ふもの國々四方に有之抔と申觸し、頓と國體不相立旨申述候由、當時は萬國に對立し、氣運開立候ては逆も勢ひ難防次第に御座候間、斷然公議を以て郡縣の制度に被復候事に相成、云云

と外國交際、萬國と對立するには、封建制は到底維持し難い、廢藩は止むを得ない、數百年の鴻恩、私情に於ては忍び難いが、世運なればこれは阻止し難い、だがこれを斷行するには、戰爭の決意がなければならぬといふことを述べてゐる。西郷が勇の人、情の人たると共にまた智の人であつたことが思はるゝが、西郷をしてかやうな決心を抱かしたものは、全く對外平等を目標とする時代思想に動かされたからであると思ふ。

廢藩置縣のことばかりでなく、明治政府の政治、教育、軍事一切の事業は、そこに起因したといはるのである。大隈重信は、その著『開國大勢史』に於て、次のごとくいつてゐた。彼は先づ條約改正が對外平等の最初の狙ひどころであつたことをいつてから、

條約改正の功を遂げんと欲せば、先づ我が國の國力を扶植し、歐米各國と匹敵する地位に進めざ

るべからず、故に早く治外法權の屈辱を雪がんとする愛國の熱情は、早く百般の事物を改良して文明の域に進まんとする熱心となり、先づ法律の改正より著手して、新律綱領となり、改定律令と爲り、民法商法と爲り、一時は法律取調所を外務省内に置きて其の事に従ひ、之を司法省に移すの後も、専ら外國の法律學者を聘して、起草の任に當らしめたる次第なり、其の他専門教育の制度の如き、兵制改革の如き、一に此の不利益、不名譽なる條約の壓迫を免れんが爲に、早く文明諸國と對等の地位に達せんとする熱心より出でたるものにして、甚しきは風俗まで一變するの必要を思ひ、之が爲に一時は極端に趨りて、歐化主義に流れたり、

此の時より宮中の服裝をも改められ、天皇陛下、皇后陛下の御服も、皆洋裝を用ひ給ひ、獨逸の式部官を聘して宮中の儀禮を定められ、宮中の謁見には、必ず西洋服を着用すべきこと、成りたり、是れ決して我が至尊の之を好ませられたるが故に非ず、實は洋服も餘ほど不便にて御困りなりしが、臣下より御窮屈にも有らせらるべきが、御國の爲に、姑く御耐忍あらんことを切に奏請したるに因るなり、當時奏者の言に曰、實は日本は現在の條約に因り云云の苦難を嘗めつゝあり、此の如くにして推移せば、此の立派なる國土も將來如何に成り行くべきか測り難し、今日の御改革は、是れ祖宗より承けさせられて金匱無缺なる此の帝國を益々盛大ならしめんが爲めなれば、誠に恐懼の至りながら、枉げて御聽届を冀ふと、是れ進奏者が用ひたる千遍一律の論法にして、岩倉公、三條公の如きも、時には大に困惑せられ、我が輩に向て卿請ふ、代奏する所あれと言はれたる時も、我が輩の論法は、常に外國を標準とし、外國に於ては斯斯に致し、其の富強の基を爲し居り候に因り、御國に於ても云々御沙汰あらんことを偏に願上ぐと申上ぐる外に、口上は有らざりしなり、

此の如く我が國の總べての改良は、國民の必要よりも、寧ろ國際上の必要より生じたるものにして、之を惡言せんか外國崇拜主義なれども、其の實は正反對なり、是れ嘗て、日本國民の共通の精神たりし鎖國攘夷の主義より一變して、我が國を世界の文明國と等しからしめ、名實兩つながら完全なる獨立國と爲し、以て外國の壓迫を除かんとする愛國的精神より出でたるものなり、我が國の獨立を傷つけつゝある不平等の條約を改正せんが爲には、如何なる困難、如何なる犠牲も敢て避けざるの決心は、是れ維新以後に於ける百般の進歩の原動力なり、外交の爲に幕府も滅び封建も滅びたれども、獨り不利益、不名譽なる條約の存するあるを以て、之を改正せんとする國民の熱心は總べての文明的運動の中心となり、今日の法律、教育、兵制及殖産、興業の隆盛を見るに至りたる次第なり、帝國憲法も亦之と同一なる精神の産物たることは、其の發布の上諭に觀

て明なり、初めは、外交の爲に殆ど國を危くするが如き危険の際に出入せしが、巧に之を切抜け
て、其の勢に乗じたるは、即ち今日の國運を開きたる根本なり、○大隈重信著
開國大勢史

かやうに明治政府一切の政治施設は、尊王を基調とした對外平等にあつたといはるのである。伊
藤博文も亦、嘗て維新以來、明治政府の目的を詳説して、次のごとくいつたことがある。

一部の大名或は士族と云ふ者の掌中に、日本國家の權力を委ねて置いては、日本の統一を圖るこ
とは出来ぬ、即ち開國の國是を實行する上に於ては、封建を廢して以て國家統治の權力は、天皇
自ら御主持に相成つて、而して之に參與する參政の權を人民に與へ、君主と臣民との二つを以て
日本國を維持し、日本國の將來、益々進歩することを圖らうと云ふことに相成つたのである。即
ち國力を歸一すると云ふことが主眼である。

而して國力を歸一した上に、何をするかと云ふと、獨り内政を整へ、一國の安寧を圖ると云ふに
安んぜず、従つて日本國なるものを世界の全面に表はし、以て益々日本國の強大を圖らうと云ふ
のが目的だつたのである。○明治三十二年七月十
六日宇都宮に於て演説

伊藤の説くところ、その旨に於て大隈のいふところと一である。これは明治政府の内治方針の説明
たると共に外交方針の基礎を説明するものである。

第二章 條約改正

第一節 條約改正の意義 法權回復と稅權回復

明治維新の積極的對外政策が、國家の最高政策の一として登場した第一は、條約改正問題であつた。
條約改正問題が、明治外交史上の一大問題たるに止らず、明治政治史上の一大問題となつたのは、全
くこのためである。ロング・フォードの近世日本史には、次のごとくいつてゐる。

一切の日本の大改革を主として促した動機は、その無智のうちに手放した完全な獨立權の恢復に
あつたと言つても過言ではない、日本の法律制度を改良せしめたのもそれであつた、クリスト教
の禁止を解き、一切の宗教を自由ならしめたのもそれであつた、その要求が道德的に論駁の出来
ないほど當然なものであり得るやうにと、國民の物質的並に教育的狀態を西歐の最も進歩した國
家なみに高めたのもそれであつた、またその要求を、それが道德的根據から拒絶された場合、力

によつて支持し得るやうにと偉大な軍備を發展せしめたのもそれであつた。○鈴木安藏著明治初年の憲政思想
この所論は、條約改正が、對外積極政策の最初の現はれであつたといふ事實によつて、最も能く首肯されるのである。それで、私もかやうな意味に於て、この問題を取扱つて見たい。

徳川幕府が、諸外國と締結した條約が、甚しく不平等な屈辱的なものであつた。その原由は、畢竟は我が國勢が、列國に比して劣等であつたことに歸することはいふまでもないが、條約締結の任に當つた幕吏の大部分が、世界の大部分に通ぜず、外交智識に缺乏してゐたことも、大に與つてゐたのである。ロング・フォードが「その無智のうちに手放した完全な獨立權の恢復」といつてゐた通りであつた。

我が條約の重要缺陷が、三つあるといふことは誰もいふところである。即ちその一は、最惠國條款である。安政元年三月三日、調印の日米神奈川條約は、我が國の最初の條約で、單に和親を約するに止まり、薪水食品の給與を重要な箇條としたのに過ぎなかつたが、第九條に

日本政府外國人へ當節亞墨利加人へ不差許候廉相許し候節は亞墨利加人へも同様差許可申右に付談判猶豫不致候事

とあるのが、最惠國條款で、今後若し第三國に對して何等かの特權が賦與せられた際には、當然それが米國にも均霑せしめらるゝといふのである。この條款によつて、幾多の不利を蒙つたことは後にも

記するが、爾後締結せられた修好通商條約には、何れの國もこの權利を享有し、有條件を以て甲國に賦與された特權は、無條件を以て、乙國丙國にも賦與されねばならなかつたのである。

その二は、治外法權である。安政五年六月十九日、締結の日米修好通商條約の第六條には、

日本人に對し法を犯せる亞米利加人は亞米利加コンシユル裁斷所にて吟味之上亞米利加の法度を以て罰すべし亞米利加人へ對し法を犯したる日本人は日本人の上日本の法度を以て罰すべし日本奉行所、亞米利加コンシユル裁斷所は雙方商人通債の事をも公けに取扱ふべし

とあるのが、治外法權の規定である。その後の條約には、各國何れもその特權を享得したのである。而して當時日本國に在る各國領事は、多く學問・教養のない者であつたので、その裁判には偏頗の處置多く、我が國の威信・體面を毀損するの處置が尠くなかつた。外國人の犯罪は多くは無罪になつたのである。

その三は、關稅自主權を有しないで、輸入税は最低額とされたことである。最初の日米條約は、總領事ハリスの好意で、比較的高率であつたが、安政五年七月十八日の日英條約では、米綿・羊毛の輸入税は五分にされたので、最惠國約款によつて米國その他の諸國にも及んだ。その後關稅は、歳を追うて我が不利となつて、慶應二年五月十三日の英・佛・米・蘭四ヶ國公使と改稅約書を締結するや、

安政年間平均一割であつた税を五分に減ぜられ、また價格に課せないで量數に課するものが著しく増加し、從來二三種に過ぎなかつた無税品は、十八種の多きに上るに至つた。しかしてこれ等は、最惠國約款によつて、四ヶ國以外の諸國にも均霑されたことはいふまでもない。のみならず、關稅自主權がないので、これ等の徵稅も一に彼我の協定によつて行ふ外はなかつた。かくて、幕末維新後、國力の膨脹、貿易の發達に伴つて、如何に重大な損失が、我が國に與へられたかは、想像に難くないのである。

しかし、更に重大な缺陷と見るべきは、條約それ自身が、全く半面的、片務的であつたことである。外國人・外國船舶が日本に來て、通商貿易を營み、若しくは居住する際の權利特權を認めながら日本人・日本船舶が彼の地に至つた時のことは、別に明文に認めてないといふ片務的な規定であつた。以上は幕府時代に締結された條約の不備缺陷であつたが、この缺陷は、そのまゝ最惠國約款によつて、明治二年正月十日締結された日本獨逸北部聯邦條約及び同年九月十四日締結された日本澳太利洪牙利條約に繰り返へされたばかりでなく、それには條文の不備なことから、從來認めなかつた幾多の特權をさへ彼に賦與したのである。それはそのまゝ最惠國約款によつて、他の締盟國に悉く均霑されたことはいふまでもないのである。これ等の條約には、英國公使パークスが中にあつて奔走盡力した

が、パークスは、自國の權利利得を目的として、介在したことであるといはる。

對外平等を目標として開國第一に唱道した明治政府が、新にこの屈辱條約を締結したことの責任はいふまでもないが、しかし、他列國との條約を改正せざる以上は、これも亦止むを得なかつたのである。

かやうな片務的で、屈辱不平等條約は、對外平等に目醒め、自主的外交を方針とした明治政府の堪へ得るところでなかつた。

されば明治元年正月十五日、開國親交を國內に布告した時も、

此迄於幕府取結候條約之中、弊害有之候件々、利害得失公議之上、御改革可被爲候、

といつて、條約改正に意のあることを明かにしたのである。次いで明治二年二月三日には、外國官に對して條約改正の調査に従事すべき旨の達もあつた。同月二十八日議定岩倉具視は、輔相三條實美に對し、三箇條の建議をしてゐるが、その第一に外交を擧げ、萬國との交際には、皇威を墮さず、國權を損せざるを眼目とせねばならぬと論じ、條約改正の急務を唱ひ、

英佛李米等諸國ト既ニ締結シタル通信貿易條約ノ如キモ、之ヲ改訂シテ皇國ノ獨立ヲ保護セズン
バアル可カラズ、目今ノ如ク外國ノ兵隊ヲ我ガ港内ニ上陸セシメ、又居留洋人ノ我ガ國法ヲ犯ス

モノアルモ、彼ノ國ノ官人ヲシテ之ヲ處置セシムル等ハ、尤我ガ皇國ノ恥辱甚キモノト謂フベシ、斷然ト前日締結シタル通信貿易條約ヲ改訂シテ、以テ我ガ皇國ノ權ヲ立テザル可カラズといつて、勅使を外國に派遣し、帝王大統領に謁見せしめ、前日締結したる條約改訂のことを協議せしむべしと論じてゐた。

こゝに注意すべきは、岩倉のいふところは國權の獨立を根基として、治外法權に及んだが、未だ財政上から、關稅權の回復に及ばなかつたことである。主として關稅權の回復を論じたのは、明治四年八月、大藏卿大久保利通、同大輔井上馨連署の建議を以て始めとする。この建議は、關稅賦課の權の各國の自主權なるを論じ、速かにこれを改正して、富強の實を擧ぐべきを説いてゐる。

各港輸出入物品稅ノ儀ハ、素外商ノ來テ貿易ヲ事トスルヲ許允セシムルニ依リ賦征致候稅金ニテ其權利全ク其政府ノ特裁ニ屬シ、決シテ國際公法ニ關スルモノト等シク、各國へ協議決定スベキ筋ニ無之ハ萬國普通ノ例規ト存候處、御國ノ儀ハ當初互市御允許ノ際多少紛紜モ有之、其間不得已情狀モ有之候哉、殊ニ右輸出入物品稅及貿易規則等一々之ヲ條約書ニ綴リ、且其改革ハ彼此ノ協議ヲ以テ施行スヘキ者トシ、甚シキハ内地ノ收稅ニモ繫累シテ、聊其抑制ヲ受ケ、往々自主ノ權利ヲ妨碍セラレ候ハ實ニ痛苦ノ至ニ奉存候、終ニ此儘因循致シ候テハ、將來如何可有之哉、誠

ニ一大關心ノ至リニ候、方今百揆舉行、庶政振興ノ際、幸ニ前日ノ失措ヲ挽回シ、累年ノ宿弊ヲ釐正シ、固有ノ權利ヲ保有候様仕度、幸ヒ來壬申年條約更正ノ期ニ會シ候儀ニモ有之候間、篤ト御詮議有之、勉テ萬國普通ノ公理ニ據リ、從來關涉ノ宿弊ヲ脱シ、至公ノ條約ニ改正致シ、前書輸出入稅目等ノ儀ハ、全ク我ノ特裁ニ歸シ、物産ノ多寡流融ノ實況ニ應シ、便宜適正ノ處分相成候ハハ、物産ノ洪利富強ノ基礎相立隨テ特立ノ威柄モ相備リ可申、此條約改正ノ一舉ハ、實ニ御國ノ隆替ニ關涉シ、不容易重件ニシテ、然モ其樞要ハ能普通ノ公理ニ體シテ至公ノ改正ヲ遂ケ、前書輸出入物品稅及商則等全ク我政府ノ特裁ニ歸セシムルニ歸宿可致儀ト奉存候云々

關稅自主權回復を條約改正の最緊要事として説いたことは、前記岩倉の建議と對照して興味あることと思ふ。大久保、井上が大藏省の立場から、關稅回復を主要として論じたことはさることながら、まだ廢藩置縣が行はれたばかりで、封建諸制度の嚴存するもの多きときに、全般的條約改正の極めて困難にして、到底實行すべからざるを知つたので、先づ稅權回復を説いたので、これは國權回復であると共に、國家富強の最良手段と信じ、明治五年七月四日に相當する日米條約改訂期を機會として、關稅の改正を先づ唱道したのである。

當時一般的條約改正が如何に困難で、殆んど不可能事と觀ぜられたことは、明治四年四月條約改正

係より擬新定條約草本二十三條を規定して上申した伺書によつても知らるゝのである。その中には現行條約の極めて不都合なるを指摘しながら、その改訂の到底、彼の承認するものにあらざることをいつて、今日の改訂の結局瑣事末節に止まるの止むを得ざることを説いてゐる。曰く、

各港居留地モ殆ント彼方領屬ニ齊シク、コンシユル等モ、我地方長官同權ノ者ト相成、百端不躰裁皆此一儀ヨリ生出候様被存候、去トテ歐洲各國同様ノ處置ニ倣候ハハ、諸制度規則モ未タ充分修整不致、各港貿易規律モ一定ニ至リ不申候間、右等ノ談判ハ迎モ承服致間敷、時勢國情無據舊套ニ被爲襲候ヨリ外無之様被存候、左候得ハ今般改定可及モ、結局瑣事末節ノミニテ、一大頭腦ノ處ハ依然同様ノ躰ニテ、徒ラニ改定ノ名御座候共、舊幕ノ節取結候處打越巍然御國權モ相立、國中有志輩ノ快足ヲ得候程ノ義ハ迎モ行届申間敷哉

とある。かやうなありさまで、何人も條約改正の容易ならざることを知つてゐたのである。

第二節 岩倉大使と條約改正

明治四年十月八日、右大臣岩倉具視を特派全權大使に任じ、參議木戸孝允、大藏卿大久保利通、工

部大輔伊藤博文、外務少輔山口尙芳を全權副使として歐米に差遣したのは、前記のごとき事情の際であつた。その目的は歐米先進國の制度、文物を視察して我が文明を開發するに資すると共に、條約改正に關する我が冀望を開陳し、滿期後の條約改正の準備たらしむるためであつた。故に岩倉全權大使には次の國書を賦與した。

大日本國天皇□□敬テ威望隆盛友誼親愛ナル□□國皇帝陛下ニ白ス

予天佑ヲ保有シ萬世一系ナル皇祚ヲ踐ミシ以來未タ和親ノ各國ニ聘問ノ禮ヲ修メサルヲ以テ茲ニ予カ信任貴重ノ大臣右大臣正二位岩倉具視ヲ特命全權大使トシ參議從三位木戸孝允、大藏卿從三位大久保利通、工部大輔從四位伊藤博文、外務少輔從四位山口尙芳ヲ特命全權副使トシ共ニ全權ヲ委任シ貴國及ヒ各國ニ派出シ聘問ノ禮ヲ修メ益親好ノ情誼ヲ厚クセント欲ス且貴國ト結ヒタル條約ヲ改正スルノ期近ク來歲ニアルヲ以テ予カ期望豫圖スル所ハ開明各國ニ比シク人民ヲシテ其公權ト公利トヲ保有セシメン爲ニ從來ノ定約ヲ釐正セント欲スト雖モ我國ノ開化未タ浹カラス政律モ亦從テ異ナレハ多少ノ時月ヲ費スニ非サレハ其期望スル所ヲ達スル能ハス故ニ勉メテ開明各國ニ行ハル諸方法ヲ擇ヒ之ヲ我國ニ施スニ適宜妥當ナルヲ采リ漸次ニ政俗ヲ革メ同一致ナラシメンコトヲ欲ス於此我國ノ事情ヲ貴國政府ニ詢リ其考案ヲ得テ以テ現今將來施設スヘキ方略ヲ商

量セシメ使臣歸朝ノ上條約改正ノ議ニ及ヒ予カ期望豫圖スル所ヲ達セント欲ス此使臣ハ予カ貴重
信任スル所ナレハ陛下能ク其言ヲ信聽シ之ヲ寵待榮遇セラレン事ヲ望ミ且切ニ陛下ノ康福貴國ノ
安寧ヲ禱ル

明治四年辛未十一月 日東京宮城ニ於テ親カラ名ヲ記シ璽ヲ鈐ス

かやうに岩倉大使一行の使命は、單純な觀光的旅行ではないが、しかも直ちに列國と條約改正を協
議するためでもなかつた。しかし窮極の目的が條約改正にあつたことはいふまでもない。既に廢藩置
縣によつて、統一日本の建設を全ふした新政府は、更に歐米文明の直輸入と模範とによつて、封建日
本の改造を斷行し、對等條約の締結に資するあらんとしたのである。かくて大使等は各國政府に對し
とも、我が冀望を開陳し、その國責任者の意見を質し、他日改訂協議の豫備會議を爲さんとしたこと
は當然なことで、彼等はそのために、勅旨及び別勅旨を拜受して、條約改正の趣旨目的と實際に履行
すべき順序とを授けられたのである。

岩倉大使一行の陣容は如何にも大規模であつた。大使、副使の外に、更に司法大輔佐佐木高行、侍
從長東久世通禧、陸軍少將兼兵部大丞山田顯義、戶籍頭田中光顯、文部大臣田中不二麿、造船頭肥田
爲良等の理事官、外務少丞田邊太一、同大記鹽田篤信、同少記渡邊洪基、同出仕小松齊治、同福地源

一郎、文部中教授何禮之等の書記官があり、政府各省の首脳部及び中堅俊秀の大半が網羅され、それ
ぞれ分擔を定め、制度法律、理財會計、教育に就いて、その理論及び法則、方法とを調査研究せしめ
たのである。

さて大使一行は、先づ米國に至り、國務卿ハミルトン・フキシユに面會し、條約改正の豫備的協議
を開始せんとした。それは明治五年二月二日であつた。このときフキシユは、米國の政體を説明し、
大統領は任期四年で、その交代に當つては各省の卿も悉く進退し、また上院の議員は隔年に三分の一
を交代するから、假令豫備會議を爲すとも、決定事項は調印し置かずば、後日に至つて何の役にもた
たぬからと教へられ、且つ與へられた國書には、さやうな權限が委任されてないことを指摘されたの
で、副使大久保利通、伊藤博文の二人は急遽歸朝して、その委任狀を求むることになつた。彼等は二
月十三日ワシントン府を出發し、三月二十四日東京に歸著した。

ところが、政府にては、いろ／＼の議があり、外務卿副島種臣は、固くその議を不可としたが、大
久保、伊藤の熱心なる主張によつて、漸く條約改訂の全權が委任された。しかも政府は更に外務大輔
寺島宗則を大辨務使に任じ、英國に赴任するの途次大使に同行して、大使等と共に改正の議に參與せ
しむることにした。

大久保、伊藤は五月十七日横濱を發して再び渡來したが、六月十七日彼等が華府に著いたときは、既に岩倉大使は條約改正の困難にして、我が目的貫徹の容易ならざることを知つて、改正談判を斷念してゐたときであつたので、大久保等の携へた委任狀は無用に終つたのである。

さて大使が、國務卿ヲキシユと協議した改正の内容は、五年二月十三日、大久保、伊藤が、歸朝に際して、大使副使に呈した書面で明かである。その中の重要なことは、次のことである。

第三條 外國貿易ノ爲メニ開キタル港ノ周圍五里ノ内ニ、外國人ヲ居留セシムルコトハ條約調印後二ケ年ノ後ト記シタレトモ、第十條ノ地方規則ヲ規立シ、之ヲ實行スルコト日本政府ノ特權ニ任スルニ非サレハ、此箇條ヲ承許スルニ及ハサルヘシ、此箇條中ノ要目タルヲ以テ、尙一層ノ注意ヲ乞フナリ、我方ヨリ合衆國々務卿ニ申述スル箇條中、コンシユル裁判ノ權ヲ除キ、外國ノ法權ヲ我國内ニ及ホスコトヲ將來禁止セント欲スル談判ノ結末ニ、日本ノ法律裁判ノ仕方相立チ、之ヲ實際ニ施行シタル後、外國政府及ヒ人民等満足スルノトキニ至レハ無論、日本内地ニ居住スル外國人ハ、日本ノ法律ニ服スルコトヲ承諾シ、且合衆國政府ニ於テモ、之ヲ希望スルト云ヲ以テ條約箇條ニ此事ヲ記載セント欲スルノ治定ナレドモ、尙竊ニ之ヲ熟慮スルニ、其満足スルノ斯ク定ムルコト又難カルベシ、故ニ猶之ヲ詳明ニセン爲メニ左ニ説明ヲ彼ノ箇條ニ加ヘンコトヲ望ム、

日本政府現時ノ目的ヲ以テ、歐米各國ノ法律中ヨリ、日本ニ適當セルモノヲ撰ミ、之ヲ國律トナシ、之ヲ國中ニ公布シ、此法ヲ採リテ裁判スベク、裁判所ヲ並立シ、之ヲ内地ノ人民ニ實施スルニ至レハ、直チニ外國人ヲシテ之ヲ服從セシムル事ト定ムベシ、決シテ満足スルニ至リテ後之ヲ外國人ニ及ホスコト云フコトヲ記載セサルコト肝要ナリ、

税法ヲ我國ノ特權ニ任スベキコトニ就テハ、大凡制限ヲ立ルト云フコトアレドモ、制限ノ論頗ル自由ヲ束縛スルノ甚シキコトナルヘシ、故ニ是ハ承諾スベカラザルコトト決定スベシ、然レドモ時々會計ノ都合、或ハ貿易ノ都合等ニヨリ、政府ニ於テ之ヲ改定シタルトキハ、凡ソ六ヶ月ノ前ニ國內一般ノ人民ニ公告スベシ、然レドモ之ヲ施設スルコトニ於テハ、外國人ノ干與スルコトヲ拒ムベシ、

税法ハ貿易税及ビ内地萬般ノ諸税法ヲ施設スルコト全ク一般ノコトニシテ、我國權内ニ於テ自由ヲ得タルモノト認メ、之ヲ主張スルコト肝要ニシテ、且ツ後來外國人ヲシテ内務ニ關係セシメザル様力ヲ盡シテ防禦セザルベカラズ

これ等法權回復と稅權回復とは、我が條約改正の二大目的で、このときから、はつきり要求された

ことである。しかしこれがさう容易に得らるべきものでないことは、想像に難くないのである。

さて米國との條約改正の業は、彼我意見の懸絶で、中止の止むなきに至つたが、大使等は英・佛・白・和・獨・伊・埃・瑞西等の諸國に於ても、その冀望を捨てず、何づれも條約改正を提議してゐた。それ等は豫備的交渉であつたが、力強く我が冀望條件を開示してゐる。即ち明治五年十月二十二日岩倉大使は、英國外務省に外務大臣グラントを訪ひ、協議したが、彼は宗教と内地往來の自由保障とを要求し、我は領事裁判權の撤廢を促したのである。

また翌六年正月二十四日、佛國外務大臣レミユサトノを訪ひ、英國と同一要求をした。次いで白・和・獨・露・伊・埃・瑞西等諸國の政府要路にもそれ／＼要求するところがあつた。露國には覺書を示して、治外法權と關稅自主權とを要求してゐた。その覺書は外務省文書中にある。

岩倉大使の提議は、何國に於ても何等直接の効果を齎らさなかつたが、各國政府の意向を探知して今後の對策に資することが多かつた。しかし彼等の得た結論は、條約の改正は、畢竟は我が文明の進歩と國力の増進との外にないといふことであつた。幸に彼等は各國の國情を視察して多大の新知識と確心とを得たので、歸朝の後、固く内治主義を持し、大陸發展論者を排し、歐米文化を模倣して、内治を整備するに全力を傾注するに至つたのである。

第三節 寺島宗則及び井上馨と條約改正

西南戰役後、外務卿寺島宗則は條約改正に志したが、法權、稅權の共に回復するの困難なるを察し先づ稅權のみを回復せんとした。これは當時我が法律制度が不完全で、立會裁判制度でも施行するにあらざれば、到底治外法權の撤廢を肯んじ得ないことを知つたので、稅權を回復し、收入の増加に満足せんとしたからである。

實は當時政府の誰しも、それまでしか考へなかつたので、明治六年二月、井上大藏大輔の租稅權頭中島信行への通達書、七年四月、租稅頭松方正義、租稅助吉原重俊の海關稅改正、同年十二月松方の上申、八年八月三日、大隈大藏卿の海關稅改正の建議等は何づれもそれで、法權の回復をいふものがなかつたのである。寺島の條約改正はかやうのに行はれたのである。

さて寺島外務卿は、在外公使に訓令して、それ／＼條約の改正に著手せしめた。米國政府はこの提議に應じ、明治十一年七月二十五日、米國に於て調印を了した。この改正は全面的の改正でなくて「日本國合衆國現存條約中、或箇條ヲ改定シ、且兩國ノ通商ヲ増進スル爲メノ約書」といふ一部の

改正に過ぎなかつた。さうして第一條中の、

此約書實施ノ日ヨリ、日本海關稅並ニ其他ノ諸稅ヲ自由ニ賦課シ、及日本開港場外國貿易ニ關スル諸規則制定ノ權利ハ、獨リ日本政府ニ屬スルコトヲ合衆國ハ識認スベシ、

といふのが、その主眼であつたのである。しかし、英國公使は極力この改正案に反對し、他の歐洲諸國、亦これに和し、我が改正に應じなかつたので、折角調印を了した日米條約も、翌年二月批准を終へ、布告までされたが、遂に實施するに至らなかつた。これは同條約中に、他の締盟國が承諾して同一の約書が締結實行さるゝに於て、始めて實施されるといふ箇條があつたからである。

またこの條約は、法權の回復に及ばなかつたが、會々この頃、我が稅關吏が英人ハルトレーなるもの、鴉片の密輸入を發見し、これを英國領事に引き渡し、その處罰を求めたが、領事はこれに無罪を宣告したことがあつたので、これは大に我が國民の感情を刺戟し、囂々として政府の處置を非難し、自由民權論者は、これを利用し、國會が開設されず、藩閥政府が政權を擅にするから、かゝる屈辱的な條約に甘んぜねばならぬのであると攻撃するに至つた。この頃から、條約改正を論議する民間の人士が漸く多くなつた。寺島は明治十二年九月、遂に辭職の止むなきに至つたのである。

寺島に代つて、條約改正の衝に當つたのは、後任の外務卿井上馨であつた。井上は明治十五年から

東京に各國の條約改正委員を集めて、條約改正豫備會議を開き、基礎條項を討議したが、その會議の決議を基礎として、明治十九年五月一日に正式に改正條約案を提出した。この條約案は、英獨合議案と稱するもので、英獨公使の提議にかゝるものであつた。會議は前後二十八回を重ね、幾多の修正を加へ、二十年四月二十二日に至つて、漸く豫備會議の決議を得、井上はこれを以て、一舉に改正の大業を成就せんとした。伊藤博文は首相として井上を助け、非常の努力を試みた。

井上案の大意は、日本全國を開放し、外國人の雜居を許し、土地所有權、その他の諸權利を讓與すると共に、法權を回復し、稅權を幾分引上ぐるといふのである。

一、日本は全國を開通し、外國人に對する裁判權を回復すること、
二、外國人の關係する民刑訴訟に於ては、其關係の資格如何を問はず、其裁判官の多數は外國籍に屬するものたるべきこと、

三、日本裁判所に於て、死刑の宣告を受けたる外國人に關しては、其所屬國政府は自國の法律に照し、處斷すべしとの約束を以て、右犯罪人の引渡を要求し得べきこと、

四、裁判權は日本に專屬すべきこと、
尤も條約案には外國法官の任免、裁判所の構成等に關し、細密の規定を設く、

- 五、外國裁判官の外に、外國檢察官數名を置くこと、
- 六、英語を以て、裁判用の外國語と爲すこと、
- 七、諸法典は各條約國に送附し、而して之に改正を加ふるときは、其都度實施の期日より八ヶ月以前に各條約國に通知すること、
- 八、領事裁判所は、人事に關する事件に付引續き裁判權を有すること、
- 九、外國囚徒の監禁に關し、特別の規定を設けること、並に日本監獄則を各條約國に送附すること、

以上の法權に關する條約の期限は、十七ヶ年とし、批准後二ヶ年から効力を發生するといふのである。また稅權は、自主權を回復するにあらずして、關稅を平均一割に引上げるといふので、その期限は十二ヶ年とされた。

井上が、何故にかやうな姑息な改正案に満足したか、井上が二十年七月九日、自ら閣議に諮つたときの語によれば、我が法典の不完全と司法官の知識人格とは、歐米人をして到底信用せしめ得ないからであるといふのである。

今それ、我が國に於て、諸法典の已に制定せられたる者は果して幾ばくあるか、民法、商法、訴

訟法の三法典は已に備りたるか、夫の一切苟且の慣習法の如きは、決して不成文法律となして、此等法典に代用し得るものにあらず、何んとなれば、我國今日の制度は多く維新以來造出せられたる者にして、其齡尙ほ穉く、未だ以て眞に慣習法となるに足るの力を有せず、又た其舊幕時代よりして傳來したる者は、大抵今日文明人民の所要に適せざればなり、

されば、我法典の泰西主義に適合したる者は、只だ明治十三年に於て公布したる刑法、治罪法の二法典あるのみなるが、この二典も、早已に多少の不完全を見はし、現に法律取調委員會に於てボアソナード氏が修正中なり、又た我行政法の中には、内外法律學士の其過嚴を議するものも亦た少なからず、之に加るに、我維新以來、進歩の速なることは、動もすれば、内外人をして其反動の或は劇ならんことを恐るゝの情を生ぜしむる者なきにあらず、此等の事實を合して、之を觀るときは、各國全權が、輒ち右刑法、治罪法を以て、我が將來制定すべき、他の三典の見本となすことを承諾せず、條約案第四條に於て、特に其の泰西主義に従ふ可きことを約するを要したるも亦た必らずしも甚だ謂はれなきの請求にはあらざる歟、

次に我裁判所の景況を一看せんに、我裁判官の如く、素より法學を習ひ、兼て實際經驗に富み、其相當資格を具ふる者にあらざることは、復た争ふことを得ざるものとす、然るに是も亦怪むに

足らず、我が刑法、治罪法の實施せられたるは、纔に明治十四年一月以來の事にして、未だ我裁判官に充分の經驗を與ふるに足るの歳月を經過せず、殊に我裁判官は若干取除けの外は、皆泰西各國裁判官の如く、試験及第して登用せられたる者にあらず、其能く外國裁判官の如きを得ることとは、固より望む可らざる事なり、且歐洲各國にては裁判官を以て終身官と爲し、以て裁判官の獨立を保するの法となせども、我裁判官は斯る安心なきが故に、其原被告の是非曲直、犯罪の有無輕重を判決するに當ても、或は枉げて行政官の指揮内訓等に従ふもの少からず、是我國人の猶且つ往々其例を擧げて、批難攻撃する所とす、之を要するに、我裁判官は、未だ充分に外國人の信用を得るに足るの資格を具へざるなり、又現今我裁判の組織も、亦往々泰西主義と相矛盾するもの少なからず、されば各國全權委員が、特に條約に於て外國人を管轄する裁判所は外國屬籍の裁判官の多數を以て組織すべし、

井上は、更に例を朝鮮にとつて、歐米人の要求の妥當なるをいつてゐた。若し朝鮮が、後日今日の日本と同等に進歩し、我に日韓條約を改正し、治外法權の制を廢去せんことを求めた場合に、我が政府は何等の約款を附せず、直に我が人民をして朝鮮政府の法律や、裁判管轄に服従せしむることを承諾すべきか、抑も歐米各國が、今日我が國に要求しつゝあるがごとく、充分に我が人民の利益を保護

する保證を得るにあらねば、容易に承諾せざるべきか、といふのである。當時我が政府當局の我れ自からを視ることかやうに低く、朝鮮の見たるごとく考へてゐるばかりであつた。自から信ぜざれば、人これを信ぜず、これでは歐米諸國が我が改正の要求に應ぜざるも無理はない。

かやうに、自國を低級に考へた彼等は、一種の假裝政策、極言すれば、欺瞞政策を採るの止むなきに至つた。世に歐化主義と稱するものこれである。日本も、最早や東洋の未開國にあらずして、歐米と等しき文明國なりと信ぜしめ、これによつて條約改正を承諾せしめようとしたのである。歐化主義といふのは、日本を歐米そのものにするといふのである。採長補短とは意味が違ふ、それには衣、食、住及び習慣を歐化するのが急務であると考えた、西洋建築、洋装、洋食が獎勵せられ、ダンス、フアンシーボール、夜會などと洋風の遊戯が盛んに行はれた。所謂鹿鳴館華やかなりし時代が現出されたのである。鹿鳴館は明治十六年十一月竣工した、内外人の饗宴場である。これより、晝遊夜宴、世を擧げて歐米文明の謳歌に眩惑したのである。

何故に、かやうな假裝文明政策が採られたか、私はこれを説明する好個の一資料を得た。それは井上が、明治二十年七月、改正條約案の賛成を得んと閣議に試みた説明書である。これには、井上は、先づ西力の東進して東洋の危急にあることを説明し、日本も今にして、これが備へをなさずんば、そ

の前途の存亡測るべからざるを論じ、

これに處するの道、惟た我が帝國及び人民を化して、恰も歐洲人民の如く、ならしむるに在るのみ、即ちこれを切言すれば、歐洲的一新帝國を東洋の表に造出するにあるのみ、それ一國臣民は、其分子たる各國人民が、先づ勇敢活潑の人民となるにあらざるよりは、獨り其強大を致すこと能はず、即ち日本人民の自治の制と活潑の行動とは、日本國民の強大を致し、日本政府の強盛を致すに於て、萬缺くべからざるものとす、然らば則ち如何にしてこの敢爲の氣象この獨立自治の精神を、我三千八百萬人民の腦裡に注入するを得べきか、

本大臣の所見を以てすれば、我が人民をして歐洲人民と觸撃し、各自に不便を感じ、不利を悟りて、泰西活潑の知識を吸取せしむるに在るのみ、即ち我が國人が各自に文明開化に要する活潑の知識、敢爲の氣象を具ふるに至て、我が帝國は始めて、眞に文明の域に躋ることを得べきなり、本大臣は我が 皇帝陛下の威靈に頼り、各大臣と俱に誓ふて、この新帝國を東洋の表に造出せんと欲するなり、若夫れ其手段に至つては、亦實に内外國人の往來交通を自由自在ならしむるにありとす、

と云つてゐた。歐化主義といふのは、かやうな考から來たもので、國家の獨立を維持し、國力の發展

を圖るは、この外にないものと信じたのである。

さて井上の改正案は、前述のごとく法權、稅權共に、その一部の回復に過ぎず、極めて不徹底のものであつた。しかもその代償として與へんとするものは、内地雜居、土地所有權等極めて大なるものがあつたから、各方面に反對の聲が猛然として起つて來た。内閣法律顧問ボアソナードは、六月一日改正條約の不合理五ヶ條を指摘して、政府の反省を促した。しかもその意見書が民間に漏洩するに於て、俄然として民間輿論の攻撃が起つた。乾坤社同盟の杉浦重剛、長谷川芳之助、千頭清臣等の一團は反對の急先鋒となつた。しかしてこの年六月、歸朝した農商務大臣谷干城は、大に改正條約案を不可とし、意見書を上つて、烈しくその中止を唱へ、且つその假裝歐化主義を排撃したが、その容れられざるを知つて、七月二十六日、閣下に伏奏して辭表を上つた。多年政府の壓迫に呻吟した政黨、歐化主義に反對した國粹保存の徒は、悉く谷に和し、その高義を稱して政府に迫つた。

井上外務大臣は、これ等の形勢を視て、その遂になすべからず、強てこれを行はんか、民心の激昂測るべからざるものあるを知つて、明治二十年七月二十九日を以て、各國公使に條約改正の無期延期を通告し、日本政府は先づ諸法律の編成を完備するまで、改正談判を中止するといふに至つた。

井上の改正の議は、かくして中止となつたが、在野の徒は猶攻撃の手を緩めず、更に藩閥政府への

挑戦を續けた。板垣退助は八月十二日封事を閣下に上つて、時弊十條を陳し、速かに國約憲法を頒ち輿論正義を容れ、民力を休養し、外交を刷新すべきことを劾奏した。この封事は、事實相違の廉ありとの理由で却下されたが、このことを聞いた地方の有志・志士等は名を強硬外交・言論集會の自由・租税減額に借りて、續々と上書建白して當世を譏諷した。世これを三大事件の建白と稱し、一世を聳動する概があつた。蓋しこれは多年壓迫された政黨が、外政の失敗に乗じて藩閥政府の一角を崩壊せんとしたのである。こゝに於て九月十七日、井上は外務大臣を辭し、内閣總理大臣伊藤博文は外務大臣を兼ねたが、輿論に鑑み、宮内大臣の兼攝を解いた。これは宮中・府中の別を明かにするためであつた。また薩の元老黒田清隆は入つて、農商務大臣となり、藩閥の陣容を堅めた。

しかも地方有志の出京益々多く、都下の物情は刻々に不安を加へた。これ等有志の盟主と仰がれた後藤象二郎は、十月丁亥俱樂部を組織して、同志を鼓舞してゐたが、十二月二日には、自ら起つて宮内省に至り、拜謁の執奏を請うたが、宮相が肯じないので、遂に封事を上つて退いた。その辭、慷慨激越、失政を攻撃して餘す所がない。次いで十二月二十六日、星亨、片岡健吉は二府十八縣の總代として建白書を携へ、將に内閣に至り、伊藤首相に面してこれを呈し、伊藤若し面會を肯かざれば數日と雖も、動かざるの決心を示した。

これ等の形勢を察知した政府は、大に驚き、同日保安條例を發布し、在京の有志五百七十人に帝都の退去を命じ、命を奉ぜざるものは、逮捕禁獄の刑に處した。時の人これを薩長のクーデターと稱した。

第四節 大隈重信と條約改正

寺島、井上と相次いで失敗し、薩長政治家中、最早や條約改正の難業を擔當するに足る人がなくなつた。こゝに於て、衆目は大隈重信に集まり、大隈にあらざれば、この難業を成就し得る人はないといふことになつた。大隈は明治十四年、薩長の包圍攻撃を受けて、廟堂を追放せられ、後進黨を組織してその總理に推され、政府反對の地に立つてゐたが、能く黨員を抑制して甚しく過激に至らしめず、一方また黒田清隆等薩派と款を通じ、來るべき機會を待つてゐたのである。

明治二十年七月、井上の外務大臣を辭するや、井上は私かに大隈を後任に推薦した。井上は多年大隈と親交を續けてゐたのである。伊藤も亦これを可とし、黒田清隆をして大隈を説かしめたが、大隈は半ばこれを諾すると共に、多年の理想たる政黨内閣實現せんとし、これを條件としたので、議は容

易に決定しなかつたが、明治二十一年に至つて議漸く定まり、二月一日を以て、外務大臣に親任せられた。これには黒田、井上の外元老院議長大木喬任なども、同郷の故を以て大に斡旋したのである。

かくて大隈は、非常の抱負を以て入閣した。先づ條約改正を完了して一世の聲望を集め、來るべき立憲政治に臨まんとしたのである。大隈の條約改正に當つて取つた第一手段は、現行條約を厲行して假借せざることであつた。これは本邦在留外人をして、現行條約の不便を感じ、自から改正の必要を認めしむるためであつた。次に井上の聯合談判の法を改めて、國別談判の法を取り、一國づゝ改正を成就しようと考えた。大隈はまた大國の同意を得れば爾餘の小國は自からこれに従ふものとし、先づ英、米、獨、佛、露、伊の諸國に談判を開始した。そこで明治二十一年十一月二十六日、獨逸臨時代理公使ウワルツハウゼンを外務省に招き、條約改正案を手交して、談判を開始し、次いで英、米、佛、露、伊諸國公使に改正案を手交し、またその國駐割の我が公使に訓示して、改正談判に取りかゝらしめた。この改正案は曩に閣議を経て御裁可を得たものである。その要は、裁判權條約と通商條約とを分割せず、總括して一の和親通商條約とし、その箇條は井上の通商條約を基礎とし、これに多少の修正を加へ條約實施五ヶ年以後は、領事裁判及び右に附屬した外國人の特權を一切廢止して、日本帝國の裁判權を全國に普及せしむる。但し領事裁判權繼續の間と雖も、日本の裁判權に服従せんとする外

國人は、その意のままになし得るの特例を設けるといふのである。

大隈案は井上案に比すれば、多大の進歩であつた。即ち條約の本條に於ては、略々對等の形式を備へ、その不對等の約束は、二通の外交公文に譲つて、多少なりとも我が面目を保つた。また井上案に於ては、各裁判所に外人判事を任用せんとせるを、大隈案は大審院に限ることとした。また井上案には、法典の編纂改正を彼に約し、或は判決文に英語を用ふるといふときは、大隈案にはこれを全く避け、また外人判事を我が法律に服従せしめた。その他稅權の回復は未だ見なかつたが、稅率は平均一割五分に引上たごときは、その著しきものであつた。

大隈は明治二十一年十一月三十日、墨西哥國と新條約を締結し、完全に治外法權を我に收むると共に、輸入稅賦課に於て有利な條件を享有することを得しめ、以て他國をしてこれに慣はしめようとした。日墨修好通商條約の締結は、我が成功であつて、米國駐割特命全權公使陸奧宗光の盡力多きによるといはれる。明治二十二年六月六日に本書を交換し、十月十七日に公布された。

大隈は日墨條約の締結に自信を得て、内に於ては、自ら外國公使と折衝し、外に於ては、駐割公使を督勵して、改正の業に邁進した。その結果、明治二十二年二月二十日、米國特命全權公使ハッバードとの間に、日米和親通商航海條約を締結調印したのを始めとし、六月十一日、駐獨特命全權公使西

園寺公望は、獨逸外務大臣ヘルベルト・フォン・ビスマルクと伯林に於て、日獨條約を調印し、八月八日、大隈外務大臣は露國公使と外務省に於て、日露條約に調印した。だが日本と最も利害關係の深い英國は、改正案を不満とし、駐日公使フレザーは本國政府の訓令の下に、殆んど各項ごとに抗議を提出した。大隈は應酬反駁して譲らず、且つ駐英特命全權全使岡部長職を督勵して、強硬に我が權利を主張せしめたので、英政府の意向も漸く動いた。また佛國との交渉も困難であつたが、幾多の折衝を経て、漸く成功の曙光を見るに至つたので、大隈外務大臣は同年六月には、所謂小國側に提出するまでに進んだ。大隈は明治二十三年二月十一日を期して、各國と等しく新條約の實施に入るのだと期待し、聲明してゐた。

かく形勢は順調に進みつゝあつたが、こゝには、はしなくも憲法違反問題が起つて、大隈は朝野官民から激烈な反對を受け、輿論の沸騰を招き、遂に政局の危機を來し、身亦重傷を負うて退却を餘儀なくされた。問題は改正案に伴ふ二箇の宣言、特に大審院は外國法律家若干名を任用するといふ宣言にあつた。これは帝國憲法第十九條に「日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラル」第二十四條に「日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハル、コトナシ」第五十八條に「裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス」といふ條文に牴觸するといふ

のである。駐米公使陸奥宗光は明治二十二年三月二十九日、その點を指摘して訓示を仰いだが、大隈外務大臣の回答は要領を得なかつた。

既にして四月十九日、ロンドン・タイムスが日米條約の概要を報告し、それが五月三十一日以後の東京諸新聞に轉譯さるゝに於て、世人は漸く改正案の内容を知つて大に驚いた。反對の聲は漸次各方面に起つた。自由黨の流を酌む大同團結の一派、谷干城、三浦梧樓等の日本主義を奉ずるの徒等はその中心であつた。その他藩閥關係から閥外、しかも政黨の大隈に條約改正の大業を奪はるゝを快としない人もあつた。在朝の反對者中には、この類が尠くなかつた。また軍人・學者等の中にも反對の聲が起つたことは注意を要する。

これに對して立憲改進黨を始めとし、穩健なる學者・政論家にして熱心に條約改正に賛成する者もあつた。經濟學者田口卯吉などはその一人で、徳富蘇峰氏は、國民の友に據つて、大隈の同情者であつた。かく中止・斷行の議は朝野に喧しく、各所に公開演説は開かれ、中止・斷行の建議は全國から東京に集まつた。九月三十日元老院の調査を見ると建白書數三百五通に達し、中に於て中止建白は百八十五通、斷行建白は百二十通であつた。しかし署名者の數は、兩者遙に徑庭があつて、中止署名者はその數五萬六千八百五十七人に達したが、斷行署名者は纔かに六千七百五十九人に過ぎなかつた。

以て兩者に對する世間の大勢が察せらるゝ。

大隈外務大臣は、この間にあつて、毫も屈せず改正の業に邁進した。内閣總理大臣黒田清隆、司法大臣山田顯義また熱心にこれを支持し、外人法官は歸化外人を以て任ずるといふ案を立て、反對を切り抜けんとしたが、これは益々反對の氣勢を高むるのみであつた。先きに大隈を推薦した農商務大臣井上馨は反對の形勢激甚なるを見て、敗軍の將兵を語らずと稱して山口縣に歸り、淹留して政事に與からず、樞密院議長伊藤博文は憲法違反の議に困惑し、種々大隈に注意する所あつたが、大隈は必ずしも伊藤の言に聞かない、特に黒田は伊藤の態度を快とせず、伊藤と談ずるを好まない。だが明治天皇の御信任益々厚きを以て、伊藤は反對にも立たれない、全く進退に窮し、十月十一日辭表を捧呈し小田原に歸つて世事を謝するに至つた。黒田、大隈も伊藤の辭職には萬事去れると感じたが、しかし未だ屈しない、是が非でも斷行するの決心であつた。明治天皇は大に御軫念あらせられ十月十五日、御前會議を開かせたまつたが、決定しなかつた。朝野昏迷、滿朝舉措に迷つてゐた。大隈外務大臣は十月十八日、閣議を終つて官邸に歸らんとし、外務省門内に入らんとする所を一壯漢の爆彈に傷つけられ、纒かに死を免かれた。壯漢は來島恒喜、福岡縣人であつた。

大隈傷けられ、事を視るべからざるに至つて内閣は瓦解し、條約改正の議は中止せらるるに至つ

たこゝに注意すべきことは、十月十八日の閣議で、條約改正中止に決し、大隈もこれに同意した、若しこのことが早く知れたなら、彼も傷けらるゝことはなかつたらうといふことが、從來信ぜられてゐたが私の研究によれば、それは全く誤りで、大隈は最後まで斷行の決心を饒さなかつたのである。○

著「文書より見たる大隈重信」及び黒田家文書參看

大隈外相が、あれだけの決心抱負と不撓の熱意とを以て著手し、外國に對して機略縱横、幾多の難關を突破して、著々成功を收めつゝあつた條約改正の業が、どうして成功しなかつたか、それはいふまでもなく、彼は外に敗れたのでなくて内に敗れたのである。彼は常に進むを知つて、内自ら固むるを知らないといふ譏りがある。彼の外交の失敗は、何つてもそこにあるといはるゝ。後年彼の大正内閣に於ける對支外交の失敗などは全くさうである。しかし、これは多く、彼の境遇から來てゐることでは彼のみを咎むることは酷である。

大隈は薩長藩閥の出でない。彼の出世は、この兩者の間に介在し、常にその一を利用してゐた。條約改正のときは、黒田首相と固く手を握り、薩派によつて成功せんとする傾向が顯著であつた。これは長派の好むところでなかつた。井上、伊藤の跡を受けて大隈が成功し、改正の大業を成就したならば、その後に来るものは何んであらう。彼等は大隈を恐るゝよりも、背後の薩派を恐怖したのであ

る。これは一旦抑へつけねばならぬとは、長派の多く一致した考へであつた。民間輿論の囂々たるを見て、彼等が策動したのはいふまでもない。品川彌二郎などの活躍は著しかつた。新に歸朝した山縣を擁して大隈を倒してしまつたのである。この間に在つて、伊藤の立場は少しく違つてゐた。

不幸にしてまた大隈は、嘗て改進黨の總理であつた。改進黨の成功は、自由黨の好むところでない。當時の熾烈なる政黨觀念には超國家的なものがあつたのである。

だが、大隈外相の失敗の最大原因は、別に存在したことを知らねばならぬ。それは、彼が井上の失敗を踏襲して、外人法官任用、内地雜居等著しく我が國民の對外平等思想を脅かすものがあつたからである。是れが、新憲法によつて與へられた國民護法の觀念を紊すものと混同したから、國民は憤然と蹶起して、その反對を唱道したのである。しかし長派、自由派がこの形勢を利用し、民心を煽揚したことはいふまでもなかつた。その結果は爆彈の投下となつて、一敗地に塗るに至つたのである。これ等に就いては煩を避くるために一々舉證しない。

第五節 大隈遭難後の條約改正 Ⅱ 條約改正に對する方針定まる

黒田内閣は瀕死の大隈外相を残して總退却を餘儀なくされ、三條實美公が、内閣を組織したが全くの暫定内閣で、當然出づべき山縣有朋は用心深く容易に責任の地に就かなかつた。何人も外交を處理するものがない、病牀に呻吟生死もさだかならぬ外相に、辭表も認めさせられぬ。條約改正問題は紛亂のまゝである。誰がこれを解決するか、曩に大隈外相の處置を非難して、偉らさうなことをいつてゐた人達も、進んでその衝に當るものないのは勿論、どうすればよろしいかの策さへなかつた。

井上毅のごときは、この形勢を憂慮し、十月二十四日書で大藏大臣松方正義に呈して痛議してゐる。正義は黒田に代はる薩派の頭で、大隈案反對の急先鋒であつた。曰く、

此際非常之御配神奉察候、扱邦家之大事に付而は、既に御胸算之下に有之事に候ば申上候までも無之候得共、萬一にも右とも、左とも決せずして、

全權委員負傷に付、談判延期又は實施期限延期

と云ふ様の姑息論に落候は、一時目前之困難を押送るまでにて、後日は更に出も入もならぬ事に可相成歟に存候、今日は失ふべからざるの機會に而、外國公使に泣き付、全局之引戻を付る事は左まで困難の事には有之間布、此機會をはづし、ぐづぐづ致居候は、各國は反而、ぬきさしならぬ様に向ふよりぬじ込食せるも難計候、

廟議一定して外務當局者に方向を授け、迅速に著手致候に今更顧慮すべき事は無之と存候、全體反對論之結果は、終に大隈伯をして不幸なる禍害に遭はしむるの今日に於て、其反對論者は茫然として策なく、雨天日延に似たる姑息の謀に出候はゞ、大隈伯に對しても恥べきの限に候と奉存候、右は事過激に涉候得共、杞憂の餘奉書上候、

と、尋いで十一月五日には、また三條首相に書を呈し、速かに條約改正の善後處置を講ずべきを以てし、徒に曠久彌久、列國が聯合して我が國に迫まるごときことあらば、どうするか、早く專任外務大臣を選定して、事態に處せねばならぬと進言してゐた。

かやうな考は、獨り井上毅だけでなく、在朝の誰しも考へたことであるが、誰をしてその局に當らしむるかといふことに就いて確信がなかつたのである。この際、思ひ出さるゝは井上馨の外はなかつた。井上は、明治二十年條約改正の失敗以來、敗軍の將、兵を語らずと稱し、大隈の條約さわざにはいち早く辭表を提出し、山口縣に歸臥してゐたのである。三條内閣の事實上首相の任にあつた山縣有朋の十月二十六日の井上馨宛の書翰は、これ等の事情を詳にし、井上信賴のさまを語るものである。

維新以來、國歩ノ艱難ニ遭遇スル唯一回ノミナラズト雖、事内外ニ交渉シ、其危機ノ繫ル所恰モ一髮千均ニ異ナラサルハ、今日ヨリ甚ダシキハナシ、是實ニ國家存亡ノ秋ナラント致確信候、斯

ル盤錯ニ臨ミ、善ク之ヲ料理シテ、以國家百年之大計ヲ定ムルハ、其識古今ニ高ク、其學内外ニ通ジ、多年ノ實驗ヲ有スルノ人ニ非ザルヨリハ、決而之ヲナシ遂ル能ハザル勿論ニ候處、大隈ノ生死未判明セズ、老兄、伊藤ハ高踏シテ後ヲ顧ミズ、嗚呼實ニ國歩之艱難其極ニ達セリト可申候、爰ニ於テ同僚諸公ハ小生ヲ推シ、總理之任ニ當ラシメント頻リニ慫慂被致候得共、僕自ラ顧ミルニ人ニ過ルノ才識ナク、加之實地ノ經驗ニ乏シク、遂ニ能共爲スコトナキヲ知り、固ク辭退シ、終ニ三條内府ニ難請シテ、稍其應諾ヲ得、先今日ヲ維持シ、更ニ他日ノ計ヲナサント苦慮罷在候、今ヤ僕一身ノ安危ヲ謀ハ、敢而世人ノ誹議ヲ意ニ介セズ、斷然冠ヲ掛去ハ事足ルベシト雖前ニ詳陳スル如ク、此議タル元是生ノ發意ヨリ起レル者ナレハ、僕今更ニ不能不才ヲ名トシ、引退ヲ試ムルコト不相成ノミナラズ、却而進デ其衝ニ當ルベキノ義務ヲ負ハザルヲ得ザルノ場合トハ相成候、然ルニ僕元身ヲ卒伍ノ間ニ起シ、曾テ樽俎折衝ノ道ニ嫻ハザルハ、老兄ノ御熟知ニ可有之、然ニ自ラ我力ヲ揣ス、敢而外交機微ノ任ニ當ランカ、大ニ國是ヲ破リ、災害ヲ子孫ニ遺サシコト火ヲ觀ルヨリモ明也、僕既ニ身ヲ以國家ニ委ネタル以上ハ、名譽ト生命ヲ犠牲ニ供シテ、以テ艱難ノ衝ニ當ルハ固ヨリ其心スル所ニ候得共、唯策ナク略ナク、奮然突進スルハ、眞ニ暴虎憑河ニ異ナラズ、國ニ報セントスルノ精神ハ、却テ國民ヲ荼毒スルノ種子ヲ播殖スルノ結果ト可

相成ハ必然ニ付、何卒一應老兄ニ得拜晤、親ク從來懷抱セラルル意見ト將來ニ對スル畫策トヲ拜承スルヲ得バ、獨リ小生ノ幸ノミナラズ、國家將來ニ取リ大ニ益スルハ信ジテ疑ハザル所ナルヲ以、頃來度々電信ヲ以、御歸京ヲ相促候得共御承諾無之、遂ニ野村ヲ以、爾來內閣之事情開陳爲致候次第故、何分ニモ是非一應御歸京相成候様不堪冀望候、一旦辭表御提出相成候上ハ、最早政界ニ向何等之御發言モ無用ナリトノ御考モ定而可有之候得共、既ニ總理モ交迭シ、閣議モ從前トハ相替候上ハ、又新ニ御考按之次第モ有之候歟ト致恐察候、右ハ愚意之存スル所、概略申上候事情御洞察ヲ賜リ、御歸京相成度、千祈萬禱之至ニ不堪候、御諒察是祈候、草々拜具、○井上家文書

大隈外相遭難直後の條約改正問題善後の處置が、如何に困難を極めたかと思はれるのである。さるにても、後年大御所と稱せられ、自他共に國家の柱石を以て任じてゐた山縣も、羽翼未だ成らざるの當時に於て、如何に謙虛であつたか、自分のごとく策もなく、略もなきものが、奮然突進するは暴虎憑河に異ならずなどといつて、一に井上の奮起を冀望してゐたのである。

かくて、井上が歸京すると、内閣はこれを迎へて意見を聴き、善後處置を講ずることとなつた。彼が辭職は聽されなかつたので、彼は農商務大臣に留まつた。そこで、彼は一篇の意見書を草して閣員に提示し、その趣旨に基いて、樞密院書記官長伊東巳代治をして閣議案を起草せしむることとなつ

た。それが「將來外交の政略」と稱するもので、十二月十日の閣議に於いて決定された。閣議書類の冒頭に附せられた一紙には、

將來外交之政別貳冊規定之範圍内ニ於テ施行スベキ旨議定候也

明治二十二年十二月十日

とある。この別貳冊の一は、「意見書撮要」と題し、一は「閣議案」と題するものである。この「將來外交の政略」は、我が條約改正史上に一時期を畫したもので、對等條約にあらざれば、締結せずといふ我が決意を表明したものである。

意見書撮要は、井上農相提出の意見書を要約したもので、その要綱を閲すると次のごとくである。

- 一、外國ノ法律家ヲ大審院ノ法官ニ任用スルハ、我憲法ニ係屬スル裁判官ノ法律上ニ具有スベキ公民權ノ資格ニ違フモノナリ、凡ソ國家ノ主權ヲ施行スル官ヲ條約上ノ關係ヨリ外國人ニ授クルハ、國權傷害ノ甚シキモノタルコトヲ免レス、
- 二、法典ヲ早ニ及デ編成公布スルコトヲ約束スルハ、將來ニ我立法權ヲ束縛スルノミナラズ、凡ソ立法ノ事、憲法ノ明條ニ基キ、帝國議會ノ協賛ヲ要スル今ノ時ニ當リ、如斯ノ約束ヲ將來ニ負フハ、國家ノ長計ニ非ルナリ、

三、五箇年ノ準備期限間ハ、單ニ内地通商、土地建物ノ貸借ノミヲ許スニ止メ、全ク不動産ヲ所有スルノ權ヲ許與スルノ約ハ、相互均等ノ主義ニ基キ、領事裁判ヲ撤去スルノ日ニ於テ之ヲ履踐スベシ、彼ニ於テ領事裁判ヲ撤去セザル間ハ、我ニ於テモ亦抵償物トシテ不動産所有權ヲ與フベカラズ、

四、外人取扱上ニ付テハ、法律上又ハ經濟上ニ、内國人ト同一視スルコト能ハザルモノアリ、隨テ或ル場合ニ於テハ、外人ノ爲ニ特ニ制限ヲ設ケザルヲ得ザルモノアルヲ以テ、之ガ爲ニ、將來ニ我立法上及行政上ニ充分ノ自由餘地ヲ存有セザルベカラズ、

以上列舉シタル要綱ニ基キ、既定ノ案ヲ改メンガ爲メニハ、公文ヲ取消シ、又條約ノ條款ニ涉リテ照合修正スルヲ要ス、

(五・六・七項を略す)最後に、

以上ノ主義ニ據リ、修正ヲ加フルトキハ、尙ホ餘ス所ハ領事裁判ヲ五ケ年間存續シ、我ニ於テ其代償トシテ、不動産所有權ヲ許與セザルノ一事ノミニシテ、他ハ大凡均當ナル對等條約トナルベシ、而シテ對方ニ於テ、幸ニ我要求スル所ノ修正ヲ容ルレバ談判其局ヲ結了シ、條約茲ニ改締シ二十年來ノ我經畫ト希望ヲシテ完カラシムルベシ、若シ對方ニ於テ、我要求ヲ容ル、ニ踟躕スル

コトアルモ、我要求ノ各點ニ就キ、引續キ往來談判ヲ試ミ、以テ不知不識ノ間ニ、談判繼續ノ新地歩ヲ占ムルヲ得バ、是レ外ニ向テハ異日我國權ヲ完全ニ恢復シ、内ニ向テハ目下ノ困難ヲ排除シ得ベキノ道ナリ、矧ヤ五星霜ノ日子短少ニ非ズト雖、一國政治上ノ經歷ニ於テハ、一瞬時ノミナルニ於テヲヤ、若シ此ノ一瞬時間ダモ領事裁判ノ檢束ヲ忍ブ能ハズトセバ、今日復タ何ゾ條約改正ヲ言フヲ得ンヤ、

要するに五ケ年間、領事裁判權を存續せしむといふ一事を残して、他は全部對等の權を得る、しかもその間、外人に與ふべき特權の或るものを制約するといふのである。

更に閣議案を閲するに、先づ條約改正そのものハ大目的及び當面の條約改正問題處理の大綱領とを掲げてゐる。曰く

條約改正ハ我ガ政府ノ二十年來ニ取ル所ノ進路ニシテ、現在又ハ將來ニ其方向ヲ挫折スルコトナカルベシ、唯舊幕以來ノ沿革ノ事情ノ容易ニ一蹴シテ脫離スベカラザルガ故ニ、我ガ政府ハ又屢々試ミテ、屢々躓クノ不幸ニ遭遇セリ、今ハ廟議ヲ一決シテ、更ニ挽回ノ策ヲ取ラザルベカラザルノ時ニ際シ、左ノ三個ノ主義ヲ以テ根據トスルヲ要ス、

と、然らば、その三個の主義とは何んであるか、

第一 條約ヲ改正シテ平等ノ位地ヲ取ルハ、我が政府ノ従前及將來ノ目的ナリ、

第二 現在調印濟ノ條約案ハ、之ヲ修正シテ以テ平等完全ノ位地ニ近ヅクヲ要ス、

第三 修正ノ要求行ハレザレバ、寧ロ従前ノ位地ヲ存スルモ、缺點ノ條約ヲ締結セズ、其間改正

ノ手順ヲ中止シテ、以テ將來ニ我が目的ヲ達スベキノ機會ヲ待ツベシ、○外務省文書

この三個の主義、即ち三大綱領によつて當面の、條約改正問題の處理を爲すべしといふので、我が國が從來單に精神的、觀念的のみに論じてゐた對外平等主義を現實の問題として取り上げた最初の畫期的事實として注目すべきものである。

だが、これ等の條約改正方針は、大隈の條約改正問題に刺戟せられた國論に鑑みて、曩年同様の問題で手を焼いた井上前外相によつて立案せられたもので、全く對內的に出來たいはゞ我が理想案で、國際情勢を考慮したものでないから、これ等の方針は、たゞ大隈の遭難によつて、生じた條約改正の善後處置を爲すに止まつて、この方針を以て新に條約改正に着手するといふまでには至らなかつたのである。

即ち三條首相は十二月十二日、この「將來外交の政略」を奏請して、その允裁を得るや、十三日直に米・獨・露三國駐劄公使に電訓して、その國政府に調印條約實施の延期を求めしめ、また自ら同日

及び十四日を以て、我が國駐劄の三國公使を其の公館に訪問して、其の旨を告げ諒解を求むるところあり、無事に其の約諾を得、こゝに深く案んぜられた調印國との諒解を得たので、暫定内閣の使命終るとして、二十四日辭表を捧呈し、次いで山縣内閣の成立を見るに至つた。かくて青木周藏は、大隈外相に代つて外政の衝に立ち、前に決定せる「將來外交の政略」によつて條約改正に従事することになつたが、未だ著手に及ばない中に、天津事件に座して職を罷むるの餘儀なきに至つた。

かやうにしてこの外交案は、我が條約改正の方針を示したものととして、消極的效果を齎らしたことは多いが、固より積極的効果を齎らすに至らなかつた。思ふに條約改正といふがごときことは、方針政策の問題といふよりも、我が實力の問題であつたからである。たゞ歴代外相の失敗によつて、外に成功するには、内に成功せねばならぬといふ教訓が、深刻に示された。これが「將來外交の政略」の生まれた所以で、後年陸奥宗光が、條約改正に成功した所以である。

第三章 南北領土の調整

第一節 維新以前の我が北邊領土

維新統一の業が緒に就き、開國進取の國是が決定せらるゝに於て著手された一に、南北領土の調整問題があつた。即ち北に於ては樺太千島、南に於ては琉球が問題となつた。これ等の土地は、何づれも帝國領土と認むべきものであるが、幕末の國勢の陵夷に従つて、北には露國、南には清國の勢力が介在錯綜して、困難な外交問題となつたのである。私は先づ樺太千島問題から述べて見たい。

この樺太千島問題は、單に領土の調整問題といふに止まらず、最も複雑を極めた我が對露外交の最初問題として、極めて深き意義があるのである。それは、我が近代外交の根柢は、對露外交にあつたからである。即ち進んで彼の侵略を撃破するか、或は退いてこれを防禦するか、親善協調の下に彼我の進路を協定して互に侵すことなきか、或は一時を苟且して他日に待つべきか、我が對露策は、この

四方針の外に出でなかつたのである。その何づれを可とし、何づれを採るべきかは、彼我の情勢によつて定むる外はなく、この問題の處理宜しきを得るところに、我が國家の安全と發展とが存在したものである。

樺太千島問題は、露國の攻勢に始まる、露國の東方侵略は、その緣因するところ一日でなかつた。露國が清朝康熙帝の大軍と衝突し、尼布楚條約によつて、外興安嶺アルグン河以東に進むことが出来なくなり、轉じてレナ河を溯り、北部西比利亞を東に向つて太平洋に達し、カムチャツカを占領したのは、十七世紀末であつた。かくて、正徳元年（一七一一年）には、露人は千島列島を南進して、占守・幌筈二島を略し、明和、安永の頃には、得撫以北の諸島を侵し、遂にその艦船は蝦夷地沿岸に現はるゝに至つた。當時我が國の勢力は、國後・擇捉二島に止まつてゐたので、得撫島以北が、容易に露人に略取されたのである。

これ等の事實は、痛く徳川幕府を驚かし、所謂北門經營の聲が喧しくなつた。しかし文化十年（一八一三年）のゴロウニン事件以後、露國は歐洲内部の事情に多忙であつたばかりでなく、外交政策の變化から、全く我が北邊から遠ざかつたので、爾後約半世紀ばかり、日露の交渉が杜絶した。然るに嘉永六年（一八五三年）に、露國使節ブチャーチンが長崎に渡來して、再び關係が生じた。この頃露

國は東部西比利亞總督ムラビエフによつて、黒龍江下流地方の探檢調査を試みた。その結果、嘉永二年の樺太侵入となり、露國の亞細亞政策は再び極東へと推移したのである。

かくて、嘉永六年には、兵力を擁して樺太の久春古丹を占領し、安政五年（一八五八年）には、清國と愛琿條約を結んで、黒龍江左岸の地を併合し、更に萬延元年には、北京條約によつて、烏蘇里地方をも併呑したので、露國の勢力は今や千島、樺太、沿海州の三方面から南進するに至つた。一時忘れかけてゐた露國東方侵略の脅威は、再び新にされ、幕府始め、我が尊攘の志士等は、悉くこゝに著目するに至つたのである。

これより先、安政元年幕府は函館附近を收公し、翌二年に福山江差附近を除いた全蝦夷地を收公し重ねて東北諸藩をして警備屯田せしめたが、幕府の計畫と實行とは、前幕領前代よりは一層嚴重であつた。さうして、露國との接觸によつて千島及び樺太に於ては、屢々彼我の間に紛擾を醸したが、遂に千島列島に於ては、擇捉・得撫二島を以て境界と定め、樺太は姑らく兩國人雜居、全島往來勝手たるべしといふ未決定のまゝに、明治政府に引繼がれたのである。

しかし、かやうな露國の侵略狀況は、痛く我が尊攘の志士等を刺戟した。このまゝ、彼が爲すまゝに放棄し置かば、日本もその侵略を蒙つて、併呑滅亡の外はないとは、志士先覺者の一致した考であつ

た。或るものは座して國家の滅亡を待たんより、我より進んで彼に對抗する地位を作るべしといひ、或るものは彼との抗争を避け、退いて國力を養ひ、他日を期すべしといつてゐた。吉田松陰、橋本左内、西郷隆盛等が朝鮮の經略を論じ、樺太の經營、蝦夷の開拓を説いたのは、何れも進取して露國對抗の地位を占めんがためであつたのである。

第二節 維新政府と北邊領土

維新政府が、開國進取、統一日本の建設に乗り出したときは、我が北邊樺太、千島及び蝦夷地の開拓問題は極めて重要視せられたのである。明治元年二月二十七日、公卿清水谷公考、高野保建の兩人は蝦夷地の開拓に就いて建言するところがあつた。その意は若し徳川一味の賊徒が蝦夷地に侵入し、これを露戎が援助したなら、どうするか、速かに鎮撫使を下して警備せしめよ、不肖ながら、臣等その身を抛つて、その任に當りたいといふのである。

明治天皇は三月九日、太政官代に親臨あそばされ、總裁議定參與の三職を召して、清水谷等の建議書を示し、蝦夷地開拓の得失を諮詢したまうた。一同は悉く開拓の議に賛成したので、取敢へず、蝦

夷地には鎮撫使を差遣するといふことになつた。

そこで、三月二十五日には、更に三職及び徴士を議事所に召し、副總裁岩倉具視を以て、蝦夷開拓の事につき、次の件々を策問した。

第一條 函館裁判所被取建候事

第二條 同所總督參謀等人撰之事

第三條 蝦夷名目被改南北二道被立置テハ如何

この策問に對し、公卿、諸侯、徴士等それ々々答論したが、その代表的答論と見るべきは、肥前鍋島侯と長藩木戸孝允とのそれである。

肥前 前 中 將

開拓ハ第二儀トシ、先ツ裁判所御取建テ、總督參謀御撰擧被爲在、基礎ヲ被立置、且任撰其人ヲ得候ハ、開拓ノ仕方可相立ト存候、

木戸 準 一 郎

大基本被立置度ハ、鍋島侯ノ御論ノ通りニテ、右任撰得其人之上、拓地育民ノ工夫相立、大藩へ被命候儀ハ如何哉、藩ノ力ニテ開拓ハ難カルヘシ、但人材ヲ網羅シ、其地ニ棋置イタシ、眼前ノ

利ヲ不計、當今其地ヨリ歳入スル所ノ金ヲ以テ費用ニ給シ、精々墾拓ニ力ヲ盡シ可然ト奉存候
これに對し、副總裁岩倉具視と木戸との間に次の質問應答があつた。

副總裁曰、魯西亞ノ應接ハ何如哉、各國同様ニテ宜敷候歟、木戸曰、隣境ノ譯柄モ有之候得共條
理上ニテハ同シカルベシ、○公議
所日誌

これ等の議が終つて、岩倉は衆議に従つて先づ人撰を爲し、然る後に裁判所を置き、漸次開拓着手
の順序を定むべき旨を告げた。

そこで四月十二日、朝廷は函館裁判所を置き、議定嘉彰親王を總督に、侍從清水谷公考及び大野藩
主土井利恒を副總督に任じた。親王辭して拜しなかつたので、清水谷を總督とし、覺書を以て開拓方
針を示し、開拓は總て總督に委任し、蝦夷地開拓の規模を確立して、後に北蝦夷即ち樺太開拓の手段
を講ぜしむることにした。かやうに維新政府が北門開發の重要性を認識して、廟議を確立したのは、
露國の侵入に備へ、東北諸藩の反亂に際して、蝦夷地土人の向背を確保する必要があつたからである。

しかし榎本武揚等の舊幕府の脱走の徒が、箱館を占領し、清水谷知事等が青森に退去するに於て、
新政府の開拓事業は一時中止の止むなきに至つたが、その急務は一日も忘れられなかつた。岩倉は二
年二月二十八日、外交、會計、蝦夷地開拓の三件を朝議に附せんことを請ひ、蝦夷地開拓に就いては

次のごとくいつてゐる。

蝦夷地開拓ノ儀ハ、多年有識者ノ論スル所ト雖、幕府姑息ニテ此事ヲ施行セザリシハ遺憾ト謂フ
可シ、夫レ魯西亞人ノ此土ニ垂涎スルコト實ニ久シ、天ノ皇國ニ附與セシ地ヲ棄テ、顧ミズ、魯
西亞人ヲシテ恣ニ蠶食セシメントスルハ是レ何事ゾヤ、

と開拓の急務を切言し、箱館平定を待つて、速かに着手すべしといつてゐた。そこで、五月箱館が平
定するに及び、明治天皇は、五月二十一日親王、大臣、麁香間詰諸侯及び五等官以上の官人を大廣間
に召して、皇道興隆、知藩事新置、蝦夷地開拓の三條を勅問したまうた。蝦夷地開拓の勅問は左のご
とくである。

蝦夷地之儀ハ、皇國ノ北門、直ニ山丹、滿洲ニ接シ、經界粗定トイヘトモ、北部ニ至テハ中外雜
居致候處、是迄官吏之土人ヲ使役スル甚苛酷ヲ極メ、外國人ハ頗ル愛恤ヲ施シ候ヨリ、土人往々
我邦人ヲ怨離シ、彼ヲ尊信スルニ至ル、一旦民苦ヲ救フヲ名トシ、土人ヲ煽動スル者有之時ハ、
其禍忽チ箱館松前ニ波及スルハ必然ニテ、禍ヲ未然ニ防クハ、方今ノ要務ニ候間、箱館平定之上
ハ、速ニ開拓教導之方法ヲ施設シ、人民繁殖ノ域トナサシメラルベキ儀ニ付、利害得失、各意見
無忌憚可申出候事、

翌二十二日には、更に在東京の諸侯、中下大夫、諸官人、上士等に皇道興復、蝦夷地開拓の二條を勅問したまうた。かくて政府は、先づ議定鍋島直正を蝦夷開拓督務に任じたが、七月八日には開拓使を設置して、長官、次官の地位を各省の卿、大輔と等しからしめ、直正を長官に、清水谷公考を次官に任じ、幾もなく東久世通禧を長官として、北門經營の任に當らしめた。また蝦夷地の稱を改めて、北海道とし、十一ヶ國に分割し、國名郡名を定めた。

當時の開拓方針は、明治二年九月、東久世開拓使長官の赴任せんとするときに、三條右大臣が特に一同に達した諭達に明かである。

第一、北海道は北門の要衝なるを以て、深く聖旨を奉體して撫育の道を盡し、教化を廣め、風俗を敦くすべきこと、

第二、内地人民は、土人と協和生業繁殖せしむべきこと、

第三、樺太は露人雜居の地なるを以て、禮節を主とし、條理を盡し、決して輕卒大謀を誤る所業あるべからざること、

第四、官員協和戮力にあらざれば、遠大の業成功し難きにより、己を推し誠を披き、面從腹非の動作なかるべきこと、

土人に對しては、溫和協調、露人に對しては自重衝突を避け、平和裡に北海道の開拓を全ふすべしといふのが、その方針であつたのである。要するに維新政府は北海道の完全なる開拓によつて、そこで露國の南侵勢力を防禦しようといふのである。これは後の西郷等の對露政策に比すれば、やゝ消極的であるが、これが維新政府及び一般識者の對露方針であつたのである。明治二年八月十七日參議廣澤真臣は、木戸孝允に書を與へて、次のごとくいつてゐた。

此節、大議事は蝦夷地の事に而、魯西亞の南遷する一朝一夕の策にあらず、ペイトル遺志を以て段々屏吞する形勢可有之は不待論事候處、既に唐太え多人數相移し、兵隊を以て保護いたし、不容易模様相聞へ、英佛公使よりも新聞申越し、彼是致心配居、實に前途皇國の大艱難は此事に有之、禍轉して幸福與なる時機も可有之歟、至重至大の事にて、段々御評議有之候得共、一朝相決候得ば、又他説入其夕、相變候様に而、最前御手續を以て開拓の御運び丈も、兎角小田原評定に而、日増秋冷に差向き、渡海の期を失ひ申問敷哉と不堪煩念、所謂寒地に入、鞠躬勉勵可仕杯と決心なる者には、種々様々の人材有之、議論紛紜相纏り兼候事に御座候、孰れ當年は兼而御決議の所を以て、先開拓すべき人員も澤山に相移し、來春氷海相解るの時に從ひ、大に被就御手度、いづれ來二月中、六ヶ月間に篤度其備へ不相成而は不相濟次第、決局は大

義名分のある所を以て、我邦土は寸地も不可失、締り不顧勝敗、戦争を目的として、其下手する所は、先開拓を主とし、魯人え對し候而は可堪を耐、可忍を忍、彼驕傲暴慢なる事を聞、皇國億兆切齒憤懣に不堪時に至り、干戈相開候様立至り候得ば、相應戦争も出來可申歟、左すれば彼の曲非、萬國えも判然する所有之、名義の在る所、天助を得、安心にも立至り候節可有之歟に奉存、魯人に接する一大事に而、聊之事より鬭争を引起し候而は、彼の術中に陥り、我曲を取る様立至り候而は、千載の遺憾不可救の事に奉存候、

これは、前記の東久世通禧が、開拓使長官に任ぜられて赴任する前のことであるが、北海道開拓はかやうなる意圖の下に行はれたのである。如何に露國の南侵を恐怖し、樺太の地に於て彼と争ふことを避け、北海道の完全なる開拓によつて、これを阻止せんとしたかと思はるゝ。忍び得る限りは忍ばねばならぬとは當時の方針である。これは日露戦役前滿洲を放棄し、朝鮮の地によつて、露國の南進を阻止せんとしたと同一で、その消極退嬰策たるに相違がないのである。

されば、明治二年八月、開拓長官が樺太の九春古潭の開港を提議したときも、外務省はこれを不可とし、次のごとくいつてゐた。

差當柯太は雜居之御條約に付、皇國御一手にて、開港之御取扱は斷然難相成、萬一只今形勢にて開港を主張致し候ては、吹毛求疵之禍可有之候間、此儀も今暫御見合、柯太之形勢自然に皇國之版圖に歸候威力御保有之頃を待、篤と魯西亞は勿論、御條約濟各國へ御打合之上、正理を我方に取候はゞ、自然開港之權此方に歸し可申様に致し度事に御座候間、暫御見合之方と奉存候事、

三年九月、開拓次官黒田清隆が、樺太放棄を主張したのも、同一な考へであつた。これより先外務大丞丸山作樂、箱館府權判事岡本監輔等が樺太を視察して歸京し、露國軍隊の母子泊占領の急を告げ作樂のごときは、今に至つて斷然武力を以て、彼に當るでなければ、日本人は遠からず、樺太から一掃せらるべしと建言し、鍋島直正のごときは、兵を率ゐてこれを掃攘せんとまで主張し、廟議もやゝ動かんとしたが、この際最もこれに反對して、これを阻止したのは黒田清隆であつた。彼はこの月樺太を視察して歸京するや、樺太放棄を主張したのである。彼は

樺太の經路三つあり、斷然是を棄て魯西亞に付し、力を無用の地に勞せず、是を上策とす、たとひ一二歩を彼に譲ると雖も、徑界を確定し、多少の煩雜を省く、是を中策とす、雜居の舊に仍り事端を生ずる無らしめ、機を待て斷然之を棄つるを下策とす、

といつてゐた。廟議は黒田の下策を採り、全く姑息に日を送つてゐたのである。實は未だ上策を採るの決心もなかつたので、先づ中策を採らんとし、三年正月以降、米國公使デ・ロングに國境確定に關

する斡旋を依囑し、北緯五十度を以て分界とせんとしたが、英國公使パークスはこれを喜ばず、却て我に勸告するに、徒に領土と稱しながら、支配拓殖の實を示さざるごとき地はこれを棄て、その開拓費を他に流用するの適當なるを以てし、米國公使もその調停を辭し、樺太の寒地國益の尠なきを以てしたので、我が政府も益々樺太開拓の熱意を喪失するに至つたのである。

しかし參議副島種臣が、明治四年十一月四日、外務卿に就任するに及び、樺太問題の解決に志し、この年五月、彼は樺太ボシエツツ灣に赴きて、露國全權と會し、樺太境界を協議しようとしたが行はれなかつた。五年四月ピユツオフなるものが、露國代理公使として新に赴任して來たから、副島はこれと會して、樺太買收のことを提議した。彼自ら語るところによれば、二百萬圓を以てこれを買收しようといふのであつた。露國は丁度中央アジアで、英國と葛藤を生じ、極東に於て日本との親善を欲した際であつたから、談判は順潮に進んだが、未だ確定せざるに、臺灣問題が起り、次いで征韓論が廟堂の大問題となつたので、樺太問題は顧みるに暇がなかつた。

樺太がこんな具合であつたので、日露の間紛擾が絶えなかつた。その多くは彼の侵略暴行によつて惹起されたもので、我が國民は住居に堪へずして、引上げるものが續出した。

かやうな情勢を見て、明治六年五月、黒田清隆は再び樺太放棄を建議し、無用の紛争を避け、専ら力を北海道の經營に盡さんことを以てした。廟議は専らこの方針に決し、七年三月、榎本武揚を特命全權公使として露國在勤を命じ、委するにその權を以てした。武揚は露國政府と談判數十回、議漸く成り、明治八年五月七日、露國太公アレキサンドル・ゴルチャコフと樺太千島兩島交換條約に記名調印した。條約の要は次の三款である。

第一款、大日本國皇帝陛下ハ樺太島ノ一部ヲ所領スル權利及君主ニ屬スル一切ノ權利ヲ全露西亞國皇帝陛下ニ讓リ、而今後樺太全島ハ悉ク露西亞帝國ニ屬シ「ペルース」海峡ヲ以テ、兩國ノ境界トス、

第二款、全露西亞國皇帝陛下ハ、第一款ニ記セル樺太島ノ權利ヲ受シ、代トシテ、所領「クリル」群島即チ十八島ノ權利及君主ニ屬スル一切ノ權利ヲ大日本國皇帝ニ讓リ、而今後「クリル」全島ハ、日本國ニ屬シ、東察加地方「ラバツカ」岬ト「シユムシユ」島ノ間ナル海峡ヲ以テ、兩國ノ境界トス、

第六款、樺太島ヲ讓ラレシ利益ニ酬ユル爲メ全露西亞國皇帝陛下ハ次ノ條件ヲ准許ス

第一條、日本船ノ「コルサコフ」ニ來ル者ノ爲ニ此條約批准取換セノ日ヨリ十ヶ年間、港税及海關稅ヲ免ス、此年限滿期ノ後、猶之ヲ延スモ又ハ稅ヲ收メシムルモ全露西亞國皇帝ノ意ニ任ス

全露西亞國皇帝陛下ハ日本政府ヨリ「コルサコフ」港へ其領事官又ハ領事兼任ノ吏員ヲ置クノ權利ヲ認可ス

第二條、日本船及商人通商航海ノ爲メ「ヲホツク」海諸港及東察加ノ海港ニ來リ又ハ其海及海岸ニ沿フテ漁業ヲ營ム等渾テ露西亞最懇親ノ國民同様ナル權利及特典ヲ得

の三款である。彼が、樺太島讓與の報酬として、我に十ヶ年間、海關税を免除するといふの一事を以て、彼に得るところ多くして、我に失ふところ大なりしかは思はるゝ。

かくて同年九月、我が理事官長谷部辰連（開拓中判官）は、露國理事官「バラハン」と樺太島楠溪に赴き、樺太島讓與式を行ひ、翌十月、露國理事官「マチュニン」は、我が理事官時任爲基（開拓五等出仕）と「クリル」の最北島「シユムシユ」の最南島「ウルツプ」に赴き、千島讓與式を行つた。これで、嘉永以來二十餘年來の懸案が始めて解決された。しかし、我が志士が多年の理想であつた北邊の開拓は一朝にして水泡に歸し、地理上より、また歴史上より當然我が領土たるべき樺太島放棄の禍根は今に至つて除去されないのである。

第三節 琉球島の歸屬問題

琉球は日支兩國の間にあつて、その所屬は、分明でなかつた。慶長九年（一六〇四年）薩摩藩主島津義久は、琉球王尙寧に來聘を促したが、應じなかつたので、竟に江戸幕府に請うて征討の兵を起し同十四年兵千五百、五ヶ月の糧食を以て、大島、徳島以下の諸島を討ち、次いで沖繩運天港に上陸して、南下、國王を擒にし、政治、經濟その他諸方面に従屬關係を確立した。さうして慶長十六年には琉球王竝に三司官は、「永々代々對薩州之君毛頭不可存疎意事」「所被相定之御法度曾不以致違亂事」の誓書を提出した。かくて薩藩は大島、徳島、永良部島、與論島、鬼界島の五島を直領に收め、本島には、三年の任期を以て、二人の在番奉行を置き、諸事の監理檢察に當らしめた。

この奉行の任務は、政治上になくて、寧ろ經濟上にあつたので、薩藩は琉球を介在して支那貿易を壟斷し、貿易品を大阪に運んで、多額の利益を收めたのである。しかし支那は飽まで琉球を附庸國と考へてゐたが、琉球はいふまでもなく、薩摩もこれを認め、支那の冊封使を載せた冠船の來るときには、薩藩の役人は、遠く田舎に隠れて那覇首里の間に出でず、神社佛閣に寄進した額面の日本年號を

記したものは、悉く除去して、支那役人の目に觸れぬやうにするといふ有さまであつた。だから支那でも、日本との關係を深く咎めず、日本も支那との關係を問はなかつたのである。

かやうに琉球は、日支兩國の勢力に迎合し、兩屬といふ奇現象を呈してゐた。明治四年七月十二日鹿兒島藩は次の書を朝廷に上つて、その狀を説明してゐた。

慶長十四年、十八代家久征討、諸島總て檢地致し、藩内領知高に相加致傳領、嘉永度に到るまで無中絶、幕府へ入貢爲致候、乍併全體貧弱の小國にて、名義不當の義には御座候へ共、皇國支那を父母の國と相唱、不致兩屬候ては難立行、不得止正保年間、清國革命の砌も、「剃髮を強ひ、衣冠更換の命令を下され候も難測、其期に到り如何處置致可申哉」の趣、明曆元年十九代光久より幕府へ相伺候處、「清國より使節差送候は、彼の意に應し不苦候へ共、内國の事務は光久の計を以て可致處置」旨老中より御達有之候、尤慶長降服以來、士官差遣政務爲致關係、又鹿兒島に館舎相建、官員の者交代在留、且毎年租稅相納申候、又支那福州へも隔年に貢船差渡申候、此段申上候以上、

辛未七月十二日

鹿 兒 島 藩

しかし、幕府末期に於ては、琉球は國際上極めて複雑の關係に置かれた。即ち弘化元年以後英佛二

國軍艦が、この島に頻繁に來往するに及び、薩藩は本島を利用して、外國貿易を獨占せんと欲し、幕府の默許を得たのである。嘉永六年米國ベリー提督が、日本に來訪せしときは、琉球を根據地とし、安政元年六月十七日には、琉米和親條約を締結した。次いで同二年十月には琉佛條約を、同六年六月には琉蘭條約を締結した。琉蘭條約のごときは、寧ろ薩藩の冀望であつたといはるのである。慶應三年佛國バリーで、萬國大博覽會を開き、日本にも贊同を求め、徳川民部大輔昭武は、大君代表者として派遣されたが、薩藩の岩下佐治右衛門（後の方平子爵）は、琉球國王兼薩藩の代表者としてこれに參列し、出品してゐた。これは琉球國王の名によつて、徳川幕府より獨立してゐるといふことを示さうとしたのである。

琉球と日支兩國のかやうな關係は、廢藩置縣の際に至つて明瞭になつた。維新以後、領土の調整に志してゐた我が新政府は、これを默視し得なかつたことは當然である。そこで明治五年正月十五日、鹿兒島縣官奈良原幸五郎、伊地知貞馨は琉球に赴き、攝政三司官を招きて、日本政體の變革を告げて島治の改革を促し、且つ島津氏に對する負債金五萬圓、並に滯租三萬石餘を免じ、これを貧窮士族や鰥寡孤獨の救恤金に充てしめた。

また大藏大輔井上馨は、明治五年五月二十五日、琉球統治に關する建議書を正院に提出した。曰く、

慶長年間、島津義久琉球ヲ征シ、中山王尙寧ヲ擒獲シ、皇國ニ服從セシメ候ヨリ以來、同國ノ儀ハ薩摩ノ附庸ト看做シ、諸事同藩ニ致委任延テ至今日候、因テ其版圖離合ノ概略ヲ查考致候處、中興ノ始祖舜天源爲朝ノ遺裔ト云フ説ハ、姑ク措キ、服從以來觀禮ヲ修、幣帛ヲ獻、恭順ノ誠ヲ表シ、歴世不懈ノミナラズ、言語、風俗、官制、地名ノ相類似スル、總テ我光被中ニ不洩一證ニ有之、殊其形勢ヲ視察致候ヘバ、我薩ノ南岬ト相距僅數十里、豆ノ無人八丈、蝦ノ薩加連ニ比スレバ、内地ニ接近スル大逕庭ナシ、故ニ彼國ハ、我殘小ノ南海中ニ起伏スル者ニシテ、一方ノ要衝、皇國ノ翰屏、譬バ手足ノ頭目ニ於ルガ如ク、運爲ノ職ヲ盡シ、捍護ノ用ニ可供儀、喋々竭論ヲ不待候、尤彼從前、支那ノ正朔ヲ奉ジ、封冊ヲ受候由相聞、我ヨリモ又其携貳ノ罪ヲ匡正セズ、上下相蒙、曖昧ヲ以テ數百年打過、何共不都合ノ至ニ候ヘ共、君臣ノ大體上ヨリ論候ヘバ、假令我ヨリ涵容スト雖ドモ、彼ニ於テハ人臣ノ節ヲ守リ、聊悖戾ノ行不可有儀勿論ニ候、況百度維新ノ今日ニ至リテハ、到底御打捨被置候筋ニモ無之ニ付、從前曖昧ノ陋轍ヲ一掃シ、改テ皇國ノ規模御擴張ノ御措置有之度、去迎威力ヲ挾、侵奪ノ所爲ニ出候テハ不可然、依テ彼首長ヲ近ク闕下ニ招致シ、其不臣ノ罪ヲ譴責シ、且前文慶長大捷以後ノ狀況、順逆ノ大義、土地ノ形勢、其他傳記、典章、待遇交渉ノ上ニ表見スル證迹ヲ舉テ詳細ニ説明シ、彼ヲ使テ悔過謝罪、茅土ノ不可私

有ヲ了得セシメ、然後速ニ其版籍ヲ收メ、明ニ我所轄ニ歸シ、國郡制置租稅調貢等悉皆内地一軌ノ制度ニ御引直相成、一視同仁、皇化洽浹ニ至候儀所仰望御座候條、尙篤御廟議被爲盡度此段具陳仕候、以上、

壬申五月

大藏大輔 井 上 馨

正院 御 中

正院はこの上申に基づき、その議を左院に下した。左院はこれに奉答し、兩屬を可とし、清國との關係は、深く正さざるを可とするといふのであつた。

琉球處置の議、名は虛文なり、實は要務なり、清帝の封冊を受けて、正朔を奉ぜしは虛文の名にして、島津氏の士官を遣し、其國を鎮撫せるは要務の實なり、我已に其要務の實を得たれば、其虛文の名は之を清に分ち與へ、必しも之を正さざるべし、又我外務省にて、琉球使客を待遇するには、敵國の禮を用ゐず屬國の扱を爲さしむるを可なりとす、且今海内廢藩置縣の令を布きて、獨琉球に更に藩號を授くるは不可なり、則琉球王と宣下ありても、我帝國の所屬たるに妨なし、而も更に清國よりも、王號の封冊を受くるを許して、分明に兩屬と看做すべし、

如何にも姑息な答申である。名を捨て、實を取るといふ口實の下に、清國との衝争の口實を避けよ

うといふ考へらしい。當時北には露國に屈するの一派があれば、南には清國に屈する一派があつたのはなさけなき限りであつた。しかも外交當局者なれば格別、一種の批判監督の地にある左院に、かやうな徒があらんとは意外である。ときの議長は、後藤象二郎、副議長は舊薩藩の伊地知正治であつたのである。

しかし、外務卿には幸に副島種臣が居つたので、國辱外交を免かれた。種臣は四年十一月、琉球人六十六名が臺灣に漂著して、その五十四名が蕃人に殺戮されたといふ事件を以て、臺灣征伐を敢行せんとしてゐたので、琉球の我が領土たることを飽まで主張する必要があつたので、左院のいふ兩屬説を排撃したのである。

そこで、五年九月三日、尙泰王の内意を奉じ、正使伊江王子(尙健)、副使宜野灣親方(尙有恒)等の上京參内するや、明治天皇は冊封の詔を授け、尙泰を琉球藩王に封じたまひ、外務卿副島種臣をして宣讀して使臣に傳へしめた。

朕上天ノ景命ニ膺リ萬世一系ノ帝祚ヲ紹キ奄ニ四海ヲ有チ八荒ニ君臨ス今琉球近ク南服ニ在リ氣類相同ク言文殊ナル無ク世々薩摩ノ附庸タリ而シテ爾尙泰能ク勤誠ヲ致ス宜ク顯爵ヲ予フヘシ陞シテ琉球藩王ト爲シ欽シテ華族ニ列ス 咨爾尙泰其レ藩屏ノ任ヲ重シ衆庶ノ上ニ立チ切ニ朕カ意

ヲ體シテ永ク皇室ニ輔タレ 欽ヨ哉

また特旨を以て、金三萬圓を尙泰に下賜し、東京飯田町に邸宅を賜うた。外務省はその出張所を那覇に設けた。さうして琉球が列國と締結した條約は總べて政府自ら處理することにしたのである。

かくて明治七年七月、政府は琉球藩を内務省の所管としたが、この年十二月十五日、内務卿大久保利通は、三條太政大臣に建議して、清國との關係を絶たしむべきことを論じ、且つ同藩の官吏兩三名に上京を命じ、征蕃の顛末、清國談判の曲折、方今の形勢、條理名分のあるところを懇篤に申聞け、歸藩の上はこれ等のことを藩王に傳達し、藩王をして上京謝恩の意を致さしめよ、また琉球官吏には篤と説諭して、清國との關係を一掃し、鎮臺支營を那覇港内へ設け、國政諸般の改正を繼行せしむべしと論じた。

この議は容れられて、翌八年三月、池城親方、與那原親方、幸地親雲上等が命を奉じて上京した。内務大丞松田道之は、内務卿の命を諭したが、藩王の上京、鎮臺分營の設置は、清國を顧慮して容易にその命に應じなかつた、しかし政府は既に固く決心するところがあつたので、同年七月松田大丞及び内務六等出仕伊地知貞馨に豫め旨を授けて琉球に差遣した、松田等は七月十四日首里城に入つて、尙泰と面談せんとしたが、病の故を以て、今歸仁王子攝政三司官に面會し

其藩ノ儀從來隔年朝貢ト唱へ、清國へ使節ヲ派遣シ、或ハ清帝即位ノ節慶賀使差遣シ候例規有之趣ニ候得共、自今被差止候事、藩王代替ノ節、從前清國ヨリ冊封受ケ來候趣ニ候得共、自今被差止候事、

と清國との關係斷絶の旨を命じ、明治の年號採用を達し、藩政を改革し、少壯者を學術修業のため上京すべき旨を嚴達した。だが、彼等は清國との關係を云々して、容易にその命を奉じなかつた。

明治九年五月十八日、内務少丞木梨精一郎に琉球在勤を命じて、正式に琉球と清國との關係斷絶を命じ、且つ不時の變に備ふるために熊本鎮臺から第一分隊を分遣して強硬な態度を示した。しかも琉球官人は徒に逡巡して遵奉書を奉らず、却つて清國始め列國公使に干涉を依頼するの方策に出でたから、我が國の態度は益々強硬化するに至つた。偶々西南の役が起つたので、そのまゝになつたが、役後愈々斷乎たる處分を探ることとなつた。

明治十一年十二月内務大書記官松田道之を再び琉球に差遣した。翌年一月二十六日、道之は首里城に入り、尙泰未だ病氣であつたので、今歸仁王子等に面し、次の命を傳へた。

琉球藩王 尙泰

去ル明治八年五月廿九日ヲ以テ清國へ隔年朝貢使節ヲ派遣シ清帝即位ノ節慶賀使ヲ差遣シ藩王代

替ノ節清國ヨリ冊封ヲ受ル等ノ儀被差止ノ旨被相達候處歎願ト稱シテ于今遵奉書ヲ進呈セズ且九年五月其地ニ裁判官ヲ被置候ニ付其藩ノ裁判事務悉皆可引渡ノ處是亦歎願ト稱シ于今遵奉不致等ノ始末實ニ以テ不相濟事ニ候此上遵奉不致ニ於テハ相當ノ處分ニ及ブベク此旨督責候事

明治十二年一月六日

太 政 大 臣

二月三日藩王名代具志頭按司及び三司官等は、内務省出張所に松田大書記官を訪ひ、清國への朝貢慶賀を廢するは情義に於て行ひ難きことであるばかりでなく、日本外務省と清國公使との協議が整はねば、後に清國に對して相濟まず、譴責を受くるから、それまで猶豫せられたいと歎願したが、道之は清國公使と外務省との交渉は、琉球に關係なきことを告げ、嚴に遵奉書提出を命じて、二月四日琉球を發して歸京復命した。

そこで、太政官は内務省に琉球藩處分の實際の手續等の取調を命じ、三月三日松田大書記官を重ねて琉球に差遣し、十一ヶ條の處分方法を授けて、廢藩置縣及びその後仕末、藩王の東京住居を斷行せしむることとした。道之は三月二十五日、警部巡查百六十人と熊本鎮臺歩兵半大隊とを率ゐて那覇港に上陸し、二十七日首里城に臨み、尙泰王に、

去ル明治八年五月廿九日竝ニ同九年五月十七日ヲ以テ御達之條件有之處使命ヲ不恭實ニ難差置次

第二立至リ依テ廢藩置縣被仰出候條此旨相達候事

明治十二年三月十一日

太政大臣 三條 實美

の命を達した。また道之は、藩王に賜うた優渥なる勅諭を傳達した。

琉球藩舊シテ王化ニ服シ寔ニ覆育之徳ニ頼ル今乃恩ヲ怙ミ嫌ヲ挾ミ使命ヲ恭マズ是蓋シ舟路遼遠見聞限アルノ致ス所朕一視同仁深ク既往之罪ヲ責メズ該藩ヲ廢シ尙泰ヲ東京府下ニ移シ賜フニ第宅ヲ以テシ且尙健尙弼ヲ以テ特ニ華族ニ列シ俱ニ東京府ノ貫屬タラシムベシ所司奉行セヨ

御 璽

明治十二年三月十一日

かやうな勅諭まで拜したが、琉球官人は尙ほ安んずることなく、伊江、今歸仁兩王子外舊藩吏等五十一名、那覇内務省出張所に出頭し、連署の歎願書を提出した。曰く、

先般兩度ノ御達遵奉不致ニ付、廢藩置縣ノ御處分被仰付旨拜承、猶哀願スルハ恐懼ノ至ニ堪ヘズト雖モ、常藩ハ自ラ開闢シ、君主ノ權ヲ有シ、内地舊藩トハ相替リ且ツ先般ノ御達遵奉セザルニ非ズ、清國ト御協議濟ノ間、延期ヲ願ヒタル次第ナレバ、廢藩置縣ハ御仁免ヲ請フ、と哀願したが、道之は固より應ぜず、その妄を辯じて反省を促した。尙泰も止むなく首里城を退去するに至つた。

るに至つた。

四月四日琉球藩を廢し、沖繩縣を置く旨を全國に布告し、五日侍從鍋島直彬を縣令に任じた。次いで十二日侍從富小路敬直は勅使として著島し、尙泰上京御迎として、叡慮を以て、官船明治丸を差遣はされた旨を通告し、翌日尙泰の病褥に莅み、左の書面を渡した。

愈御清祥欣喜ノ至ニ候、然者今度琉球藩被廢、沖繩縣被置候ニ付テハ、御慰勞トシテ特ニ侍從正四位富小路敬直被差遣候、且於東京親ク謁觀可被仰付之旨ヲ以テ、爲航海安全、汽船明治丸被差立候、因テ汽船其地著次第、速ニ東上可被奉伺

天機此段、

聖諭ヲ奉シ申進候也

明治十二年四月八日

宮 内 卿

華 族 尙 泰 殿

しかし王子以下は連署して藩王の上京猶豫を請ふこと數回に及んだので、四月二十七日中城王子尙典のみの上京を許し、官船明治丸を以て東上せしめ、尙泰の病を養ふを聽した。五月十八日侍醫高階經徳を尙泰の病氣御見舞として差遣し、經徳をして尙泰を診察せしめ、その病症たる慢性の神經病た

ることに過ぎざるを確めしめたので、二十七日、遂に促して經德等と共に郵便船東海丸に搭じて東上せしめ、六月八日東京に著し、富士見町二丁目の宮内省御用邸を以てその宿舎に充てた。

松田大書記官は、琉球處分全く局を結んだので、善後の策を縣令鍋島直彬に商議し、六月二十五日歸京復命した。この年十月七日、尙泰に下賜するに、金祿公債證書貳拾萬圓を下賜した。次いで十八年五月、尙泰に侯爵を授け、尙弼(今歸仁朝敷)、尙健(伊江朝永)に、それ〴〵男爵を授けた。

この際に於ける、我が方針は、琉球は我が領土なりといふ確信に基き、斷乎として、彼の兩屬論を排し、區々たる議論を避け、迅速活斷彼をして、清國に依存する暇なからしむるにあつた。十二年四月六日の伊藤參議の松方道之宛の書翰は能くこれを説明する。

電報にて御報知の如く、廢藩の御達後、琉人等の暴動眞に靜謐なれば、其訝々敷事に被察候、密に陰謀を企候様の景況は無之歟、萬一支那へ脱走及報知に候様の事有之候時は、支那にても不能の勢力を増すも不被測事と存候、精々御注意有之度候、當府在留支那公使は其後爲差儀も不申出、唯人に向て説くには、廢藩の令を發せば歸國する云々、是も虚喝なるか、眞實なるか、未可測、兎角此際の事は百事迅速に取行ひ、議論は跡廻しに致候方上策に可有之、況兩屬の爭論に就ては我に完全の正理可有之儀に付、勿論不足煩慮事と存候へ共、尙此後琉人を取締候事は、一層

嚴重に無之ては、或は支那に脱走し、我は支那を尊重し、我に背く等の事有之候は、不體裁且は國威にも關係候事に付、御疎無之事と存候へ共、篤く御注意是祈候、五月六日には

王子以下、東京滞在中、如貴察支那公使館へ出入難計と存候に付、警察へ嚴重申付置候、別紙名前の者同公使へ罷越候段届出候に付、今朝小官面會、不都合の段申聞將來屹度戒慎候様致置申候かくて伊藤等政府の方針は、能く松田によつて實行せられ、我が國は、曩に北樺太に於て喪つたものを南琉球に於て得たことは、我が外交の成功で、領土整備の目的をや、達し得たのである。しかしこれがために清國と長く外交問題を惹起したことは止むを得なかつた。以下少しくこれを述べて見よ。

第四節 置縣後の琉球

琉球問題はかやうに順調に解決され、琉球は我が一縣となつたが、琉球人の多くは、この變革を喜ばなかつた。幾度か清朝に哀訴歎願して、舊態を維持せんことを冀つた。その原因は、歴史的でもあり、經濟的でもあり、慣習的でもあつたのである。

琉球が明の封冊を受けて、隸屬關係を結んだのは、明の太祖洪武帝五年のときからで、島津の征伐に先だつこと約二百年前である。それ以來琉球から貢物を積んで、支那に至る進貢船、接貢船と支那から冊封使を載せて来る冠船の來往とは、甚だ盛んであつた。清朝では、これを隔歲一貢と定めた。支那はこれを以て、國威の東海に輝くを喜び、琉球は進貢を名目として、貿易によつて自活、自榮の道を得たのである。

かやうにして、琉球と支那とは、歴史的、經濟的關係を深めてゐた。しかし琉球は、封冊を受けたからとて、敢へて支那の屬國であるとも考へなかつた。進貢といふも、單に形式に止まつて、その實は交易に過ぎなかつた。「旅行者心得」といふかの書に、

琉球は小國にて、進貢物も僅の物献上仕候へ共、唐よりは段々難有被成下候儀候、然者進貢忠義之誠題目可入精候之處、買物相濟不申内は、北京を發足不仕、買物相濟次第漸く北京を打立ち候右之次第を以相考候得ば、進貢は禮法迄の動にて、買物之働題目入念候段、相見得候、

とあるので、琉球人の朝貢といふことの意義が考へらるゝと思ふ。同様なことが、日本に就いても考へられた。蔡溫が、

御當國の儀、小國にて何篇不自由罷在、唐、大和え通融、乍漸御國用相辨、

云々といつてゐたのは、かやうなことをいつたことである。されば、日清兩國では琉球をそれ〴〵屬領と考へてゐたが、琉球人はそれ程に考へないばかりでなく、日本人に對しては、時には表面兩屬なごともいつてゐたが、これは固より清國の認めることでなく、清國の冠船が來ると、薩摩の官吏は遠く田舎に隠れて、那覇首里の間に出でず、また神社佛閣に寄進せる額面の日本年號を記したものは、悉く除去するといふ有様であつたといふことである。

こんな狀勢であつたから、日本の勢力も時に消長があつたが、日本（といふよりも薩摩）より、支那の勢力、感化、影響が強かつたことはいふまでもなく、支那文化は盛んに輸入せられ、琉球人を政治的、社會的に支配したのである。

もつとも多年の間には、親日家も相當あつたらしく、二十七日代尙質王の從弟向象賢のごときは、その一人で「竊に惟るに、此國人生るゝ初は、日本より渡りたる儀疑御座無く候、五穀も、人も、同時に日本より渡りたるものなれば」云々と、日琉同祖論を唱へ、「中山世鑑」を編して、昔しこの島に遊んだと傳へらるゝ源爲朝を始祖舜天の父と結びつけたことがあつた。しかし爲朝のことは、學術上の根據がある譯でない。○日本史大系明治時代

島民の多くが、支那に引きつけられてゐたことは、前記のごとくであつた。しかし開國進取を以て

國家最高の方針とした明治政府が、我が南方に羅列するこの重要諸島を、日清兩屬といふごとき、曖昧の狀勢に置くことを欲しなかつたことはいふまでもなく、明治四年琉球人の殺害問題を機會としてこの問題の解決に着手したのは當然であつた。

されど、また我が明治維新の規模と精神とを了解せざる琉球の上下人民が、多年の國際慣行を打破し、清朝への朝貢進獻を廢し、日本の一縣に編入せらるゝといふごとき大變革を恐怖と疑惑とを以て見たことも、當然であつた。明治九年の冬、琉球王は密かに紫巾官向徳宏を清國に派遣して、これを陳情せしめた。徳宏は翌年二月二十九日福州に到着し、浙閩總督何璟、福建巡撫丁日昌に謁し、琉球王の書翰を提出し、日本の朝貢を阻止せる事情を陳述して、その救援を歎願した。何璟、丁日昌は、琉球王の陳情を理ありとし、上奏して清國の庇護の急務を論じた。

明治十一年清國欽差大臣何如璋が、東京駐劄として赴任するや、駐日琉球使節毛鳳來等が屢々これを訪うて、その救援を求めた。そこで何如璋は外務省に赴きて、そのことを交渉したが、要領を得なかつた。しかし如璋はすつかり日本を輕蔑し、日本は國土貧弱にして民心不安、外政に暇がないからこの機に清國が斷然朝貢阻止の事を難詰して干渉せば、日本は容易に屈服するからといつて、總理衙門と李鴻章とに上書した。

○明治十一年四月

だが、李鴻章はそんな話に乗らない。彼は琉球の朝貢は固より大利があるでない、威力を以て相争ふがごときは、小國の區々たる貢物を争ひ、虚名を求めて、遠往を事とするものである、中國としてはその暇がないばかりでなく、その理由なきものである、たゞ機會を見て、日本にこれを質すことにしたらよからうといつて、如璋の言に賛成しなかつた。

何如璋は十一年十月七日、我が外務省に照會書を以て、琉球處分を非難した。それには、琉球の清朝の服屬たること、歐米各國も知らざることなしといひ、

今忽ち聞く、貴國琉球の我が國に進貢するを禁ずと、我が政府之を聞く、以爲へらく日本堂々たる大國、諒を肯て隣交に背き、弱國を欺き、この不信不義、無情無理の事をせんと、本大臣此に駐まる數月、情事を査問す、切に念ふ、我が兩國修好條規を立てしより、以來倍々和誼を敦くす、條規中第一條即言ふ、兩國所屬の邦土亦各々禮を以て相待ち、互に侵越あるべからず、兩國自ら應に遵守して渝らざるべしと、此れ貴國の知る所也、今若し琉球を欺凌し、擅に舊章を改む、將に何を以て、我が國に對し、且つ何を以て琉球と約有るの國に對せんとするか、琉球小と雖も、我が朝に服事するの心、上下一の如し、亦斷々以て屈從し難し、方今宇内交通禮を先務と爲す、端じなくして、條約を廢棄し、小邦を壓制す、則ち之を情事に揆り、之を公法に稽ふ、恐らくは

萬國之を聞いて、亦貴國の此舉動あるを願はず、といふの語があつた。外務卿寺島宗則この書を得て、その立言の無禮なるを怒り、十一月二十一日、返翰を裁して深くこれを咎めた。

貴國政府、我が政府の何の理由あつて、此の禁令を發せしを審にせずして、徒に我が政府に向つて、此れ等假想の暴言を聲稱す、此れ豈隣交を重んじ、友誼を修むるの道ならんや、と、これより如璋、宗則に會して辯ずるところあつたが、宗則肯かず、謝罪書を要求するに至つた。

その間に、我が國は琉球の廢藩置縣を斷行したこと前述のごとくである。そこで琉球王は、更に向徳宏を天津に遣し、李鴻章に訴へた。それは明治十二年舊五月十四日である。徳宏は松田大書記官の行動を無道とし、國王の城外退去の止むなきに至りし理由を述べ、速かにこれを救援せんことを泣願してゐる。『生キテ日本國ノ屬人ト爲ルヲ願ハズ、死シテ日本國ノ屬鬼ト爲ルヲ願ハズ、身ヲ敗リ、首ヲ碎クト雖モ、亦辭セザル所ナリ』といひ、また

伏シテ思フ、中堂ノ威、天下ヲ惠ム、海道ノ小邦久シク已ニ奉ジテ神明ノ如シ、必ズヤ能ク天下撫綏ノ徳ヲ體シテ、敵國傾覆ノ危ヲ救ハン、情ニ據ツテ密奏シ、速ニ援助ノ策ヲ賜ハリ、直チニ問罪ノ師ヲ興サレン事ヲ請フ、嘗ニ上國王ヨリ下臣民ニ及ブマデ、世々代々永ク皇恩大徳ヲ戴イ

テ盡クル無キノミナラズ、即チ日本ノ不道ノ志モ亦敢テ復ヒ萌サザルベク、暹羅、朝鮮、安南、臺灣、瓊州モ亦皇圖永久ニ固カラン、

といつてゐた。李鴻章はこれを總理衙門に轉達したが、清政府の方針は未だ決しなかつた。それで徳宏は舊六月五日再び李鴻章に謁して歎願するところがあつた。徳宏は問罪の師を興して日本人を驅逐せんことを乞ひ、若し興師問罪の際は琉球は嚮導とならう。徳宏は日本の地理、言語、文章に詳悉してゐるから、先鋒となつて奮戦し、以て不俱戴天の憤恨を洩さうといつてゐる。舊九月には、また琉球耳目官毛精長、通事蔡大鼎等三人が、剃髪改装し、潜行して北京に到り、總理衙門に上申書を提出して陳情した。彼等は口を極めて、日本の行爲を難じ、哀號して泣血懇請した。しかし李鴻章始め總理衙門の重臣等は、日本の決心の容易ならざるを知つて、妄りにその請を容れて斷然たる處置を採るといふやうなことは出來ず、たゞ駐日公使を督して、外務省と論争せしめ、或は北京駐劄日本公使宗戸磯と交渉を重ねるのみであつた。

かやうの際に、東方漫遊として來清したのが、米國前大統領グラントである。李鴻章及び清國大臣等は、グラントの日本朝野にも人望あるを知つて、琉球事件の調停方を依頼した。李鴻章は明治十二年舊四月二十三日グラントと天津に於て琉球事件を語り、深く依頼するところがあつた。日支外交六

十年史によれば、李とグ氏の間には、いろいろと問答が行はれたが、その中に次の問答がある。

グ 現在の琉球廢止問題は、何から起つたのか、

李 日本は數年前、人を派遣して琉球、那覇港に駐紮せしめ、琉球の事情を偵察すると共に、その清國への入貢を阻止したので、其後琉球王は、日本外務省に官吏を派遣して、依然清國に進貢せん事を要求したが、日本は許可しなかつた、そこで去年琉球官吏は、又日本に行つて、佛米等の公使に訴へた處、米公使ビンアン(譯者)氏は、該事項は本國の國會に諮る要ある旨回答し、間もなく同氏は米國に歸つた、日本は琉球官吏の事を釀すを怒り、今春四百名の兵を派して、中山に入り、其の世子大臣を捕虜として、東京に送つた、琉球王は八十日の病氣靜養の暇を乞ふたが許されず、日本は終に琉球國を改めて、沖繩縣とし、縣官を確立し、琉王宮を改めて縣廳とした、

グ 清國は果して朝貢の有無を争ふ意なりや、

李 朝貢の有無は問題に非ざるも、惟だ琉球王は從來清國の封冊を受けて居たのに、今日日本が故無くして之を廢滅するのは公法に違反せし、實に各國にも比例の無い事である。

第一琉球は從來清國に臣事し、又米國とも通商條約がある、今日日本が斯くの如き處置を採るに

於ては、清國に取つて不都合なること勿論なるのみならず、米國に取つても亦不體裁なことである、例へば歐洲の白耳義、丁抹等の小國でも、各國と條約を締結した上は、何國と雖も之を廢滅する事は出来ない、第二、米國と清國と通商するには、必ず太平洋から横濱を経て、上海に至るのであるが、今日日本が斯の如き無理横暴をすれば、平和關係を失ふに到らないとも保し難い、若し一度破れて、開戦に立到つたならば、横濱港等に在る米國商船は順調に航行することが出来なくなる、即ち日本の琉球滅亡は、但に清國と不和を來すのみならず、正に米支兩國の通商大局を攪亂するものである、第三、貴大統領の聲名は洋々として東西各國人士の欽仰する處、今次東洋遊歴の際、適々右事件に遭遇され、若し能く居中調停して、妥協解決を得しめられたならば、番に清國が感佩するのみならず、天下萬國之を聞いて皆高美を稱道するであらう、若し然らざれば、貴下の意は傍觀にありとして、聲名稍々衰へむことを恐れる、

グ 御説は孰れも正理である、余の最も恐るゝは、各國の不和開戦であつて、若し善言を以てよく調停解決するを得たら、衆人の齊しく益する處である、

李 余は、日本が琉球を廢滅したのは、主として薩摩人の策動であつて、皇帝は寧ろ之を制せられたりと聞いて居る、又東京等の輿論も、琉球の廢滅を甚だ不正だと爲すものがあると聞く、

若し貴大統領が、日本に到つて公論を力持し得られたなら、皇帝も總統の聲名を倚重して、薩摩人を屈服せしめらるゝ事が出来よう、

グ 余は公平に論議せむことを欲するので、若し日本皇帝にして、薩摩に牽制せられたとするならば、余は大膽に成り得よう、

琉球は元來一國であるのに、日本は併呑して以つて自ら廣しとしてゐる、清國の争ふ所は土地であつて、朝貢に非ずといふのは、甚だ道理である、

李 貴大統領の所見は、甚だ正大である、宜しく御依頼する、

かやうな考を以て、グラントは七月四日、東京に來たが、我が上下は頗るこれを優待した。グラントが日光に遊んだときは、伊藤博文と西郷從道とか特に接伴掛となつて案内してゐた。このときグラントは、伊藤等に、琉球のことを語つて、

予は一介の遊歴者である、他國の事に干涉すべきでない、されど日清兩國の争案に關して、相當の盡力をして兩國を調停することを得ば、予の光榮とするところである、

といつたので、伊藤等はその厚意を謝し、琉球問題の願末を具體的に詳説した、これを聞いてグラントは、清國に於て聞けることと大に相違せることを知つた。

次いで八月十日、濱離宮に於て明治天皇はグラントを引見して、内治外交に就いていろ／＼意見を求められたときに、グラントは琉球問題に就いて、次の意見を陳述し、平和に問題を解決せんことを冀ふの意を示した。曰く、

予ハ前キニ日光ニ遊ビシ時、此件ニ關シ、伊藤參議、西郷中將ト談話シタルコト有リ、其該事件ハ尙之ヲ詳悉スルコトヲ得タリ、凡ソ紛議ニハ兩端アリ、而テ予ガ日本ニ於テ知リタルコトハ、清國ニ於テ聞キタル所ノモノトハ、甚ダ差異アリ、予固ヨリ本件ノ曲直ヲ確然辨別スルニ由ナシ故ニ此一點ニ關シテハ、意見ヲ吐露スベカラズト思ヘリ、日本ガ其地位ヨリ退歩シ難キ情實ハ予之ヲ知レリ、凡ソ一國ニシテ、日本ノ如ク、既ニ地歩ヲ占メ、其争フベカラザル主權ナリト確信シテ、事ヲ舉ゲタル以上ハ、其人民ニ對シ、盡スベキコトヲ省慮セザル可カラズ、併シナガラ以上ノ事ハ、皆識認讓與スベカラストハ雖、琉球一件ニ關シテハ、清國ノ論點ヨリ觀察スルトキハ又注意スベキモノアリ、予ガ陳セント欲スル所ノモノハ惟此一點ノミ、

清國以謂ク、日本ガ清國ヲ待ツヤ獨立國ヲ以テセズ、友誼國視セズ、且琉球トハ久ク關係アル國タルコトヲ以テセズト、而テ清國ガ此感觸ヲ起スヤ、今日ニ於テ益ス甚ダシ、如何トナレバ、彼レ臺灣ノ一件ヲ以テ汚辱ト爲セバナリ、此念常ニ存スルガ故ニ、日本ノ處置ヲ以テ、敬禮友誼ヲ

闕クモノトシ、且日本國ハ再ビ臺灣島ニ占據シ、遂ニ清國ト太平洋間ノ水路ヲ遮斷スルノ意アルモノトナセリ、此感觸ノ極ル處、清國ノ政事家ハ日本ニ向テ、宛恨憤懣ノ意ヲ抱クニ至ル、倍予ガ今陳述セシ如ク、議論ヲ挾マズ、日本政府ノ主張スル所ノ權利ハ、一モ排斥セズシテ、予ガ意見ヲ陳ベンニ、清國ノ政事家ノ心中ニ存ズル所ノ感觸ハ、日本ニ於テ深ク酌量シ、俠氣ト義心ニ出テタル讓與ヲ清國ニ爲シテハ如何ト思フ、相互ニ讓與ヲ爲スハ、兩國間ノ平和ヲ維持スル大計ト謂フヘシ、予ハ左ノ一事ヲ發題スルモノアルヲ聞キタリト雖、固ヨリ之ニ就テ言フベキノ權ナシ、即チ球島間ニ横ハル所ノ經界線ハ、清國ニ太平洋中ニ於テ廣濶ノ水路ヲ與フルヲ以テス、是ナレバ該國ニ於テ受クベシト是ナリ、予ハ此說ノ眞偽如何ヲ知ルニ由ナシト雖、予ハ之ヲ陳述シタルハ、清國政事家ノ心中怒氣ヲ含ムト雖、又便法ヲ容ル、ノ意アルコトヲ陛下ニ言ハンガ爲メナリ、

グラントの語を聞召された明治天皇は、

琉球一件ニ關シテハ、之ヲ談ズベキ旨、伊藤等ニ命じ置タレバ、彼等ト談話セラレンコトヲ求ムと告げた。グラントは尙も、

此問題ニ關シ、猶一言スベキコト有リ、琉球及其他紛紜ノ件ヲ清國ト談判シ給フニ當リ、避ケラ

ルル丈ハ外國ノ干涉ヲ招キ、又ハ許シ給フコト勿シ、予熟歐洲各國ノ外交政略ヲ按ズルニ、彼等ガ亞細亞ニ於テ、謀ル處ノモノハ一トシテ亞細亞ノ人民ヲ屈辱シ、壓服スルコトニ關セザルハ莫シ、彼レガ外交政略ハ常ニ專横ナリ、而テ清國ト日本トノ葛藤ハ、即チ彼ガ漁夫ノ利ヲ占ムベキ奇貨トナス所ナリ、清國ト日本ハ此問題ニ當ルニ、嘗テ同盟國タリ、舊誼ト人種ノ同一ナルトヲ思ヒ、友誼ヲ盡シ、讓與ヲ爲スノ心ヲ以テセバ、相互ノ體面ヲ損セズシテ之ヲ結局シ、永遠平和ノ基ヲ立ツルコト何ゾ難カラン、且臣ガ出發既ニ近キヲ以テ、清國ト日本國ノ間、平和ヲ結了シタリトノ事ヲ聞キ、本國ニ歸航スルヲ得バ、予ガ喜何ニカ之ニ如カン、

と、これ等自から求むることなき誠意ある忠言は、明治天皇の頗る喜びたまふところであつた、それで、天皇はグラントに告げた。

清國トノ交際ハ尤平穩和順ニ至ランコトヲ、朕ハ深ク之ヲ冀望セリ、

○岩倉
家文書

グラントは明治天皇の御思召のあるところを諒したので、八月二十三日書を李鴻章に與へて、日本の意志の平和にあることを説明し、前に日本に贈つた照會を撤銷し、兩國特に委員を選んで協議せしむべきことを勸説した。

余日本到着後は、屢次、内閣大臣と會見致し、恭親王及び李中堂の依託に係る琉球事件に關し、

日支兩國和を破ぶるに至らざらしむる様商議致候處、日本人の琉球事件論議を看るに、北京天津に於て聞ける處と情理稍々符合せざる者有之、然れども情理は符合せずと雖も、日本側には、決して清國と事を構ふるの意は無之と被認候、日本人も自ら琉球事件の應に處理すべきは、解決せざる可らざるを謂ひ、毫も無理は不申候、若し清國にして、日本に一步を譲らば、日本も亦一步を譲る可く候、即ち其本心は決して清國と不和を願ふ者に非ざることを知り可得候。

以前兩國該事件、交渉の際一本の文書あり、措辭甚だ婉曲を缺けるため、日本人の心中甚だ平かならず候、該文書を撤回せざれば、向後恐らく交渉は難事たるべく、若し先づ之を撤回せば、日本人も悦服し、大官を特派して清國特派大官と商議せん事を願居候、斯くて兩國特派大官は萬全の策を商議し、以て兩國永遠の和睦を計る必要有之、例へば兩者路を行くにも、各々少讓せば、自ら通行に便にて、他人の援助の必要も可無之候、兩國大官會議の際、西洋人の翻譯を用ふること雙方の希望する處ならむも、必ずしも再び各國公使の調停を請ふの要は可無之、若し兩國の意見眞に符合せざる所あらば、別に一國に請ふて、公平に商議し、兩國各々遵行することとせば、東京駐在の公使のみに限らざる可く候、

亞細亞洲の人口は、地球の三分の二を占め、其中日支兩國は、最大にして諸事自主を得可く、總

て人民は何れも敏活剛膽にて、又能く勤勞節儉に候へば、若し更に洋法を採用せば、國勢は必ず日に強盛となり、各國は自ら敢へて侵略輕侮せざる可く候、即ち以前に締立せる條約の不利なる點は、漸次更改するを得べく、各國通商上の有利なる所は、清國も亦落後せざるに至る可く候、蓋し洋法を採用し、廣く通商を行へば、人口増加し、國家の財源は必ず富裕に到る可く、之單に外國に有利なるのみならず、本國の利益も更に多かる可く候、日本は數年來、洋法を採用し、初めて能く自立せしものにして、何國を問はず、再び強制して締約せんと欲するも、最早や日本は甘受せざる可く候、日本が既に能く斯くの如しとせば、清國も亦その權力有之、余は清國が速かに自強を求む事を切望して止まず候、余は通商各大國中に在る奸人ありて、清國の日に弱きを願ひ、機に乗じて便宜を得んことを圖るの徒あるを熟知致候、余は誠に右兩國人民の誠心を愛惜するが故に、斯る奸人の覬覦の計に陥らざるやう苦言を呈せざるを得ず候、

更に二週間を經過せば、余は歸國の途に着く可く候、若し近く日清兩國の琉球事件が妥協成り、同時に永遠に和睦を結べるを聞くを得ば、更に如何許りか歡悅至極に可存候、余は元來兩國政務に干與して、越俎多事なるを欲せず候へ共、但だ既に此事に發言せる處、兩國は果然何れも信じて、以て實と爲し候事として、若し琉球事件が解決を望み得べくんば、亦余の今回の行をして有意

義たらしむるを得可く候、曩に清國各地に於ける大小官使の厚遇は、今なほ感謝の至りに耐へず候、

グラントの書を得た清國大臣等も、大に覺とるところあり、如璋公使の前の抗議書を解消して、改めて日本政府と協議しようといふことになつた。日本政府もこれに同意したが、さて何を以て兩國の妥協を爲すべきか。この年冬、竹添進一郎が清國に來遊し、李鴻章とも會し、詩文の應酬や、文章の交際を爲したが、琉球事件を論じては、「天下に兩婚の婦無し」などといつて、清國の琉球兩屬論を駁した。また嘗て李鴻章に、「獨逸が近來琉球と臺灣に垂涎し居るから、若し日清和を失へば、その禍は測り難きものがある」といつて、李鴻章と議論を上下し、日清の協調を説いた。

翌十三年舊二月十六日、進一郎は再び清國に到り、李鴻章と會見したが、進一郎は我が政府の意を受けて、所謂分島改約の議を提出した。これは、我に於て琉球の宮古、八重山の二島を讓るから、清國は我に歐米人に與へた條約上の權益を與へよといふのである。この議は大に李鴻章を動かした。我が政府は進一郎の報を得て、遂に四月十七日廟議を一定し、内閣大書記官井上毅に、訓令及び條約案を齎らして、北京に遣はし、公使宍戸璣に附せしめた。二十日毅は東京を出發した。

かくて八月十八日以後、我が宍戸辨理大臣と總理衙門大臣沈桂芬、景廉、王文韶との間に談判が開

始された。丁度この頃清露間に伊犁境界事件が発生したので、清國は若し日露兩國が結合するやうなことになつて、大局を誤るに至らんことを恐れ、琉球事件を速かに解決せんことを冀つた。右庶子張之洞は琉球事件の速時解決を上奏し、聯日孤露の策を採り、條約改訂も讓歩し得るものは、速かに讓歩すべきことを主張したので、この談判は順調に進行した。この談判に對する我が態度は、井上馨から米國駐劄吉田清成宛の書翰に明かである。その中に、

琉球事件も、嘗てグラント君え御内談を御依頼之爲書通致し置候意にて、宍戸公使え御委任に相

成、七月初旬委任狀を差立、當節は談判最中に候て、爾後之模様夫夫寫差出し候間、御承知之上

は其大略丈ゼネラルにも、御序御報知置被下度候、最早餘程ウイーキポイントも顯然候故、

別日魯合縱ヲ世間喋々スルヲ疑ヒ候氣味この機に乗じ、終局に到り候様、宍戸え嚴敷迫り申立候、○九月三十日

とある。我が政府が伊犁事件を利用して、談判を進めんとした意向と琉球事件を速かに解決して、グラントの好意に速かに酬いんことを期したことが思はるゝのである。

かくて清國大臣は、悉く我が要求を容れ、十月二十一日を以て條約は彼我全權の間に調印せられた。條約は三個より成立した。即ち

琉球條約 大日本國大清國ハ和好ヲ尊重スルタメ、琉球問題ハ從前ノ議論ハ一切不問ニ附ス、

大日本國大清國合同ニテ沖繩以北ハ大日本ノ管理ト爲ス外其宮古八重山二島ハ大清國ノ管轄ニ屬シ以テ兩國ノ境界ヲ明ニシ各自治ヲ許シ彼我永遠ニ相干預セザル事ヲ商議ス

追加條約

第一條 兩國ガ所有スル各通商國トノ既定條約ニ記載シテ其人民ニ通商ノ便宜ヲ與ヘタル各項ハ全部兩國人民モ亦同ジク其利益ヲ獲得セザルハ無シ嗣後若シ兩國ニシテ各國ニ別項ノ利益ヲ與フル際ハ兩國人民モ亦其惠ニ均霑シ各國ト比シ彼厚此薄ノ差別アルヲ得ズ、但此國ニシテ他國ニ對シ如何ナル施行條項ヲ設クルモ彼國若シ他國ノ利益ヲ延用セント欲セバ其ノ人民ヲシテ均霑セシメ亦應ニ議定章程ニ應ジ一律ニ遵守スベキモノナリ、今後別ニ互惠條款ヲ設ケ特優者ニ施行スル際ハ兩國ニシテ若シ之ニ均霑ヲ欲セバ當ニ其ノ互惠條約ヲ遵守スベシ

かやうにして、總理衙門では、我が宍戸公使と調印まで了したが、各大臣等の議論は不同で、一定しなかつた。批准拒否を唱ふるものもあつた。そこで清朝は、最初からこの問題に干預してゐた李鴻章の意見を問ふことになつた。このとき李鴻章には琉球の向徳宏の上書などがあつて、日本の清國に與へんとする南島は、土地最も貧瘠にして自主することが出來ず、一朝事あらば、忽ち日本の有となるべき地であることを知つて、かゝる地を與へて、日本が内地通商及び最惠國約款の利益を得んとす

るは憎むべき狡計であるといふやうなことが、強く吹きこまれてゐたので、李鴻章の考へも變つてゐたので、諮詢に接した彼は舊十月十九日、改約裁可を延期すべきことを奉答した。

李鴻章の意は、琉球中島は物産多きも、南島は、貧瘠なる僻地にして自立することが出來ない、且つ琉球王及びその世子は日本で、決して釋放しないから、南島の地を琉球人に與へるとも、琉人もこれを受けない、王を立て、獨立することが出來ないからである。だが清國がこれを受けてもしかたがない、有用の兵糧を以て、かゝる狭小不毛の地を守るは、勞費自ら償ふことが出來ない、しかも道遠く、音信は不通である、まことに危険な孤島である、だが勞費を厭うて守らず、西人がこゝに據り、開墾經營するがごときことあらば、我が太平洋の咽喉を扼するに足る、實に危険な地である、元來清國の重んずるところは、琉球の宗社の保存であつて、その土地を利せんがためでない、故に土地を受くるは、義に始まつて利に終ることになる、かやうに義から考へ、利から慮つても、琉球南島を受くるは、重大なる考慮を要する問題である。

かやうな地を得て、日本に條約の改訂を許し、最惠約款の利益を與ふるときは、たゞ彼を利し、我を害するのみであるまいか、しかも今日は露國事件が酣で、清國は他を顧みる暇がない、日本の要求を拒み、日本を敵國とすることがときは、策の得たものでないから、たゞ遷延の一法こそ最も適宜の措

置であるといふのであつた。

かくして琉球條約は清國自からの意圖によつて、破棄せられ、我が國は宮古、八重垣の二島を失はざるを得たのである。しかも、琉球に於ける親清派の策謀と清國の冀望とは止まなかつた。彼等は乘ずべき機會を狙つてゐたが、我は固よりこれを與へなかつた。彼等がかやうな考へを一掃し、琉球問題を自然に解決したのは、明治二十七八年戦役の結果、東洋に於ける日本の地位が全く確立したからである。

第四章 日清戦争の外交

外交の二大方針

立憲政治が施行せられ、新日本建設の大業も大に成就せんとしたときに際し、突如として起つた大事は、日清戦争である。かくてこの戦争は、我が國家の建設を完成したばかりでなく、國運發展の上に一新時期を畫し、我が國をして國際政局に新しい地位を占むるに至らしめた。維新以來國民の冀望であつた條約改正の業なども、こゝに至つて漸く成就せらるゝに至つたのである。そうしてこの戦争の結果は、獨り、我が内治に於てばかりでなく、國際政局にも重大なる影響を及ぼした世界史上の重大事件である。それで、私はこの戦争の原因、經過及び結果等に就いて詳述して見たい。だが拙著『日清日露戦争史話』『戦時外交史話』等に於て、いろ／＼論述してあるので、なるべく重複を避くることにしよう。私は、先づ清韓を中心とした、我が維新以來の外交方針を述べて見たい。

第一節 大陸派と内治派の對立

明治維新前後から、我が内治外交を通じて二大方針が對立してゐた。その一は所謂大陸派と稱すべきもので、その二は内治派と稱すべきものである。この兩派は、一張一弛して現代にまで及んでゐる。大陸派と稱するは、英露の東洋發展の形勢に察して、我より進んで地を朝鮮、滿洲及び露領方面に占據して英露の來侵に對抗しようといふのである。吉田松陰は安政元年既に大陸經營を説いてゐる。彼はカムチャツカ、オコツクを奪取し、滿洲、朝鮮を略取するの必要を論じてゐる。その要は、善く國を保つものは、先づ進取せねばならぬ、列國の來侵にまかせ、群夷爭聚の中に坐して、爲すことがなければ、國家は滅亡するばかりであるといふのである。平野國臣、橋本左内等もその立論の趣旨は相違するも、そのいふところは同一であつた。何づれも大陸經營を説き、英露に對抗すべしと主張したのである。

かやうに大陸派の主張は、國家の存立といふ現實政治の必要に發したものであるが、是れはまた我が國體の自覺に根據を置いたものであることを知らねばならぬ。私は曩に幕末の攘夷論者は、國體の精華を誇り、この精華を夷狄に蹂躪されてはならぬといふ自負心に發したことをいつたが、この國體の精華を誇る精神が發展して宇内に雄視せずんば止まずとする發展政策となり、或はこの光輝ある國體の恵を異邦に與へんといふ主義主張となるのは當然である。本多利明、佐藤信淵等の大陸經營論は

かくして生まれたのである。我が大陸派の主張が、常に力強き存在となつてゐたのは、かやうなため、理想を以て、現實の必要を裏づけてゐたからである。

かくして大陸派の主張は、明治維新後、開國進取の政策が採用せらるゝに於て、一層活氣を呈したが、明治六年征韓論が廟議で論争さるゝに於て、その最高潮に達したのである。西郷隆盛、板垣退助等の征韓論者は、歐洲勢力の東侵を見、坐してこれを迎へるは亡を待つことであるとし、我より進んでこれに應ずるの策なかるべからずと、朝鮮、臺灣、樺太諸問題の處分を主張し、たゞこの進取的政略によつてのみ、維新の大業も完成し得べしといふのである。西郷が明治六年八月三日、三條大政大臣に呈した書翰を見ると、次のことがある。

朝鮮の一條、御一新涯より御手を被付、最早五六年も相立候はん、然處最初親睦を求められ候儀にては有之間敷、定て御方略爲有之事と奉存候、今日彼が驕誇侮慢の時に至り、始を變じ因循の論に涉り候ては、天下の嘲を蒙り、誰あつてか、國家を隆興する事を得んや、只今私共事を好み猥りに主張する論にては決して無之、是迄の行懸りにて如此場合に行當り候故、最初の御趣意不被爲貫候ては、後世迄の汚辱に御座候間、斷然使節被召立、彼の曲分明に公普すべき時に御座候是迄御辛抱被爲在候も是非此日を被相待候事と奉存候付、誠に奉恐入候へ共、何卒私を被差遣被

下度、決して御國辱を醸出し候儀は萬々無之候付、至急御評決被下度儀と奉存候、右候へば寸分なり共鴻恩を可奉報事にて、無此上難有仕合に御座候間、速に御許可被成下候様奉伏願候、

西郷は敢へて征韓といはず、自ら遣韓使節たらんことを請うたのであるが、是の眞意は征韓にあつた。遣韓使節を請うたのは、征韓の理由を捉へて、國論を喚起し、征韓を以て國民的戦役たらしめんとしたのである。故に朝鮮問題はたゞ親睦を求むるのでなくて、方略のあつたのだといふのである。方略とは、はかりごとといふ語といふので、先づ經略或は權略の意であつた。そこに西郷の深意があつたのである。深意とは何であるか。

西郷は二つの方面から、征韓論を主張した。その一は對内的であり、その二は對外的である。さて廢藩になつたが、國內人心は安定しない、新政を喜ばない士民は諸方に充滿してゐる、その上薩長の態度を快とせず、その專制を叫び、反政府運動に出でんとするものも多く、物情騒然たるものがある。また戊辰の役に於ける戦勝將士は、その功を恃んで意驕り、やゝもすれば專恣の振舞があつた。在朝諸官員は多くこの徒で、早くも太平儉安の風に慣れて、東京の奢侈、風俗の頹廢は日に加はるのみである。かくて國家は不安と儉安との中に漂うてゐる。一朝如何なる變が起るかも知れない。これは到底尋常手段を以ては救はれぬ。これを救ふのは、戦争の外にない、しかも外征が第一であるといふのである。

西郷が、明治六年八月十七日、板垣退助に與へた書翰に、

内亂を冀ふ心を外に移して、國を興すの遠略は勿論、舊政府の機會を失し、無事を計て終に天下を失ふ所以の確證を取て論じ候處、能々腸に入候、

と三條太政大臣に遣使の急務を説き、納得せしめたことを告げたのは、この意である。これは西郷の對内的な理由である。

しかし西郷の征韓論の最も稱せらるゝのは對内的理由でなくて、寧ろ對外的理由であつた。泰西文明の東漸は幕末以來、殊に甚だしい。東亞の前途、帝國の將來は深憂に堪へざるものがある。坐してこれを迎へるのは亡を待つことである。だが先んずれば人を制す、彼が來るを待たないで、我より進んでこれに應ずるの策を廻らすにしくはない、西郷はこの考を以て、朝鮮、臺灣、樺太の諸問題を處理しようとした。即ち本土に退守して敵を待たないで、進んで我が對外的基礎を定めようといふのである。

西郷が、明治七年一月九日、庄内藩の酒井玄蕃の間に答へたところによれば、

今日の御國情に相成候ては、所詮無事に可相濟事も無之、畢竟は露國と戦争に相成候外無之、愈

愈戦争に御決著に相成候ては、直に軍略にて取運び不申ば不相成、只今北海道を保護し、夫にて露國に對峙可相成哉、さすれば彌以て朝鮮の事御取運びに相成り、ホツセツトの方よりニコライまでも張り出し、此方より屹度一步彼地に踏込んで此地を護衛し、略中今日の通りなれば、露國は必定近日中襲來るに無相違、其節は小隊長となり、同志の者を率ひ、死に候丈けの事、今日政府の御覺悟にては是非御降參に成られべく、其節私一人は決して降參致さず候、露兵を討て斃候覺悟にて右の外何も無之、人々露國を甚畏れ候へ共、私は左まで恐敷とも存ぜず候、○大西郷全集云々とある。西郷の眞意はこゝにある。彼が對韓意見には、この遠略が藏せられてゐたのである。

西郷はかやうな遠大な計略を有つてゐたので、その準備もしてゐた。即ち明治五年八月には副島外務卿等と計り、陸軍中佐北村重頼、同別府晋介を朝鮮に、外務省十等出仕池上四郎、武市正韓を滿洲に差遣して、その地理・風俗等を視察せしめたが、池上は更に清國內地を旅行してゐる。翌年には陸軍少佐樺山資紀、海軍秘書兒玉利國を南清、臺灣に派遣して、それ〴〵視察せしめた。何れも有事の日に備へる計略である。西郷はまた深く海外の形勢に注意し、歐洲列國の事情にも精通し、近時英露が東邦に對峙し、土露が歐洲に於て對峙し、何時國交の斷絶測り難き狀にあるを知り、今日こそ對韓問題解決の時機であると信じてゐたのである。

かやうに西郷、板垣、副島、江藤等の諸參議が熱烈な征韓の主張も、岩倉、大久保一派の所謂内治派との論争に破れ、廟堂の總退脚を餘儀なくされて敗北の形となり、内治派の主張がそのまゝ、我が内治外交の國是となつた。その結果内治の急激なる進歩はあつたが、外交は著しく退嬰、軟弱を極め、北には樺太を失ひ、西方清韓に對しても、極めて退嬰と怯懦との譏りを免かれなかつた。たゞ南方琉球に對しては、その處置悉く機宜に適し、成功を稱へられたのは勿怪の幸であつた。以下少しく、内治派の主張を述べて見たい。

大陸派に對するに所謂内治派の主張があつた。これは岩倉、大久保、木戸、伊藤、大隈等をそのリーダーとしてゐた。彼等の主張も、大陸派と共に維新の開國進取の國是から出發してゐるが、内治外交の方針に於て、氷炭相容れず、全く相對立したのである。内治派の主張は、何處にあつたか、その要は、「今日列國中、最も恐るべきは英露である。露は北より、英は南より、常に我が隙を狙つてゐる。我若し韓清と事を構へば、彼等は必ずその隙に乗ずるは明かである、これ鵝蚌の争、正に漁夫の利たらんとするものである。今日は廢藩置縣漸く成つたが、政府の基礎は未だ確定しない、國民は新政に慣れず、常に疑懼の念を抱いてゐる、宜しく内治を修整し、國民を安堵せしめ、以て協力一致、外に對抗するの實を養はねばならぬ、今日外征を事とするがごときは、決して明治維新の大業を全ふ

し、新日本の建設を成就する所以でない」といふのである。

内治派と雖も、韓國の無禮を敢へて咎むべからずといふのでないが、國際間に於ても、個人間に於てのごとく、時には忍ばねばならぬことがある、小忿を忍び得ざるものは大事を爲し得ざるごとく、大業を期する國家は、事の大小輕重を計つて、その緩急を定めねばならぬと信じたからである。大久保利通は、明治六年十月十三日征韓論の赤熱してゐたときに、三條岩倉兩大臣に提出した意見書の冒頭に、次のごとくいつてゐた。

凡そ國家を經略し、其疆土人民を保守するには深慮遠謀なくんばあるべからず、故に進取退守は必ず其機を見て動き、其不可を見て止む、恥ありといへども忍び、義ありといへども取らず、是其輕重を度り、時勢を鑑み大期する所以なり、今般朝鮮遣使の議あり、未だ俄に行ふべからずとせし者は、其宜く鑑み、厚く度るべき者あるを以なり、○大久保利通文書

これは大久保の政治哲學ともいふべき、力強き言葉で、大久保その人にして始めていひ得ることである。といふのは、次の言葉と對照して、一層明瞭にその眞意が了解せらるゝからである。次の言葉といふのは、大久保がこの決心を以て參議に就任するに際し、心中竊かに期するところあつて、家族に残した言葉である。

拙者事、丁卯之年、御一新之際に當り、聊微力を盡し候廉を以、誠に分外之御拔擢を蒙り、參議大藏卿を經歷し、重而今般參議之拜命いたし、實以恐惶至極之仕合に候、全體此度は深慮有之、何く迄も辭退之決心に候得共、即今形勢内外不可言之困難、

皇國危急存亡に關係する之秋與被察、然るに此難を逃げ候様之譯に相當り候而も本懐にあらず、且謫劣之一身上進退之事を以、國家之大事遷延相成候様にても、多罪を重ね候義與致愚考、斷然當職拜命此難に斃れ而、以而無量之天恩に報答奉らん與一決いたし候、然與いへども、全國前途之目的を以論じ候時は、小子之存慮目前之事故を以、一朝にして輕重する之意にあらず、十年乃至二十年を期して、大に爲す事あらんとす、凡國家之事は深謀遠慮、自然之機に投じて、圖るにあらざれば成す事能はざるや必せり、由て今安んじて地下に瞑目するにいたらず候得共、拜

命前熟慮に及、此難小子にあらざれば外に其任なく、残念ながら決心いたし候事に候、乍去小子天恩を負戴候事は、實に不容易次第、殊に明世之時に遭遇し、身後之面目何事か之に如かんや、小子一身上におひては、一點之思殘事なく候只企望する處、小子か憂國之微志を貫徹して、各憤發勉強心を正し、知見を開き、有用之人物與なりて、國之爲に盡力して、小子が餘罪を補ひ候様心懸可被申候、彦之進殿、伸熊殿は米國に在て勉強、未二ヶ年に滿ず候得共、其成進人におくれ不

申候由、追々歸朝之人々より傳承、小子が歡意外にあり、此上愈以精勵成業可致候、小子が變を聞而外國に有るは可驚候得共、小子が膝下に居候而も、姑息を以歡とする事なし、(以下略)○大久保利通文書
この書を以て見れば、大久保が征韓論衡争の禍中に投じたのは、全く死の覺悟であつたのである。この覺悟あればこそ、恥ありといへども忍び、義ありといへども取らず、一に輕重を度り、時勢を鑑み大期するといひ得るのである。政治家が、徒に勢に制せられ、これは予の志しでないが大勢止むを得ないなどいふのは、未だ覺悟が足りないからであるまいか。

さて征韓といひ、非征韓といひ、その理由は簡單にして明瞭、内治を前にするか、外征を前にするかといふだけのことであるが、それが對立して協調すべからざるに至つたのは、主義の上に感情が加はつたからである。

明治四年十一月、岩倉大使一行が出發に際し、留守の參議各省卿と約束し、重大なる改革は大使一行が歸朝してから實行する、若し止むを得ぬことあらば、互に照會し、諒解した後に行ふと定めてゐた。然るに留守參議等は、この約束を重んぜず、どしどし改革を實行した。これは時の勢であつたが大使一行は不満であつた、木戸、大久保は最も不平で、その急進を怒つてゐた。大隈重信は、「木戸は伊藤が此等の改革を行はんが爲、態ざと侯等を海外に連れ出したるものと邪推し、其の手段の甚だ陰

險なるに憤慨したり、是れ侯が死に至るまで、伊藤と反目したる所以なり」といつてゐたが、○開國大勢史

かくいふ大隈も、留守參議等の見附役として置いたつもりが、前になつて改革を斷行したといつて、痛く木戸等に怒られたのである。

それで、大久保は六年五月に、木戸は七月に歸朝してゐるが、征韓の議は彼等に相談なしに計畫し、決定してしまつた。彼等も亦それに與からうともしなかつた。だが我々を措いて出来るものならやつて見よといふのが、彼等に共通した腹であつた。岩倉なども同様な考であつた。私が感情の上からといふのは、これ等のことをいふのである。

だが、彼等の反對も感情からばかりでない。この感情は、主義の上に立脚してゐた。といふのは、彼等は三年がかりの歐米巡視によつて、將來の國政に對し、一定のプランを抱いてゐた。著手・順序・手段・緩急が出来てゐた。これは打合はせはなかつたらうが、木戸は木戸、岩倉、大久保、伊藤三人それ／＼有つてゐた。彼等は自分等が、今後の日本をリードして新政を行つて行かうと固く期する所があつた。

それを、西郷一派の世界の大勢を知らぬ人々に先手を打たれ、征韓などいふ大事を敢行されて、國家を重大困難にぶちこまれてたまるものか、征韓が是非必要なものならば、我々が緩くり計畫を立て

てやらう。彼等の輕舉冒動に引きづられてたまるものか、とは期せずして起つた大使一行の考へであつたのである。

以上は征韓論者・非征韓論者の意見の大要である。思ふに兩論者も、その目的とする所は同一で、等しく明治維新の宏謨に基いて國家の安寧隆昌を冀ふものである。ただ征韓論者は外によつて内を整へんとし、且つ韓、清、露等との衝突が避くべからざるものとせば、寧ろ進んでこれを選び、これに資つて、國家の發達を圖るべきであると主張したのである。

これに反し、非征韓論者は歐米巡遊によつて、その文明富強の狀とその因て來る原因とを視、今日は内治整備の時代で、事を外に構へる時でない、國威の發展・宣揚は國力充實の上に立たねばならぬと痛感したから、専ら内を整へ、國力を養うて外に備ふべしと主張したのである。畢竟前者（征韓論者）が逆にとつて順に守らんとすれば、後者（非征韓論者）は順にとつて逆に備へんとしたのである。

この兩論は、明治以降を通じた對外二大思潮の對立で、一張一弛して今日に至つて解消したものでない。たゞ兩者の宜しさを制するところに、國家の安寧と發達とがあるのである。

第二節 日支同盟論

内治論者の對外政策、特にその對韓清政策は、非征韓論の名に於て示さるゝごとく、とかく平和に藉口して、退嬰的であつたので、大陸論者の甚しく不満とするところであつた。その極、明治七年佐賀の亂以後、數次の内亂とさへなつたが、内治論者の外交策は、敢へて改まることになつた。その最も甚しきは、明治十五年朝鮮事變以後である。

明治十五年壬午七月二十三日、京城の亂及びその後の結果は、著しく我が國民を刺戟し、憤激せしめたが、我が政府は内治主義を持って動かなかつた。續いて起つて明治十七年甲申十二月の京城の變に於ても同様で、恥あり、義ありと雖も、起たざる趣があつた。その理由は何處にあつたか、私はそこに内治主義といふ外に、その頃から、日支同盟論が陰約の間に擡頭しつゝあつたからであるとするのである。

日支同盟論は、その來るところ既に久しい。幕末の尊攘論者も、滿韓には經略といつても、支那には同盟といふものが多かつた。平野國臣などは、その一人で、文久三年正月に草した制蠻礎策には、

清國と同盟、力を合せ、志を一にして夷狄を攘ひ、滿洲、琉球を征し、三韓を制すべしと説いてゐた。幕府の海軍奉行勝安房も、文久三年四月、日韓清同盟を唱へ、三國同盟、大に海軍を擴張して西洋諸國に對抗すべしと論じた。これには征韓論の首唱者たる對馬藩の大島友之允、攘夷派の木戸孝允等も賛成したのである。文久三年四月二十七日の海舟日記に

今朝、桂小五郎、對馬藩大島友之允同道にて來る、朝鮮の議を論ず、我が策は當今亞細亞洲中歐羅巴人に抵抗する者なし、これ皆規模狭小、彼が遠大の策に及ばざるが故なり、今我が邦より船艦を出だし、弘く亞細亞洲各國の主を説き、横縦連合、共に海軍を盛大し、有無を通じ、學術を研究せずんば、彼が蹂躪を遁るべからず、先最初隣國朝鮮よりこれを説き、後支那に及ぼさんとすと、同人悉く同意、

とある。かくて海軍艦を率ひて、朝鮮に航し、大に畫策するところあらんとしたが、積弱の幕府としては、かやうな大業は成就さるゝに由がなかつたのである。

維新以後、朝鮮の屬邦問題を繞つて、日支の關係は惡化するのみであつたが、我が國の識者は日支親善の重要を思ひ、隱忍自重、國交の維持につとめた。彼等は何づれも日支兩國は極力、その争を避け、相提携して、西力の東侵に備へねばならぬと信じたのである。

だが日支同盟を明瞭に説いて、政府當局を警醒したのは、我が御雇顧問ボアソナードであつた。明治十五年朝鮮事變の起るや、八月九日參事院議官井上毅は、この人を訪うて一問一答、その善後處置を質した。ボ氏は先づ毅に問ふに、日本政府の主意は、支那に對し、開戦にあるか、將た和親にあるかといひ、毅の和戦の機は、専ら支那の事情如何にあると答ふるや。ボ氏はこれに對して、

貴答ノ趣御尤モナリ、然ルニ今回ノ事ハ所謂雨降リテ地堅マルガ如ク、之ニ依テ亦支那トノ交際ハ益々親和ヲ厚フスルニ足ルベシ、請フ試ニ予ノ鄙見ヲ陳述セン、

予ノ考ヘニテハ、現今日本ノ最モ恐ルベキモノハ魯國ナリ、支那ハ日本ト戰ヲ開クトモ、魯國程ノ毒害ヲナスノ意思ナシ、何トナレバ支那ハ日本ト天然ノ同盟國ナリ、支那ハ日本ト人種、文字ノ風俗、宗教ヲモ同ウスルノ國ナレバナリ、到底歐洲ニ對シ、東洋ノ勢威ヲ張ランニハ、日支兩國協同スルニアラザレバ能ハズ、且ツ今日歐羅巴人ノ支那日本ヲ視ル、常ニ輕蔑シテ一等ヲ下シ、決シテ同等視セザル程ノ有様ナレバ、日支ノ協同ハ尙ホ更ニ緊要ノ事ナリ、故ニ現今ノ處ニテハ到底日支協同ノ目的ヲ以テセザレバ不可ナリト思惟ス、

且ツ今日魯國ガ朝鮮ニ手ヲ出サルハ、畢竟國內虛無黨ノ困難アルガ爲メナリ、若シ一朝内治ノ整フニ至ラバ、忽チ朝鮮ニ手ヲ出スヤ必セリ、既ニ北ハカラフトヲ取レリ、朝鮮國ノ港ノ一ツヤ

二ツハ忽チニ取ルベシ、

今支那ト日本トノ間ニハ、互ニ相好ミセザルノ情アリ、其故ハ究竟支那ノ方ニ嫉妬心アリ、日本ハ小國ナレドモ、進歩ノ敏速ナル、遠ク支那ノ及ブ能ハザル所アレバナリ、去リ乍ラ、宇内ノ大勢上ヨリ觀察スルトキハ、日支兩國ノ東洋ノ關係ニ於ケル、到底此ノ兩國ニシテ離ルレバ亞細亞破レ、合スレバ歐洲ニ拮抗スルヲ得ベク、兩國ノ協同ハ最モ肝要ナリト謂フベシ、

今若シ日本ニ於テ、政治家ノ大家出デテ能ク、日本、支那、朝鮮三國ノ同盟ヲ結ブニ至ラバ、俗ニ所謂鬼ニ金棒ナルモノニシテ、魯國ニ對スルモ、決シテ恐ル、ニ足ラザルベシ、

併シ予ノ考ヘニテハ、日本ハ動モスレバ支那ヲ敵視スルノ狀アリ、是レハ極メテ得策ニアラズ、支那ハ魯國ニ對シテハ、「クルジャ」ノ一件モアリ、魯國ヲ怨メリ、故ニ今日本ハ支那ト親和シ易シ、到底日支兩國協同シテ歐洲ニ對スルヲ得策トナスナリ、○秘書類纂朝鮮交渉資料

といつて、日支同盟を提唱して政府を警告したのである。このボ氏の説が、政府當局を動かしたことは、當時の日清韓三國交渉が、多くこの人の意見によつて行はれたことで明かである。岩倉右大臣がこの年十月朝鮮事變の善後處置に於て、井上外務卿の間に答へた對韓清意見には、日支の力めて衝突を避け、相提携せざるべからざる所以を論じて、

清國ノ衰頹ハ甚キヲ極ムト雖、地廣ク財多キヲ以テ、往々ハ進歩ノ見込有ル國ナリ、今日亞細亞全洲ニ在テ僅ニ其獨立ノ權ヲ全スルモノ、獨リ我國ト清國有ルノミ、苟モ唇齒相依リ、以テ獨立ノ堤防ヲ固クスルニ非レバ、西來ノ狂瀾ヲ永遠ニ禦グコト難カルベシ、然ルニ區々タル朝鮮ノ爲メ、日清ノ戰端ヲ開クニ於テハ、我ニ在テ一モ利スル所ナク、徒ニ歐洲ノ猾商ヲシテ、船艦武器ヲ賣售スルノ機ヲ得セシムルノミ、

といひ、また我が國が今日朝鮮の獨立を援助し、武器を供給するときとあらば、彼の我を猜疑するの念益々深かく、日清兩國の和親は、到底保つべからずと誠しめ、

果シテ然ル時ハ、日清ノ交際ハ到底親睦ニ至ラサルノミナラズ、彼我忿怨ヲ挾テ相待チ、早晚干戈ニ訴ルコトヲ免カレザルベシ、不幸ニシテ兵端一タビ開ケバ、互ニ競ヒ、交々激シ、數十年解ク可カラザルノ仇敵ト爲リ、亞細亞ノ大勢復タ收拾ス可カラザルニ至ルベシ

といつてゐた。ボ氏のいふところとその旨趣は同一である。同年十一月外務卿井上馨が、在歐の伊藤博文に告げた對韓清方針なども岩倉のそれと同一であつた。彼等は歐洲勢力の東侵を見て、この西來の狂濤を防ぐ防波堤は、日支韓の提携の外にないと信じ、只管日支の衝突を避け、その親和を冀望したのである。

かやうな日支同盟論は、これを主張するとせざるとにかゝらず、我が在朝方面の一般の冀望であつた。當時の外交はかやうな意圖の下に行はれた。その不徹底を免かれず、退嬰と卑屈とを嘲けられたのもこのためであつた。伊藤博文の天津條約なども、この意圖の下に行はれたのである。

さればこそ、日支間の重大懸案たる朝鮮獨立問題には、特に避けて觸れなかつたのである。李鴻章が意氣軒昂、やゝもすれば「抑々朝鮮の支那に於ける古より附屬の國である、僅かに條約上の交際あるに過ぎない貴國と同一でない」などと、その特殊地位を誇張せんとするや、博文は何つもこれを抑へて「本大臣が深慮潛心、殊更にその論點を避くる所以は、雙方の困難をして益々錯綜せしむるからである」と軽くこれをかわしてゐた。

しかし、とかく李鴻章の議論は、朝鮮の屬那に及ぶので、博文は

徒ラニ朝鮮ノ主權ニ涉リテ、貴國ノ所見ヲ論駁シ、爲ニ今日ノ困難ヲ滋スガ如キハ、本大臣ノ素ヨリ願ハザル所ナリ、希ハクバ閣下モ亦徒ラニ朝鮮ノ内政ニ干涉シテ、漫リニ紛論ノ端ヲ啓クコトナカラシムルカ、本大臣ノ今次命ヲ奉ジテ此ニ來ルモノハ、朝鮮ノ獨立論ヲ議シ、貴國ノ主張ヲ公認スル爲ニ非ズ、閣下宜シク我意ヲ諒察スベシ、

と諭すところあれば、李鴻章も悟るところあつて、

貴意ノ存スル所深ク之ヲ諒ス、然レドモ、本大臣敢テ、我國ノ朝鮮ニ於ケル主權ニ關シテ閣下ノ公認ヲ煩ハサントスルニ非ズ、抑モ朝鮮ノ我屬國タルト否トハ、全ク別事ニシテ、今本大臣ノ今回條約書中ニ増補セントスル約款ト毫モ相渉ル事ナシ、

といふに至つた。しかし朝鮮獨立問題を解決せずには、我が東洋政策の改善は到底期待されぬことは何人も首肯することであるとすれば、伊藤の採つた方針は、止むを得ぬことながら、退嬰的にして姑息たることを否み能はぬ。

かやうな政府要路者の對韓清政策は、當時の在野政黨者流の政策とも一致してゐたのである。彼等は内治政策に於ては、政府當局とは氷炭相容れず、互に嫉視排撃してゐたが、その外交政策に於ては格別の相違がなかつたのである。例へば大隈重信を總理とした立憲改進黨の約章には、

内治の改良を主とし、國權の擴張に及ぼす事、外國に對し、勉めて政略上の交渉を薄くし、通商の關係を厚くする事、

といふことを以てしたのである。その主義とするところが思はるゝのである。自由黨の一部には國權の擴張を冀ふもの、大陸の經營に志すものもあつて、伊藤、井上等の對韓清政策に反對し、朝鮮問題などを惹起した大井憲太郎一派もあつたが、自由黨の主流は固より改進黨と共に所謂内治派に屬すべき

もので、大陸經營派の範疇に容るべきものでなかつたのである。

かくて大隈のごときは、明治十四年以來あれ程、伊藤、井上等の藩閥政府に壓迫され、脅威されつゝあつたが、朝鮮や支那問題となると伊藤、井上の政策を辯護してゐたのである。大隈は明治十八年一月十七八日の頃、井上全權大使の對韓條約の成功を聞いて、これを喜び、伊藤、井上の二君でなければ、平和主義を取つて、確乎としてこの平和を獲得しなかつたらうといつて、二君の功績を稱し、今日は國家の何づれの方面から考察しても、この外に出でないといつてゐたのである。

○秘書類纂、朝鮮交渉資料

第三節 外交の不振と大陸經營派の擡頭

天津條約以後、十年間の東洋平和は、かやうな外交政策によつて齎らされたものである。しかし、これでは日清間の懸案が解決される筈がなく、天津條約以後、朝鮮問題をめぐつて、日清の情勢は日に險惡を加へるのみであつた。

それに、列國對峙の國際場裡に於ては、我れ退けば彼が進むは當然である。かくて清國は我が退嬰に乗じて、朝鮮に於て宗主權を完成せんとして、公使袁世凱は非常に活躍した。彼は我が國が朝鮮獨

立といふ名を得て満足してゐるに乘じ、敢へて名を争はず、事實に於て朝鮮を屬邦化せんとし、頻りに清國勢力を扶植したので、我が勢力は日に縮まりつゝあつたのである。

また露國は、明治十七年六月朝鮮政府と通商條約を締結し、十八年十月北京駐劄露國公使ウエーバーは京城駐劄公使に轉任し、その夫人と共に朝鮮宮廷に進入して、多大の信任を得、遂に露韓國境の要地慶興府を露國のために開放せしめ、明治二十二年十月、慶興府條約を締結するに至つた。この條約には、清國が大に異議を提出したが、露國はこれを排して顧みなかつたのである。朝鮮に獨立黨（親日派）、事大黨（親清派）の外に、新に親露黨が現はるゝに至つたのは、この頃からである。

英國は、明治十六年十一月、朝鮮政府に迫り、列國に先んじて通商條約を締結したが、別に領土的野心はなかつた。しかし露國勢力の朝鮮に漸く伸びんとするを見て、明治十八年四月十五日、英國東洋艦隊司令長官サー・タウエルは、突如として全羅道の巨文島を占領した。これは英國が露國の東進に不安を感じ、若し露國が對馬海峽を扼するがごときことあらば、英國の東洋利權にとつて、非常な脅威たることを慮つたからである。

英國の巨文島占領に對しては、露國政府先づ韓廷に抗議し、若しこれが許さるゝならば、露國も亦朝鮮領土内に於て、適當の土地を占領すべしといふに至つたので、朝鮮政府は清國に哀訴してその救

解を求め、清國政府は英國に抗議を提出し、事件は益々紛糾したが、清國政府が、巨文島を將來何國にも占領せしめずとの保證を爲し、露國も亦巨文島占領の意志なきことを誓盟したので、英國も明治二十年二月二十八日に至つてこれを放棄した。かやうにして、清國の勢力は英・露を抑へ、明治二十三年ウエーバーが京城を去るに及んで、韓廷は全く袁世凱の外交手段に制壓されてしまつた。袁世凱は韓廷内外に威權を振ひ、重臣、大官等を憎伏せしめ、朝鮮屬邦化につとめたのである。

かゝる情勢の下に、事大思想の朝鮮上下が、日本を侮蔑せしことは當然で、日本の威權勢力は全く地を拂つた。明治二十二年九月の防穀令の發布は、かくして起り、米穀の輸出は禁止されて、その結果、日本商人の被つた損害は十四萬圓の多きに上つた。この問題の解決されたのは、二十六年一月で大石正己が、駐韓公使として強硬手段を取つたからである。

日本外交の不振はかやうであつた。されば明治十七年京城の變に、日本に亡命した親日黨の志士金玉均や、朴泳孝を日本に置くは、清國及び朝鮮に對して憚りあるといふので、彼等を米國に追放せんとした。金玉均のこれを肯んぜざるや、遂に彼を小笠原島に、次いで北海道に放ち、殆んど幽囚同様の生活を爲さしめ、流石の金玉均をして、憤悶措く能はざらしめ、遂に日本に絶望せしめ、明治二十七年三月、上海に赴かしむるに至つたが、こゝで鮮人のために暗殺され、朝鮮政府はその屍體に凌辱

極刑を加へるに至つた。さうして朝鮮政府の背後には、清國があることが明瞭であつたが、我が國はこれに對して、何等の處置も、抗議も取り得なかつたのである。

朝鮮半島は、我が國と唇齒軸車の關係にあつたばかりでなく、半島の地は維新以來、我が發展・經略の地として、志士有士輩の矚目するところであつた。明治六年征韓論の失敗以來、征韓論者の氣鋒は少しく收まつたが、明治十五年七月京城の變以來、親日黨の金玉均、朴泳孝等の志士を援助して、朝鮮の獨立を成就せしめんとするの冀望計畫は、我が有志、志士の間此起つた。特に薩長政府に壓迫されて、合法的團結の困難を感じた自由黨有志の中には、鬱勃の氣を半島に漏らさんとするものが出で來た。後藤象次郎が、佛國公使サンクキツチを介して、資金壹百萬圓を得て、獨立黨を援助するの計畫を立て、自由黨壯士を率ゐて渡韓して大に爲すところあらんとしたのは、明治十七年秋であつた。この計畫は略々成就せんとするに至つたが、象次郎がこれを伊藤博文に語るに於て、井上外務卿等に裏をかゝれて挫折してしまつた。

また舊自由黨員大井憲太郎、磯山清兵衛、小林樟雄、新井章吾等の慷慨悲歌の士は、天津條約の軟弱にして、國權を毀損せるに憤激し、朝鮮獨立運動を計畫するに至つた。彼等の計畫は極めて漠然たる、しかも極めて危険性を帯びたものであつた。彼等は現今朝鮮の政柄を擅にする事大黨の大官等を

殪して、朴泳孝、金玉均一派の獨立黨に政權を與へ、以て從來の清國干涉の跡を絶つこととする。しかし、この計畫が實現すれば、清國は兵を擧げて韓國に來る。かくて日・清・韓三國の紛争が生ずる、ことごとくに至らば、我が國民も大に奮起するばかりでなく、薩長政府も、國民の力を藉るゝがために輿論を尊重し、輿論政治を實現することになる。かくせば、外は甲申の變、清國の侮辱に酬み、朝鮮の獨立を得しめ、内は内治の改良、立憲政治の創始も期して待つべしといふ所謂一石二鳥の計畫であつた。

だが、かやうな夢想が實現するものでない。同年十一月二十三日、大井、小林等先づ大阪に於て捕へられ、次いで同志等悉く縛に就き、二十年九月二十四日、終決し、大井、磯山、小林等は輕禁獄六年、新井章吾、稻垣示は輕禁錮五年、監視二年に處せられ、以下五十餘名處刑各々差があつて、こと落著した。

これ等は、固より無謀の輕舉で、失敗は當然であつたが、我が退嬰姑息な清韓外交が、如何に國民に深刻な不懣を與へてゐたかと思はるゝのである。

改進黨の尾崎行雄氏が、支那討伐論を説いたのも、天津條約の明治十八年であつた。彼はこの年、初めて支那を遊歴してその實情を觀察したが、この國が嘗て古典の中で學んだ支那とは、まるで似て

も似つかぬ國であることの意外さに幻滅を感じ、またその軍備の全く備はざることを見極めたので、歸來早速支那討伐論を朝野に説き廻つた。我が退嬰外交は進歩論者の尾崎氏をしてこの論をなさしむるに至つたのである。しかし、當時何人もこれに賛成するものがなかつたといはれる。

しかし、進歩的立憲主義を持する彼は、侵略的討伐論に安んじ得なかつた。彼は吾人の天職は、平和の天使となつて、文明の化育を及ぼすのであるといつてゐた。明治二十四年の作『内治外交』に於て、彼は、

吾人の天職は嘗に東洋の盟主たるに止らざるなり、只立憲政治を完成し、道義の勢力を以て亞細亞列國を風靡し、清韓、暹緬、印等の諸國をして立憲政體の福惠に浴せしむるに止まらざるなり、吾人の天職更にこれより大なるものあり、平和の天使となりて、文明の化育を六合に遍滿せしむる則是なり、

といつてゐた。理想家岑堂の面目が躍如としてゐる。しかし、その實に於て、大陸論者などの理想と何處に相違があるであらうか、私はやはり、内治論者の失敗に激した大陸論者の一種と見るのである。かくて彼は日清戦争には進んで、支那併呑論を主張するに至つたのである。これは後に述ぶる。

我が國民の、政府の軟弱、退嬰の外交によつて、清國は益々横暴となり、朝鮮獨立の全く虛名と化

したことを憤慨する聲の絶頂に達したのは、明治二十七年三月、金玉均が上海に暗殺され、支那軍艦を以てその遺骸を京城に運び、朝鮮政府はこれを凌辱し、極刑を加へたが、我が政府が、これを制する何等の處置を取らなかつたときである。四月二十一日、大井憲太郎、小久保喜七、三宅雄二郎、志賀重昂等は、神田錦輝館に大演説會を開催して、政府の軟弱外交を痛撃した。

平素穩健ながら、朝鮮問題に對し、特に留意深かつた福澤諭吉は、五月三日の時事新報紙上に於て金玉均の問題を論じ、この機會に對韓清方針を決定すべしと痛論した。

元來、我國の朝鮮に對する政略を見るに、明治十七年以來は、一定の方針として認む可きものなく、之が爲め國の利益上に、又名譽上に不利を蒙りたること幾何なるや知る可らず、爾來幸にして、東洋の天地には格別の大事變もなく、小康偏安の間に、今日まで經過したるが故に、一般の社會には著しき感覺も興へざりしことなれども、十七年の前後を比較して、朝鮮に於ける我勢力の消長如何を察するときは、苟も日本人にして、多少の感慨なきを得ざる可し、即ち我が輩が常に朝鮮政略を一定するの必要を説く所以にして、云々

と論じ、翌五月四日の紙上には、

我輩が朝鮮政略を論ずるは、支那の保護を喜ばずして、其干渉を脱せしめんが爲めに非ず、又我

野心を逞ふして、其土地を蠶食せんが爲めに非ず、目下の形勢よりトすれば、朝鮮の地が他の強國の手に落つるは必然の成行にして、若しも一衣帶水を隔つる對岸の邊に、強大なる軍港の設立を見るが如き場合もあらば、我立國の爲めに、容易ならざる次第にこそあれば、今日に當り豫め彼に對するの政略を一定し、若しも彼國にして獨立し得べきものならば、其獨立を助けて、以て他の窺竄を防ぐこと勿論なれども、いよく救ふ可らざるに於ては、一旦の變に際して、我國利を傷けざるの用意肝要なりとの趣旨に外ならず、立國上の正當防禦に止むを得ざるの手段なれども、云々、

といつてゐた。福澤は朝鮮が現状のままなれば、必ず露英に占領されてしまふ。西洋諸國の東洋に志を懷くは、一朝一夕のことでない、朝鮮半島は彼等の最も著目するところである、巨文島事件などはその好例である。若し事情急迫するに至らば、清の老大國の保護といふごときは、何の用を爲すべきか、朝鮮八道は恰も無人の境となつて、諸強國の占領するところとならう、されば、今日はたゞ朝鮮政略ばかりでなく、支那に對するの方針をも豫め一定し、有事の場合には、自から進んで大に爲すの用意をせねばならぬといふのであつた。彼は清國の無力を看破し、朝鮮獨立保護の力なきことを知つたので、日清の衝突の恐るゝに足らざることを示唆してゐたのである。

對韓清問題解決に對する輿論の情勢は、かやうに日に月に熾烈を加へつゝあつた。時勢に極めて敏感な伊藤博文、陸奥宗光などが、これ等の勢に無頓著でゐられなかつたことは當然である。

第四節 日清戦役と伊藤、陸奥の内政失敗

伊藤が對韓問題の解決に志したことは、一日でなかつた。明治二十三年十月聖旨默しがたくして、貴族院議長の就任を承諾したときに、彼の冀望條件は第一議會を終へたなら、早速職を辭して、清國に赴き、支那問題……對韓問題……の解決のために盡したいといふことであつた。

明治二十五年一月、伊藤が政黨組織を決心して、明治天皇に奏上し、また松方首相に語つたときに彼は政黨組織を許さるか、全權大使として歐米に使し、條約改正の業を完成せしめらるか、朝鮮問題解決の任に當らしめらるか、三者何れかに當らしめたまへ、その何れも許されぬならば、政界を隱退して故山に歸臥するといふのであつた。朝鮮問題に就いては、彼は次のやうにいつてゐる。

東洋問題ハ國家ノ重事ナリ、朝鮮國獨立ノ儀ニ付テモ清國關涉シ、屬國ノ躰アリ、李鴻章生存中面語熟談、先途方策定メ置度、依テ支那公使駐劄被仰付度、

伊藤は、この頃自ら任ずること極めて厚く、木戸、大久保以來第一等の人物と信じ、内治、外交何れの問題でも、重要な解決は自分の外に能くするものがないと信じてゐた。外交問題には期すること最も深かつたのである。さればこのとき支那行の伊藤の考は、明治三十四年露國に行つて、日露協商を締結して、露國の滿韓侵略を阻止せんとしたと同一で、清國に行つて日清協商を締結し、清國の韓國屬邦論を放棄せしめんといふのであつたことに疑がない。後に日露親善論者たる伊藤は、前に日清親善論者であつたのである。伊藤のこの目的は、果されなかつたが、彼の志は明かである。

日清戦役の開始を考へるものは、當時の伊藤首相と陸奥外相の内政、特に議會政策の行きづまりの情を知らねばならぬ。元來内治問題を離れた外交問題はないので、戦争にまで導かるゝ重大外交が、外交關係のみで決定せらるゝと思はゞ大なる誤りで、この兩者を聯關して考へねば、固よりその真相は掴めないのである。伊藤、陸奥が外交に内政を顧慮すること最も深かいのは、一面彼等の性格や境遇からも想像され得るのである。日清戦争の開始を考へるものは、こゝに意を致すことが最も肝要である。

伊藤は立憲政治の創始者として、山縣、松方に次いで内閣を組織し、議會對策に乗り出した。乃公出でずんばといふ意氣込であつたが、畢竟は自惚うのほれに過ぎなかつた。政黨及び議會の反抗は益々甚しく

なつた。第四議會は、明治二十六年二月十日、纔かに聖詔の渙發によつて和協の道を見出したが、第五議會は同年十二月二十九日、第六議會は、明治二十七年六月二日、解散を奏請するの餘儀なきに至つた。内治外交の彈劾上奏を受けて、妥協の道がなかつたのである。反對は獨り衆議院だけでない。二十七年一月二十四日には、公爵二條基弘、公爵近衛篤磨等三十八名の連署を以て、伊藤の擧を非難し、何故に解散奏請の理由を示さざるかと、忠告書を伊藤に呈して、その反省を求めた。

伊藤は、これに復書を與へ、衆議院は到底和協によりて、大業を翼賛するの望なきものと認むと斷言したが、二條、近衛等はこれに満足せず、その言を誣妄なりとし、和衷協同を破るの罪は、衆議院にあらざして政府にありと斷定し、再び書を伊藤に與へた。かくて、公爵等の一派は第二回總選舉には、衆議院の對外硬派に應援するに至つたのである。このときに當り、朝野の反目嫉視は甚しく、政府と議會との衝突は、日に深刻を加へ、到底調停の道がないとされた。樞密顧問官佐木高行は、その日記に、二十七年六月五日、貴族院議員安場保和が訪問して、次のごとく語つたといつてゐる。

閣下は、近來朝野何れにも交際が少ないから、御存じないかも知れないが、今日は恐しい人氣で新聞などは、御用新聞の外は、一として政府に味方するものがない、元來解散は止むを得ないとしても、一方では内閣を辭職さすべきであつた。然るに衆議院の上奏を御採用無之とて、却下さ

れたとは恐れ入つた次第である、何分内閣が今日のやうに人望を失しては、辭職の外はあるまい、さもなければ恐れながら、帝位を怨み奉るやうになるのが人情である、このまゝ續いたら、今年十一月の國會までには、必ず流血の不祥事を見るに至るであらう、

こんな情勢に導かうとは、伊藤の全く豫期せぬことであつた。かやうな際、伊藤の考へることは、何日も聖上に御すがり申すことより外になかつた。彼は勅諭を奏請し、或は政黨首領を御前に召集するの議などを考へてゐた。かゝる際、突如として起つたのが朝鮮東學黨の亂、次いで清國出兵の報であつた。伊藤が、彼の先輩木戸孝允が、明治元年征韓の議を唱道して、人心を外に轉じ、人心を作興し、統一し、維新中興の業を完成しようとしたことを想起したことは、當然である。

日清戦争を説くものは、また外相陸奥宗光の立場に就いて考へねばならぬ。陸奥は勤王志士の一人として維新の舞臺に登場し、大隈重信、伊藤博文と雁行した。その材幹器略は新政府の一異彩であつた。だが紀藩出身といふハンデキャップは、彼を縣令、大藏少輔心得、元老院幹事といふに止めた。焦躁鬱悶、遂に西南の役に不軌を圖つたといふので、五ヶ年の囹圄に囚はれた。薩長は彼にとつては仇敵であつたが、今や薩長の勢全く成り、到底外部よりこれを倒すべからざるを見て、心機一轉、薩長と和し、薩長の臍腑に喰ひこんで、内部より薩長を操縦し、薩長を自己の傀儡とし、事實上の主た

らんとした。

かやうな機略を藏して、薩長政府の一大臣となつたが、民黨の攻撃餘りに急激にして、策の施すの地なく、彼まで俱に焼かれんとする有さまであつた。彼を唯一の腹心とした伊藤内閣も、二回の解散を餘儀なくせられたこと前記のごとくである。奇策縦横な彼も全く施すの策がなかつたのである。特に彼が最も得意とする外交問題で、窮地に陥つたのであるからたまらない。こゝに突如として起つたのが東學黨の亂、清國出兵の報であつた。彼がこの機會を好機としたのは、伊藤にも劣らぬものがあつたのである。

特に陸奥外相が、朝鮮駐在臨時代理公使杉村濬から、清國出兵の内報を得たのが六月二日の閣議當日で、その閣議といふのは、伊藤首相が條約履行問題で議會の彈劾建議を受け、議會解散を奏請せんとするときであつたとすれば、一層内政、外交聯關のさまが考へらるゝのである。若し時勢を指導するを以て、政治家の最大要事としたならば、何人もこの時勢：：深刻なる官民の不和軋轢：：に於てこのことを斷行した彼等の心事に、同情を惜しまぬ。彼等が行爲を以て窮境脱出の策とのみ考へてはならぬ。

第五節 朝鮮の内亂と日清兩國の出兵

伊藤博文の天津條約に於ける功罪は、いろ／＼にいはるゝ。大井憲太郎等の朝鮮事件などは、伊藤の外交に憤激して起つたものとされた程である。尠なくとも朝鮮獨立問題を未解決のまゝに放任したごときは、責任の最も大なるものであらう。しかし、朝鮮駐兵に就いて日清同一の權を得たごときは、後年日清戰役外交の地歩を占むるを得た重大成功である。明治十八年四月十日、第四回談判に於て、伊藤大使と李鴻章との間に、朝鮮撤兵が約されたときに、次の談判が行はれた。

李 貴國朝鮮ヲ占領スルノ意ナキハ、既ニ閣下ノ明言ヲ以テ確信スルニ足レリ、然レドモ異日他國ノ朝鮮ヲ睥睨スルガ如キアラバ、則チ我國ニ於テハ兵員ヲ派遣セザルヲ得ズ、其時ニ當リテハ貴國モ亦貴國ノ便宜ニ從ヒ、兵員ヲ派スルコトヲ得ベシ、

伊 朝鮮獨立ノ國體ヲ維持シ、以テ他國ヲシテ、其疆土ヲ侵略スル等ノ事ナカラシメンコトハ、我國ノ切ニ希望スル所ナリ、

李 貴國果シテ朝鮮ヲ併吞セントスルトキハ、則チ國力ノ及ブ限リヲ以テ貴國ト戰ハザルヲ得ズ

我國若シ朝鮮ヲ併呑スルコトアラバ、貴國應サニ全國ノ力ヲ舉ゲテ我國ト戰ヲ決スベシ、若シ他國朝鮮ノ地ヲ睥睨スルモノアレバ、貴國ト我國トハ互ニ相連合シテ力ノ及ブ限り、其侵略ヲ防グベシ、

日清戦役は、この條約の精神を無視して、清國が、朝鮮を屬邦化即ち併呑せんとしたことから起つたものである。しかも、これは我が國をして朝鮮問題解決の機會を得しめたものであつた。

これより先、朝鮮では、清國駐劄公使袁世凱が、朝廷内外に於て威權を振ひ、日本の退嬰を機として、朝鮮の經略に任じてゐたが、明治二十七年四月、朝鮮全羅道古阜縣に起つた東學黨の勢が猖獗を極め、所在の官兵悉く破れ、京城も危殆に迫まつたが、朝鮮政府はその討伐に窮し、清國に向つて援兵を請ふことになつた。袁世凱は、これまで竊かに大院君と謀り、東學黨を煽動して、その勢焰を煽つてゐたが、朝鮮政府の申込みを受くると機至れりとし、直にこれを諾し、李鴻章に向つて、三營の兵を海路より急派せんことを請求した。これは明治二十七年六月三日であつた。李鴻章はこれに應じ翌四日直隸提督葉志超、副提督聶士成をして、三營の兵を率ゐて威海衛を發せしめ、揚威・平遠・濟遠・致遠・操江の五艦をして護衛せしめた。八日清兵は悉く牙山に上陸した。

しかし天津條約の明文もあることとて、我が國に、このことを知照して來た。清國公使汪鳳藻は、

六月七日日本國政府の訓電と稱し、書を陸奥外務大臣に贈り、これを告げた。曰く

本大臣之を覽るに、其情迫切なるのみならず、兵を派して援助することは、我が朝が屬邦を保護するの舊例に有之候得者、奏聞の上諭旨を奉じ、直隸提督葉をして頸旅を選帶し、馳せて朝鮮全羅忠清一帶の地方に赴かしめ、時機を見計らひ、防堵攻討し、期を尅して之を撲滅せしめ、務めて屬邦の境土をして又安ならしめ、各國人の朝鮮地方にて貿易を爲す者をして、皆各其生業を安ずることを得しめ度、尤平定次第直ちに右兵を引揚げ、更に留防せしめざる様可致候。

と、清國政府が出兵を通知したのは、當然であるが、屬邦を保護するの、屬邦の境土を又安ならしむるのといふことは、天津條約の精神を無視したことたるはいふまでもないのである。これはまさに李鴻章のいふ、「我國若シ朝鮮ヲ併呑スルコトアレバ、貴國應サニ全國ノ力ヲ舉ゲテ我國ト戰ヲ決スベシ」といふことに當るので、伊藤や陸奥の寧ろ朝鮮問題解決の好機として待ち設けてゐた處である。

清國は何故にかく自ら戰を招くやうな手段を取つたかといふと、これは東京駐劄公使汪鳳藻などが日本の政治情勢と國民思想の認識とを誤り、立憲政治創始以來、日本國民は内官民の争鬪に疲かれて外を顧みる暇などは、到底ないからと信じたからであつた。しかし、これは全く過誤であつた。

朝鮮の獨立は、多年我が國家の生存問題として、擁護し、主張し來つたところ、固よりこれを清國

に附することが出来ぬ、且つ明治十五年・十七年の變以來、我が國民の清國の横恣に憤るものが多くこの時清國の出兵を聞いて、國民の敵愾心は俄然として沸騰し、戦争辭すべからずといふ氣運が高潮し、赤熱して來たのである。伊藤首相と陸奥外相とが、この機を利用して、この問題を解決して、國民の宿志を成就し、人心を外に轉じて併せて、國內問題を解決し、自分等の窮境を脱せんとしたことは當然である。かくて兩人は、一定の國策を建て、著々進んだのである。

しかし、伊藤、陸奥が最初より主戰論であつたと思つてはならない。彼等はその初め日清均勢論者であつた。我が政府が、朝鮮駐在臨時代理公使杉村濬から、清國出兵の内報を得たのは、六月二日の閣議當日であつた。この日杉村の電報に接した陸奥は、それは實に容易ならぬことである。若しこれは黙視するときは、さなきだに偏頗な日清兩國の朝鮮に於ける權力關係を一層甚しからしめ、我が國は後來朝鮮に對して、たゞ清國のなすがまゝに委すの外なく、日韓條約の精神もために蹂躪せらるゝに至ると考へた。かくて、その日、閣議に臨むや、陸奥は、

若し清國にして何等の名義を問はず、朝鮮に軍隊を派出するの事實あるときは、我國に於ても相當の軍隊を同國に派遣し、以て不虞の變に備へ、日清兩國が朝鮮に對する權力の平均を維持せざるべからず、

と述べて、閣議の賛成を得た。よつて伊藤首相は、參謀總長熾仁親王及び參謀次長川上操六の臨席を求めて、朝鮮へ軍隊派出の内議を協かり、陸奥外相は直に大鳥全權公使に歸任の準備を命じたのである。

かやうに戦争は固より辭するところでないが、しかも成るべく平和を破らずして、國家の榮譽を保全し、日清兩國の權力平均を維持するにとめんとし、また、我れは成るだけ被動者たる位置を執り毎に清國をして主動者たらしむるやうにしようとした。これは平和を愛好したまふ明治天皇の御思召を體し、また列國に對して好戰者といふ譏を避けて、歐米諸國の介在干渉を防がんとしたからである。それで六月七日清國公使の出兵の知照に接するや、陸奥外相は輕らくこれを領承し、駐日汪公使に書を渡した。曰く

以書簡致啓上候、陳者今般貴國政府にて朝鮮國に派兵被成候に付、明治十八年四月十八日、日清兩國政府にて訂結の約書第三款に遵ひ、行文知照の趣、本日貴簡を以て御申越相成承知致候、然るに貴簡中保護屬邦の語相見え居候處、帝國政府に於ては、未だ曾て朝鮮國を以て貴國の屬邦と認居不申に付、此段御回答旁言明致置候、本大臣は茲に重ねて敬意を表し候、

といひ、朝鮮の屬邦たるを確く否認すると共に、北京駐劄臨時代理公使小村壽太郎をして、我が朝鮮

派兵を通告せしめた。

以書簡致啓上候陳ば朝鮮國に於て現に變亂重大の事件ありて、我國より派兵の必要有之候を以て帝國政府は若干の兵を派遣する積に有之因て明治十八年四月十八日、貴我兩國政府にて議定せし條約の明文に従ひ、清國政府へ行文知照すべき旨、唯今我政府よりの電訓に接し候に付、右之趣及御照會候、敬具

明治二十七年六月七日

清國政府は大に驚き、清國の出兵は屬邦の請により、その亂民を討伐するためである。しかし貴國が多數の兵士を派遣する必要がないと抗議を提出したが、我が政府は出兵は濟物浦條約により、天津條約でこれを通知するのだといつて豫定の出兵を斷行した。

歸任を命ぜられた大島公使は、軍艦八重山に乗じて、六月九日仁川に著し、海兵三百餘名を率ゐて京城に歸任し、我が軍艦數隻は仁川港に投錨した。また第五師團より派遣した一戸少佐の引率する一大隊の陸兵は、京城に到着し、尋いで我が混成旅團の全數は逐次に到着し、日ならずして京城仁川の間に七千有餘の軍隊が滯陣してしまつた。

しかし、朝鮮は意外に平穩であつた。清兵は牙山にあつて未だ内地に進行して來ない。この光景を

見た朝鮮國民は申すまでもなく、外國人なども驚いて、日本を以て平地に波瀾を起し、時宜によりては朝鮮を奪略せんとするのでないかと妄想し、彼等は日本に對するよりも多く清國に同情を表し、外交官などは、それ〴〵自分の見るところを本國に報告するといふありさまであつた。

大島公使もこれには困つた。よつて頻りに、我が政府に電報して、當分の内餘り多くの軍隊を派遣して朝鮮政府及び人民に對し、特に第三國たる歐米人にははれなき疑問を抱かしむるは外交上得策でない旨を上申して來た。六月十一日午前十一時發の大島の電報には、

京城は靜謐なり、亂民に關する形勢に付ては更に變化なし、本使より更に電報するまでは、殘餘の兵員を派遣せられずして、唯だ何時にても出兵し得る様準備致し置かれたし、

とあり、同日午後九時三十分發の電報には、

京城目下ノ情況ハ、多數ノ兵員ヲ入京セシムルニ相當ノ理由ナキヲ畏ル、其筋へ御協議ノ上、本使ヨリ命令スルマデハ、兵員ヲ上陸セシメザル様大島少將へ電訓アル様取計ヲ願フ、

と陸奥外相に注意を促してゐた。しかし、既に騎虎の勢、我が國の内情を視れば中途より豫定の兵數計畫を變更することは出来なかつた。それで、陸奥は大島の電報に接するや、大島少將の率ゆる軍隊を上陸せしめないことは出来なから、貴下より大島に入京の請求あるまで、仁川に滯陣するやう請

ふたらよからう、但し一戸の率る軍隊の入京は、貴下も異議なき筈であると返電してゐたに過ぎない。かうなつてくると、日清・日韓の關係は悪化するばかり、清韓では種々の陰謀を企て、歐米の同情を利用してその援助を求めんとし、歐米諸國も虎視眈々、何等かの口實を得て容喙干涉せんと狙つてゐる。所謂密雲不雨の天候である。我が國は進むべきか、未だ口實とするの理由なく、退くべきか騎虎の勢なること前述のごとくである。非常の智謀と果斷との外に時局打解の道はない。伊藤首相が、自ら筆を取つて『對韓處分案』を認めて閣議に諮つたのは、かやうな際であつた。それは六月十三日で『朝鮮内政共同改革案』といふのである。

第一

朝鮮事變に付ては、速に其亂民を鎮壓する事、但我政府は成るべく、支那政府と戮力鎮壓に従事せん事を希望す

第二

亂民平定の上は、朝鮮の政治を改良せしむる爲め、左に列擧する目的を以て、日清兩國より常設委員若干名置き、先づ其取調に従事せしむる事

一 財政を取調ぶる事

- 一 政府及地方官吏を淘汰する事
- 一 必要なる警備兵を設置せしめ、國內の安寧を保持せしむる事
- 一 歳入より歳出を省略せしめ、剩餘を以利子と爲し、出來得る丈け國債を募集せしめ、其金額を以て、道路其他國益上利便を與るに足るものゝ爲めに使用せしむる事

伊藤の提議に接した各閣僚は何れもこれに賛同した。しかし陸奥は考へた。これは重大提議である。我が外交を被動者から、主動者に轉ずること、和戰の決するところである。今日の時勢に於ては、清國政府は尙ほ容易に我が提議に同意しまい。若し彼が同意しない時、我が將來の外交政略をどう進行せしむべきか。伊藤は閣議の席上、そこまで未だ説明しないが、何にか深い決心があるに相違ない。しかし、外務大臣たる予は、また別に深思せねばならぬと。陸奥は、伊藤に、

この問題に就いては、少しく考へて見たいから、一日間の考慮の猶豫を與へられたい。

と請ひ、退朝の後、徹宵して考へた。陸奥は重要なことは、能く寝ながら考へたといはるゝ。そこで陸奥は次の結論を得た。

帝國政府は、最早外交上權變の進動に移らねばならぬ時期に到達した。とすれば、首相の提議に従ふ外、別に良圖あるとも思はれない。だが、清國政府は十中の八九までこの提議に同意しま

い。この時にはどうするか。帝國は清國の意向にかゝはらず、自ら單獨に韓國內政の改革を擔當するといふ決心を爲し置かねばならぬ。しからざれば、他日若し彼我の意見衝突した時に及び、我が外交上の進路を阻格するに至るだらう、

と。この時陸奥は愈々最後の決心が出来たのである。それで、翌日の閣議に於て、伊藤首相の提案に對し、更に二箇條を附加せんことを主張した。

一 清國政府との商議の成否に拘はらず、其結果如何を見るまでは、目下韓國に派遣しある我が軍隊は決して撤回せざる事

一 若し清國政府に於て、我が提案に賛同せざる時は、帝國政府は獨立を以て、朝鮮政府をして前述の改革を爲さしむるの任に當るべき事

閣議これを可決したので、伊藤首相はこれを上奏して御裁可を仰いだ。これは、我が外交の一大轉機であつた。陸奥外相が、均勢主義から、主戰主義に變つたのは、このときからである。

しかし、深く日清事件の平和的解決を思召された明治天皇は、この上奏に接して痛く御軫念あそばされ、侍從長を以て、陸奥外相に御下問あらせられた。六月十五日、陸奥はこれを伊藤首相に報じてゐる。

唯今徳大寺侍從長御使の旨を奉し來訪、過刻御上奏相成候閣議に付、縷々御下問を蒙り候に付、過日來閣議經過の次第逐一御答申上置候、

聖上には將來の成行に付御懸念被遊候哉に被相窺、特に閣議末段日清の談判落著する迄、朝鮮滯陣の軍隊撤回せざる事、及び清國政府に於て賛同せざる時は、帝國政府に於ては獨力を以て其の目的を達する事を勉むる事と云ふ個條に付御懸念被遊候哉に被察候、故に宗光は日清韓三國の關係且つ三國將來の安危に關し、縷々意見申上げ且此の末段の二項は閣議の主眼にして、之を除けば、全體の基礎相立不申との理由も申述置候、然るに清國公使には、明朝十時半面談の約束有之萬一聖慮閣議の次第と相異り候様にては、實に由々敷大事に相成可申に付、此段申上置候、可相成は明朝にても閣下御參内親く御上奏被成下候義相叶間敷哉、一應尊意相伺候、右迄、匆々頓首、と、伊藤首相に奏聞、聖慮を安んじ奉らんことを冀つてゐる。明治天皇の御深慮と陸奥外相の決心とが思はるゝのである。

やうやくにして、廟議決定、附加の二ヶ條を省き、翌六月十六日これを汪公使に手交し、詳細にこれを説明して本國政府に通達せしめ、十七日には、更にその要項を筆記して汪公使に與へた。ところが、同二十二日になつて、汪公使は、本國政府の電訓に接したとて、回答を提出した。その大要は、

- 一 朝鮮の變亂は已に鎮定したれば、最早清國兵の代て之を討伐するを煩はさず、就ては兩國にて合同して鎮壓すべしとの説は之を議するの必要なかるべし、
- 一 善後の方法は其意美なりと雖も、朝鮮自ら釐革を行ふべきこととす、清國尙ほ其内政に干與せず、日本は最初より朝鮮の自主を認め居れば、尙更其内政に干與するの權なかるべし、
- 一 變亂平定の後兵を撤することは、乙酉の年兩國にて定めし條約に具在すれば、今茲に又議すべきことなかるべし、

といふので、我が共同改革の提議を拒絶したのである。だが、かやうなことは、我の固より豫期してゐたことであつた。陸奥外相は、即日これを反駁して、この上は、清國の承諾の有無にかゝはらず、單獨にて改革に従事するからと嚴乎たる我が決意を示した。これは第一次の最後通牒といふべきものである。

以書簡致啓上候、陳者、閣下ハ貴國政府ノ訓令ニ從ヒ、朝鮮國變亂鎮定並善後ノ辦法ニ關スル帝國政府ノ提案ヲ御拒絕相成候趣、貴曆光緒二十年五月十八日附ノ貴簡ヲ以テ、御申越相成致閱悉候、

願て朝鮮國刻下の情勢を察するに於て、貴政府と所見を同ふする能はざるは帝國政府の遺憾とす

る所に有之候、

之を既往の事績に徴するに、朝鮮半島は朋黨争鬪内訌暴動の淵叢たるの慘狀を呈し、而して斯く事變の屢々起る所以は、獨立國の責守を全ふするの要素を缺くに職由するものと確信するに足るべき義に有之候、

疆土接近と貿易の重要とを慮るに於ても、亦朝鮮國に對する帝國の利害は甚だ緊切重大なるを以て、彼國內に於ける斯る慘情悲況を拱視傍觀するに堪へず候、

情勢此の如くなるに當り帝國政府措て之を顧みざるは啻に平素朝鮮に對し抱持する隣交の友情に反るのみならず、我自衛の道にも背くの誚を免れず候、

帝國政府に於て朝鮮の安寧靜謐を求むる爲めに、種々の計畫を施すの必要は已に前述の理由なるを以て、更に之を看過する能はず、今にして遲疑施す所なくして日を曠ふせば、該國の變亂愈々長く滋蔓するに至るべく候、是を以て、帝國政府に於て其兵を撤去するには、必ず將來該國の安寧靜謐を保持し、政道其宜を得ることを保證するに足るの辦法を協定するに非ざれば決行し難く候、且つ帝國政府が斯く撤兵を容易に行はざるは、啻に天津條約の精神に依遵するのみならず、復た善後の防範たるべくと存候。

本大臣が斯くの如く、胸襟を披き、誠衷を吐くに及び、假令貴國政府の所見に違ふことあるも、帝國政府は斷じて現在朝鮮國に駐在する軍隊の撤去を命令すること能はず候、此段御回答旁々、本大臣は茲に重ねて敬意を表候、敬具、

明治二十七年六月二十二日

外務大臣 陸奥 宗光

清國特命全權公使汪鳳藻閣下

第六節 清國の態度と英露の關係

明治天皇の平和に孳々したまうたことは、既に述べたごとくであるが、これと著しき對照をなすものは、清國光緒皇帝の主戰主義であつた。

光緒皇帝は、このとき既に母后西太后から政を受けて親政してゐた。若い皇帝は熱心な主戰論者であつた。彼は主戰の氣分を煽らんとし、親しく内廷行走の人々に面諭し、内外の諸臣に對してなるべく、多くの主戰的奏議を上らしめようとした。されば南書房、上書房兩齋の人々はその意を知つて毎

日交々上奏し、慷慨激越な奏議を上つた。彼等は國內の情勢も、日本の情勢も何も知らない、全く空景氣に任かして、尊皇攘夷の議論をして喜んでゐたのである。

翁同龢、李鴻藻などいふ皇帝側近の老臣なども日夕慷慨激越な詞文を作つてゐた。若い皇帝はこれ等の間にあつて、悲憤して主戰論を高潮してゐた。これ等の事情は翁同龢の日記に明かである。翁は當時戸部尙書として軍機及び各國事務に參與し、また光緒皇帝の師傅として、毎日帝の御前に於て進講してゐたものである。その日記は、戰時中の清國宮廷の狀況が能く知らるゝ貴重な資料である。

六月十四日（陽曆七月十六日）の日記には、

是日軍機大臣の發議に依り、上（光緒皇帝）意は一に主戰に在るも、又皇太后の旨を請へるに亦主戰にして外債を借るを許されず、翁同龢、李鴻藻に前回の辨理は失當なるを以て、今回は整頓すべきを傳知せよとの趣なり、

とある。翌十五日の日記には、

上（皇帝）書房に出御、臣（翁の自稱）入つて昨日の事を奏し、大に増兵せる後に於ては、講和するを許すべしと、上宣はく兵を撤するに於ては和を講ずべきも、撤せざれば講ずべからず、皇太后の諭も弱く示すあるを許さずとせらる。

とある。皇帝は日本が撤兵するならば、格別、さもなくば、決して講和はならないと強がりはいひ、皇太后も、こちらから、弱みを見せてはならないといふのである。六月二十一日（七月二十三日）の日記は、一層皇帝の過激を示してゐる。

常例に照して入る、上、鍾德祥の奏文附屬書一件を閲せしめらる、外に電信八件あり、北洋の電は大鳥の措辭種々狂戾、先づ朝鮮の屬邦に非るを以て言と爲し、又出だす所の數條は改むる能はず、中國若し増兵せば、即ち日人を殺すを以て論ず云々と稱すと、北洋又謂ふ露に十艦有り、仁川に調すべく、我海軍は之と協同すべし云々と、前電は上、之を怒り、後電は上之を然りと爲さず、露人に依頼するを得ずとせるなり、北洋に此意を達せんとして電旨を起草す、

とある。我が大鳥公使が、甲乙二案を以て、朝鮮政府に迫つてゐた時で、これを聽いた皇帝は烈火のごとく大鳥の態度を憤慨したのである。北洋とは李鴻章のことで、親露主義の彼は、露國と同盟して日本に對抗しようといふのであるが、皇帝は露國信ずべからずとして、李鴻章の奏電を不可としたのである。これ等を見れば、皇帝は決して暗愚の人ではない。相當識見に富んだ御方であらせられたのである。

たゞ、何分深宮の中に成長して、内外の情勢に通ぜず、また輔弼の重臣にその人がなく、清國も北

洋に兵を練ること数十年である、西洋諸國と戦ふならば、或は兵備に不足があるかも知れないが、日本と戦ふに於ては十分である、艦隊の噸數はいふまでもなく、その精銳は遙かに日本を凌駕してゐると信じてゐたのである。これは實際を見ない、たゞ外観だけを見たものは悉くさう信じてゐたので、無理からぬことであつたのである。

しかし、光緒皇帝のかやうな主戰的な態度を、明治天皇の飽まで平和主義を持たまうた御態度に比すると、そこに民の父母としての君主たることに、格段の相違を感ずることを否み能はないのである。古の兵書に戦を忘るゝものは國亡ぶ、戦を好むものも亦國亡ぶといふのはこのことである。

皇帝の主戰主義に煽揚された朝臣も、放言高論し、甚しきに至つては、東京を攻陥すべしなどと放漫無責任な言を弄して自ら快としてゐたのである。翁同龢の日記、六月十八日（七月二十日）の條に、

上、翰林院を経て、曾廣均の奏文を閲せしめらる、述ぶる所七條、大に日本を滅すべしとし、語甚だ豪爽なり、余聯沅の奏文は趣旨三策あり、上策は東京を攻め、次策は海口を守り、下策は日本と戦ふに在りとし、朝廷の審議を請ふ。

とある。翌十九日の條に、

上、龐鴻書の奏文を閲せしめらる、戦を宣し、東京を定めんとするものなり、

とあるのは、それ等の類である。何處でも負ける國ほど、最初は戦争熱が盛んなものである。

西太后は、餘り日本との戦争を好まなかつたが、敢へて開戦に反対もしなかつたといはるゝ。西太后としては、この甲午の年は六十歳の祝典を盛大に行ふ豫定であつたので、その準備に忙はしく、戦争の可否などは餘り考へになかつたらしい。されば最初日本を侮つて開戦を避けようとしなかつたが日本兵の勇悍能く戦ふを聽いて、早く和を講ずるを冀望した。しかしその理由は、國家や國民のためといふよりも、早く平和を齎らして大々的に慶祝の儀を挙げたいといふのであつたらしいといはれた程である。

このとき清國の権力は北京朝廷になくて、寧ろ李鴻章にあつた。彼は北洋大臣直隸總督として殆んど獨立の大權を有し、陸海軍を養成すること二十年、その實力を以て、北京朝廷を左右し、政治外交の全權を握つてゐた。彼の部下には、とかく野心家や強慾家などが集まり、それ等の人々に過まらるる傾向があつた。東學黨の亂に乗じ、最先に大兵を朝鮮に派遣したのは、袁の野心に乗ぜられたのである。この機に乗じ、朝鮮國を全くの一屬國とせんとする考へであつたらしい。日本が天津條約によつて出兵し、その決心の尋常ならざるを見るや、日本の實力を知つてゐた彼は、敢へてこれと戦ふことを好まなかつた。さりとて北京朝廷の主戰論者を抑制することも出來ず、たゞ露國に依頼し、露國の勢力

によつて、日本を威壓するつもりであつた。六月十七日、北京小村代理公使の陸奧外相への電報によれば、

李鴻章は非常に露國を畏るゝこと、及び在清英公使の忠告竝に本年は皇太后の慶典あるに拘らず干戈を動かすが如きことありては、其責任甚だ輕からざる等のことあるが故に、日清兩國間の葛藤を生ぜざるやう頻りに心配し居るやう見受けらるゝ。

とあるのが、李鴻章の眞意であつたのであらう。さればこそ彼の行動は、常に戰機を失し、著々と日本に機先を制せられ、七月下旬、戦争の決心をした頃は、日本の戦備が全く成つたときであつた。これは全く彼の失敗である。李鴻章が徒に外國の調停に依頼し、軍事を觀望し、軍機を誤つたといふ非難は、北京朝廷にも絶えなかつたのである。

露英米等の諸國は、東學黨の反亂に對しては、特別の注意も拂はなかつたが、日清兩國の出兵を見るに及んで、孰れも大に驚き、それ〴〵調停干渉に乗り出したが、その中でも、露國の態度が最も強硬であつた。駐清露國公使カシニー伯が、歸國の途次、天津に立寄ると李鴻章は、露國政府の起つて日清兩國の争議を調停せんことを懇望した。よつて露國政府は、カシニーに命じ、天津に留つて李鴻章と談判せしむると同時に、一方駐日公使ヒトロボーに訓令し、日本政府に向つて勸告を提出せしめ

た。

かくて六月二十五日、ヒトロボーは、陸奥外相に面會を求め、本國政府の訓令なりと稱し、清國政府は日清事件に關し、露國の調停を求め、露國政府は日清兩國の紛議の速に平和に歸せむことを希望するに依り、若し清國にして朝鮮派出の軍隊を撤去せば、日本政府も、均しくその軍隊を該國から撤去することに同意せらるゝやと質問した。

陸奥外相はこれに答へて、清國外交は表裏反覆多くして信用し難い、だが清國政府が、

- 一、日清兩國の共同責任を以て、朝鮮の内政改革を承諾するか、
- 二、或は若し清國政府が、理由の如何に拘はらず、朝鮮の改革に關して、日本と共同を欲せざれば、日本政府が獨力を以て之を實行する時、清國政府は直接間接とも些も妨害するを得ず、若し清國政府が右二條件の中何れか一方を保證して、その軍隊を撤退するならば、日本政府も亦その軍隊を撤退しよう、

と答へ、たゞ左の二事だけは、證言するに躊躇せざるべしとて、

- 一、日本政府は、朝鮮の獨立と平和とを確立せしめむと希望するの外、決して他意なきこと、
- 二、將來清國政府が如何なる舉動あるも、日本政府は攻撃的に交戦を挑まざるべし、若し不幸に

して、此後日清兩國の間に戦を交へざるを得ざる場合ありとするも、日本は防衛的地位に在るべきこと是なり、

といふことを公使に告げた。伊藤首相は陸奥の報告を受け、大に激論を闘はしたが、結局これを是認し、直に英露兩國公使に訓示して、その處置を講ぜしめた。このときの伊藤の陸奥宛の書翰がある。

魯公使御對談之顛末に於ては、毫髮遺憾無之と奉存候、此上は西、青木兩公使え迅捷御訓示最緊急と奉存候、過刻激談觸貴意恐悚、畢竟赤誠所瀝、御寛恕可被下爲其早々頓首、

六月念五日

露國公使は、陸奥外相の答へには、十分満足しなかつた。それで、同月三十日には、本國政府の訓示と稱して、一通の公文を外相に手交した。その概要は

朝鮮政府は、同國の内亂既に鎮定したる旨、公然同國駐在の各國使臣に告げ、又日清兩國の兵を均く撤去せしむることに付き、該使臣等の援助を求めたり、因て露國政府は日本政府に向ひ、朝鮮の請求を容れられむことを勸告す、若し日本政府が清國政府と同時に其軍隊を撤去するを拒まらるゝに於ては、日本政府は自ら重大なる責に任ぜらるべきことを忠告す、

といふ極めて嚴厲なものである。これを受取つた陸奥は、露國政府の心底の何處にあるやは疑問とす

るも、帝國政府が、今、何等の理由を問はず、彼等と事を構へるのは好ましくない、しかしことがここまで來ては、帝國內部の情勢では、假令清國が撤去することがあつても、このまゝ撤去することが出來ないと考へた。この内外の困難に會して陸奥は大に考へ、心竊かに決心する所があつたが、先づ伊藤首相を訪ひ、黙つたまゝ露國公使の公文を示し、その意見を求めた。

伊藤はこれを一讀し、やゝ久しく沈思してゐたが、徐ろに口を開き、

吾々も今日になつては、露國の語に従つて、我が軍隊を朝鮮から、撤去させられますまいと、陸奥はこれを聴き、

御考は御尤です、私の考もその通りであります、しかし、將來時局の艱易は一に我等兩人の責任であります。

といつて辭去した。陸奥も決心する所があつた。陸奥は、このとき露國の提議を拒絶すると共に、英國をして露國を牽制せしめようと考へた。それで、竊かに英國政府に、我が意向を示し置かんと思ひ在英公使青木周藏に電報を發して、帝國の決意を告げしめたのである。

伊藤が、この日陸奥に與へた書翰に、

北京よりの電報寫に而推考する時は、我は英にレライするの傾向を取り候事は、不得策とは不

被察候、小村より過日の訓示に對する返答なきは如何、不取敢拜答勿々頓首、

六月三十日

博文

外相閣下

再伸、昨日ヒトロポー之來談は本國の訓令にあらずして、天津滞在魯公使の依頼に依り、我政府の意向を探知する爲にはあらざる歟、疑問なり、

この書翰は前記の書翰と共に、伊藤陸奥が英國に頼つて露國を制肘せんとしたことが考へられる。

だが、英國が當時決して我が味方でなかつたことは後に記する。

そこで、七月一日陸奥外相は回答案を草し、聖裁を仰ぎ、翌二日これを露國公使に送致したが、明治天皇は、この交渉を極めて憂慮あそばされ、徳大寺侍從長を外相邸に差遣して、詳細の御下問があらせられた。外相の露國への回答は、

貴國特命全權公使ノ送致セラレタル公文ハ、事勢甚緊要ニシテ、帝國政府ハ之ヲ詳悉セリ、右公文ニハ、朝鮮政府ハ曾テ同國內亂已ニ鎮定セルノ意ヲ、同國駐劄各國公使ニ通告セリ云々ト有リ、然レドモ帝國政府ノ最近接受セル情報ニ據レバ、此次ノ朝鮮事變ヲ釀成セル根本原因ハ、尙未ダ芟除セラレザルノミナラズ、即チ日本ノ之ガ爲ニ軍隊ヲ派遣セル所以ノ内亂モ尙未ダ跡ヲ絶

タズ、蓋シ帝國政府ガ軍隊ヲ朝鮮ニ派遣セルハ、實ニ現時ノ形勢ニ對シ、不得已ノ舉ニ屬シ、決シテ領土ヲ侵略スルノ意無シ、若シ同國ノ内亂完全ニ消滅シ、將來何等ノ危懼無キニ至ル時ハ、當然軍隊ヲ撤退スベシ、此時ハ貴全權公使ニ對シテ、明言スルヲ妨ゲズ、帝國政府ハ露國政府ノ友誼的勸告ニ對シテ、深ク謝意ヲ表シ、同時ニ露國政府ガ、貴我兩國政府間、現有ノ信義及ビ友誼ニ本ヅキ、此保證ニ對シテ充分信賴セムコトヲ希望ス、

といふので、極めて婉曲に露國政府の勸告を拒絶した。しかし、露國政府は、これに満足しなかつた。七月十三日、露國公使は本國政府の回答を外相に致した。

露國皇帝陛下の政府は、日本皇帝陛下の政府の宣言中に於て、朝鮮に對して侵略の意なく、且該國の内亂全く平穩に復し、禍亂再發の虞なきに至れば、速に其軍隊を該國より撤去すべしとの意思なるを認め、大に満足せり、但し此上は日清兩國政府の間、速に協議を開き平和の局を一日も早く結ばれむことを切望す、而して露國皇帝陛下の政府は其隣國たるの故を以て朝鮮國の事變は之を傍觀する能はずと雖も、今日の場合は、全く日清兩國の葛藤を豫防せむとするの希望に出でたることを了解せられたし、

この公文も一見甚だ靜穩なるがごとくなれど、その裏面には、極めて深刻の意を含み、日本政府をして、その明言の範圍を脱することなからしむると共に、露國政府は、何時なりとも朝鮮事變には容喙し得るの地歩を占めたものである。

とにかく、陸奥外相等は露國政府が、一旦言ひ出した故障を暫時なりとも撤回したのにや、安堵の思をしたが、それも束の間、七月二十一日になると、ヒトロボー公使はまたまた本國政府の訓令なりと稱し、外相に一の公文を送致した。その概要は、

日本が今朝鮮に對し要求せらるゝ讓與は、果して如何なるものなるや、且其の讓與の如何なるものたるに拘らず、苟も朝鮮國が獨立政府として列國と締結したる條約と背馳するものなる時は、露國政府は決して之を有効のものとして認むる能はず、將來無要の紛議を避けむが爲めに、茲に友誼上再び之を日本政府に告げ、其注意を促し置く。

といふのである。開戦前に於ける露國の意向が察せられる。

このとき露國の眞意は、何處にあつたのであらうか、駐露公使西徳二郎は、七月二十二日附を以て朝鮮事件に對する露國の意向を詳細に報じてゐるが、これによると、その概要は、

露國政府は今日まで傍觀の態度であるが、その内實は依然として清國最良である。彼等は日本の朝鮮國內治改革は、一種の口實に過ぎず、その實は露國のシベリヤ鐵道完成せざるに乘じ、これ

を自由に左右し、時宜によつてはその一部を扼するの企圖である、日本は自ら、その意なきを主張し、平和を好むといひながら、その舉動の全くこれに反するは事變を促すに外ならない、日本の意圖果してそこにあるか、否やはその爲すところを見る外はない、と事局の推移を待つものごとくである。

とある。これが露國の眞意である。されば、前には露國政府は隣國の故を以て、朝鮮の事變を傍觀する能はずといひ、後にはその語に註解を加へ、獨立政府として、朝鮮國が列強と締結した條約に違犯するものは、絶対に認めずといつたのである。露國の意は自ら明かである。されば後年、陸奥は當時を追想して、今猶ほ悚然として膚に粟を生ずるの感があるといつてゐた。陸奥は伊藤首相を擁してかやうな危道を進んでゐたのである。

一方英國政府も、決して我が味方ではなかつた。彼等は頻りに日清の開戦を憂慮した。それはこれに乗ぜんとする露國の行動を恐れたからである。六月十七日、小村代理公使は、この消息を次のごとく電報してゐた。

在清英公使は、日本兵の遣韓は不得策、且つ不必要と思考せり、英公使は露國の舉動を恐るゝが爲に、日清間に葛藤を生ぜざるやう頻りに心配し居れり、英公使は葛藤を避くるやう、充分の注

意を加へんことを李鴻章に忠告せり、日本政府も同じく注意あらんことを希望せり、

かくて駐清公使オコンノは、露國公使が天津に於て、李鴻章と日清問題を謀議してゐる間に、北京に於て、總理衙門の王大臣等に勸告し、日清兩國が、速かに和平的協議を開いて、最後の衝突を避けんことを希望し、駐日臨時代理公使バジツトと電報を以て往復協議してゐた。バジツトは日本政府に提議するに、清國政府は日本に對し、從來提議した案に或る種の條件を附加して、改めて協議を行はんとする意ある旨を告げた。

陸奥外相は、かやうな協議を好むところではないが、これを拒絶することも出来ず、若し清國政府が、朝鮮の内政改革の爲に日清兩國から共同委員を派遣することを承諾し、且つこの主義に據つて清國側から先に提議して來るならば、日本政府はこれを拒議しない云々と答へて、日本政府の決して和平を擾亂せんと欲する意なきことを示した。バジツトはこれをオコンノに電達したので、オコンノは總理衙門に慫慂し、また我が小村代理公使と協議し、七月九日を期して、總理衙門に於て會同商議することとした。

さて當日、我が小村代理公使が、總理衙門に赴いたが、清國王大臣等は何等新提議を試みず、たゞ日本の朝鮮撤兵が先決問題である、然る後、初めて朝鮮問題を協議しようといふのみで、折角の會議

も何の結果なくして別かるゝに至つた。小村は憤然として總理衙門を辭し、直に英國公使を訪問して總理衙門の違約を告げたので、英公使は大に遺憾の意を表し、七月十二日總理衙門を訪うて、そのことを究問したが、要領を得なかつた。こゝに注意すべきは、英國公使が、露國が日清の會議に參與することを好まず、若し日本が撤兵を肯んじない際は、英國政府から歐洲各國に照會し、協力してその撤兵を促す方針であるといふことを明言してゐる點である。

小村代理公使から、これ等の報告に接した陸奥外相は、清國政府が英國公使の提議を無視したことは、日本の外交行動を自由ならしむるものとして却つて喜んだのである。

清國の總理衙門の王大臣等が、一旦英國公使に約言したことを忘れたるがごとく、七月九日の會議を無効に終らしめたことは、彼の外交の慣用手段を示すもので、このとき天津に於て、李鴻章と露國公使カシニーとの會談によつて、露國が、日清兩國が、同時にその軍隊を朝鮮より撤去すべしとの勸告をせんとしふことであつたので、北京政府はこれを持みとして、一時英國公使の説を容れたることき假面を掩ひ、苟かに待つところがあつたからであつた。最初から外交上必須の信義を守らず、自家焦眉の急を救はんとして、左右に媚態を呈する拙劣な外交手段を執り、終に自ら孤立の境界に陥るを悟らざるは清國外交の常である。

しかし執拗な英國外交は、失敗を意としない、オコンノは、密かに通譯官を天津に派して、李鴻章に談じて、英國の調停に信頼せんことを勸説せしめ、一方駐日公使バジットに電照して、日本政府に斡旋せしめ、再び清國との協議を提出せしめた。陸奥は今更らこの會議の無効なるを知りつゝも、公然英國の調停を拒絶することなく、バジットに對し、

朝鮮問題も今や大にその歩武を進めた、日本政府は、最早や嘗て清國と會商すべしと約した條件に據ることは出来ない、故に假令清國政府が、朝鮮内政改革の爲め、共同委員を派遣するに至つても、日本政府が今日まで獨力を以て、著手した事項に就ては、敢て容喙せざることを約さねばならぬ、朝鮮問題をしてかくまで切迫せしめたのは、畢竟清國政府が陰險の手段と因循の方法とを以て、諸事を遅延せしめたからである、故に我が今回の提議に對しては、本日より五日以内にその諾否を回答されねば、日本政府はこれと應接することが出来ぬ、また清國がこの際、更に朝鮮に軍隊を増派することあらば、日本政府はこれを脅嚇の處置と認むる、清國政府がこの趣意に依り、日本と會商せむと欲せば、日本政府は敢てこれを拒むものでない、

と回答した。この回答には、英國政府も黙止するを得ないと、七月二十一日を以て、英國政府は日本駐劄のバジット公使に電訓して、一の覺書を日本政府に提出せしめた。